重役會ハ總裁、副總裁及理事ヲ以テ之ヲ組織ス（明治三九年二月改正）

第二十六條　重役會ハ必要ナル場合ニ總裁之ヲ召集ス

重役會ハ會員半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但會員中疾病旅行其ノ他事故アリテ定數ニ滿タサルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ出席會員ニ於テ之ヲ議決シ次回ノ重役會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第二十七條　重役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ署名スヘシ

第五章　株主總會

第二十八條　株主總會ヲ分チテ定時、臨時ノ二種トス

第二十九條　定時株主總會ハ毎年二月、八月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時場所、總會ノ目的及總會ニ於テ決議ヲ要スル事項ハ少クトモ開會ノ日ヨリ三週間前ニ總裁ヨリ記名株券ヲ所有スル株主ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ

定時株主總會ニ於テハ商法第百九十條ニ依リ總裁ヨリ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益金ノ配當ヲ決議ス（明治三九年二月改正）

第三十條　臨時株主總會ハ總裁ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ召集ヲ請求シタルトキ之ヲ開クモノトス但其ノ日時場所ハ總裁之ヲ定メ總會ノ目的及決議ヲ要スル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ三週間前ニ記名株券ヲ所有スル株主ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ

監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ臨時株主總會ヲ召集スヘシ

無記名株券ヲ所持スル者第一項ノ請求ヲ爲サントスルトキハ其ノ株券ヲ當銀行ニ供託スルヲ要ス（明治三九年二月改正）

第三十一條　各株主ノ議決權ハ其ノ所有ノ株數一株ニ付一箇トス

第三十一條ノ二　無記名株券ヲ所持スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ其ノ株券ヲ當銀行ニ供託スルニアラサレハ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス（明治三九年二月本條追加）

第三十二條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タルモノニ限ル

當銀行ノ重役及使用人ハ法定代理人タル場合ノ外如何ナル場合ニ於テモ代理人タルコトヲ得ス

第三十三條　株主ノ代理人トナリ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハムトスル者ハ其ノ權限ヲ證明スルコトヲ要ス

第三十四條　削　除（明治三九年二月本條削除）

第三十五條　削　除（明治三九年二月本條削除）

第三十六條　株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監査役之ニ署名スヘシ（明治三九年二月改正）

第三十七條　株主總會ニ出席シタル株主ハ總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名シ代理人タルモノハ其ノ旨ヲ記シテ署名スヘシ

出席名簿ハ總裁、副總裁、理事及監査役署名シタル上決議錄ニ附綴スヘシ（明治三九年二月改正）

第六章　營　業

第三十八條　當銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス（明治三八年五月、同四四年五月、大正三年六月、同七年五月改正）

一、國債證券、地方債證券及株券ヲ質トスル貸付

二、國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受

三、預リ金及保護預リ

四、擔保附社債ニ關スル信託事業（大正一一年八月改正）

五、手形ノ割引
六、爲替及荷爲替
七、法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付
八、工場ニ屬スル敷地建物ヲ抵當トスル當座貸又ハ定期貸
九、市制施行地及勅令ヲ以テ指定セラレタル市街地ニ存在スル宅地建物ヲ抵當トスル當座貸又ハ定期貸
十、十五年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付
十一、造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付
十二、國債證券、地方債證券、社債券若クハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ元利金若クハ配當金ノ支拂ノ取扱（大正一一年八月改正）
十三、法律又ハ命令ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經タル業務
前項第八號及第九號ノ貸付金總高ハ拂込資本金額ノ二分ノ一ヲ限度トス
第三十八條ノ二　當銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ株式ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得（大正七年五月本條追加）
第三十九條　削除（大正一一年八月本條削除）
第三十九條ノ二　當銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但舊債アル場合ニ於テ當銀行ヨリ借入レル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ增抵當トシテ徵求スルトキハ此限ニ在ラス
前項但書ノ場合ニ於テ舊債ヲ償還スヘキ金額ハ借主ニ交付セス之ヲ其ノ償還ニ充ツヘシ（大正七年五月本條ノ二乃至十一追加）
第三十九條ノ三　當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル船舶ハ貸付金最終償還期迄ニ進水後二十五年ヲ經過セサルモノニ限ル

當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル船舶又ハ製造中ノ船舶ハ保險ニ附シタルモノニ限ル
第三十九條ノ四　抵當トシテ徵スル船舶ノ保險ハ總テ當銀行ニ於テ確實ト認ムル保險會社ノ保險タルヲ要シ其ノ保險契約ハ貸付期間中繼續セシムルヲ要ス
貸付期間中保險契約繼續セサルトキハ當銀行ハ償還期限前ト雖モ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ
第三十九條ノ五　船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ當銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内及保險金額ノ五分ノ四以内トス但進水後一箇年百分ノ四ノ割合ヲ以テ遞下シタル評定製造價格ヲ超ユルコトヲ得ス
第三十九條ノ六　年賦償還ハ遞減償還ノ方法ニ依ルヘシ但特別ノ場合ニハ均等償還又ハ遞增償還ノ方法ニ依ルコトヲ得
第三十九條ノ七　船舶ヲ抵當トスル貸付金ノ年賦償還ニ付テハ借主ノ請求ニ依リ二箇年以内ニ於テ据置期間ヲ定ムルコトヲ得但其ノ期間ノ利子ニ付テハ此限ニ在ラス
第三十九條ノ八　年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ償還金高ノ百分ノ三以内ニ於テ手數料ヲ徵スルモノトス
第三十九條ノ九　當銀行ハ年賦金ノ拂込ヲ遲延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖モ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ
第三十九條ノ十　當銀行ハ抵當ニ徵シタル船舶ノ價格減少シ貸付金未償還額ニ對シ第三十九條ノ五ノ割合ニ不足ヲ生シタリト認ムルトキハ增擔保ヲ要求シ又ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ
債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ當銀行ハ償還期限前ト雖モ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得ル

モノトス

第三十九條ノ十一　抵當ニ徴シタル船舶カ撤廢又ハ公用ノ爲メ使用若クハ收用セラルル場合ニ於テハ當銀行ハ償還期限前ト雖モ貸付金ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ但債務者ニ於テ賠償金若クハ補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルトキハ此限ニ在ラス

第四十條　當銀行ノ貸付期限ハ第三十八條第一項第十號ノ貸付ヲ除クノ外五箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但特別ノ必要アル場合ハ此限ニ在ラス（明治三六年一月・同・四四年五月・大正七年五月改正）

第四十一條　當銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ公債、社債、株券及地金銀ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第四十二條　當銀行ハ自己ノ株券ヲ所得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

當銀行ハ自己ノ債券ヲ所得スルコトヲ得ス但買入償還ノ爲メ所得スルハ此限ニ在ラス（明治三八年五月・大正九年一〇月本條改正）

第四十三條　當銀行ハ左ニ記載スル場合ヲ除クノ外不動産ヲ所得スルコトヲ得ス

一、營業用地所家屋

二、債務辨濟ノ爲メ引渡サレタル不動産

三、裁判上引渡サレタル不動産

前項第二號第三號ノ不動産ハ速ニ之ヲ處分スヘシ

第四十四條　當銀行ノ役員及使用人ハ當銀行ヨリ負債ヲナスコトヲ得ス

第七章　興業債券（大正七年五月改正）

第四十五條　當銀行ヨリ發行スル債券ハ券面金額ヲ貳拾圓以上トシ無記名利札附トス但應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名トス（大正九年一〇月改正）

第四十五條ノ二　當銀行ニ於テ券面五拾圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得（大正九年一〇月本條ノ二乃至四追加）

第四十五條ノ三　賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セントスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ揭ケタル事項ヲ公告スヘシ

第四十五條ノ四　當銀行ノ債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第四十六條　債券ノ發行高ハ拂込資本金高ノ十倍ヲ限リトス又其ノ發行高ハ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀ヲ時價ヲ以テ精算セシ現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

但借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合及日本興業銀行法第十二條ノ二ニ依リ債券ヲ發行スル場合ハ此限ニ在ラス（明治三八年五月・同四四年五月・大正九年一〇月改正）

第四十七條　債券ノ利子ハ每年二回發行ノ時定メタル日ニ於テ利札引換ニ支拂フヘシ

但日本興業銀行法第十二條ノ二及第十三條ノ四ニ依リ發行スル債券ノ利子ハ此限ニ在ラス（明治三八年五月改正）

第四十八條　債券ノ償還期限ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以內トシ當銀行ノ都合ニ依リ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ、但日本興業銀行法第十二條ノ二ニ依リ發行スル債權ノ償還ハ此限ニ在ラス

第四十九條　債券若クハ利札ニシテ滅失、紛失、盜取セラレタルトキハ公示催告ノ手續ヲ爲シ無效ノ宣告アリタル後ニアラサレハ當銀行ハ代リ債券若クハ利札ヲ交付セサルモノトス但記名債券ニ付テハ第十一乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

公示催告ニ關スル費用ハ債券所有者ノ負擔トス

第五十條　記名債券ヲ無記名ニ無記名債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合又ハ滅失、紛失、盜取セラレ若クハ汚染毀損等ノ爲メ代リ債券交付ノ場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金參拾錢ノ手數料ヲ徴ス

記名債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金拾五錢ノ手數料ヲ徴ス

第五十一條　當銀行ハ債券發行ノ基礎トナレル貸付金ノ償還延滯シ又社債券ニシテ之ヲ發行シタル會社解散ノ爲メ元金全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキハ速ニ其ノ延滯金額又ハ償還ヲ得サル社債券ノ價格ニ相當スル債券ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

第五十二條　當銀行ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀ニシテ其ノ時價減少シ第四十六條ノ制限ヲ下ルトキハ他ノ國債證券、地方債證券、社債券、株券又ハ地金銀ヲ以テ之ヲ補充スルカ若クハ其ノ超過額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ（明治三八年五月・同四四年五月改正）

第八章　計　算

第五十三條　當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月マテ及七月ヨリ十二月マテトシ總裁ハ各年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算シ財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金分配案ヲ作リ、之ヲ定時總會ニ提出スヘシ

第五十四條　利益金分配ノ方法ハ總益金ヨリ諸支拂利息、給料、旅費其ノ他一切ノ營業費及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ利益金トシ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ（明治三六年一月改正）

一、利益金百分ノ八以上　損失補塡準備金

二、利益金百分ノ二以上　配當平均準備金

三、右二項ノ金額ヲ引去リ其ノ殘額ノ內ヨリ拂込資本金ニ對シ百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配當金トスヘシ

四、右三項ヲ引去リ其ノ內ヨリ利益金ノ百分ノ十以內ヲ重役賞與金トシテ引去リ尙殘額アルトキハ之ヲ第二配當金トシテ株主ニ配當シ又ハ別途積立金ト爲シ又ハ後期繰越金ト爲スヘシ

第五十五條　當銀行ノ創立初期ヨリ五箇年間ハ前條第一號及第二號ノ準備金ヲ引去リタル殘額拂込資本金ニ對シテ年百分ノ五ニ達セシムヘキ金額ハ政府ノ補給ヲ受クルモノトス

第五十六條　損失補塡準備金ハ損失ニ因リ資本ニ缺額ヲ生シタルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

配當平均準備金ハ配當金拂込資本金ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セサルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

創立初期ヨリ五箇年間ハ前二項ノ補充額ハ政府ノ補給ヲ受ケ尙ホ不足アル場合ニ其ノ不足額ニ限リ之ヲ補充ス

第五十七條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニアラサレハ株主ニ利益金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

配當金ノ拂渡期日ハ總裁之ヲ定メ記名株券ヲ所有スル株主ニ通知シ且公告ス（明治三九年二月改正）

附　則

第五十八條　大正六年八月七日臨時株主總會ノ決議ニ依ル增加資本金壹千貳百五拾萬圓ノ內參百七拾五萬圓ニ對スル株式七萬五千株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ之ヲ發行ス（大正六年八月追加）

第五十九條　大正八年八月五日臨時株主總會ノ決議ニ依ル增加資本金貳千萬圓ノ內五百萬圓ニ對スル株式拾萬株ハ額面以上ノ價格ヲ以テ之ヲ發行ス（大正八年八月追加）

第三項　資本金及積立金

第一目　資本金

日本興業銀行の設立當初に於ける資本金は一千萬圓にして、之を十萬株に分ち、各株式の金額を百圓とし、全部記名株券とせり。而して其の第一回拂込一株に付二十五圓は明治三十五年三月之を拂込ましめしが、更に明治三十八年十二月第二回拂込二十五圓を徵收し、茲に各株式は半額拂込濟となり、拂込資本金五百萬圓となれり。

尋いで明治三十九年二月資本金を一千七百五十萬圓に增加したるが、同時に各株式の金額を改めて五十圓とし、從來の株式十萬株を分割して二十萬株と爲し、而して其の半數は全額拂込として之を

第一舊株と稱し、他の半數は拂込未濟のものとして、之を第二舊株と稱したり。卽ち當初に於ける現株主は、從來の株式一株の代りとして五十圓拂込第一舊株一箇及拂込未濟第二舊株一箇を取得したるものとす。但し增資確定と同時に、第二舊株に對しては一株に付十二圓五十錢宛拂込の通知を發し、總額百二十五萬圓の拂込を徵したり。又增資に依る株式十五萬箇は外國資本家をして之が株主たらしむるの趣旨を以て、總て無記名の形式を採り、外國市場に於て之を募集することと爲したるが有力なる外國資本家の歡迎する所となり、直に全部引受濟となれり。該株は之を第一新株と稱し、無記名なるを以て法規に依り全額卽ち一株に付五十圓宛を拂込ましめ、總額七百五十萬圓の拂込を了し、斯くて明治三十九年三月末現在の同行資本金は一千七百五十萬圓、株數三十五萬株にして、拂込濟額一千三百七十五萬圓となれり。而して第二舊株に對しては、翌明治四十年四月第二回拂込金一株に付二十五圓を、次いで明治四十四年一月第三回拂込として一株に付十二圓五十錢を徵したるを以て、茲に同行の資本金は全額拂込濟となれり。

降て大正六年に至るや、興業銀行は茲に第二回の增資を行へり。蓋し逐年各般業務の擴張せるに伴ひ、資金需要の增加著大にして、產業の進步に適應すべき金融の資源を確立する爲め、再び資本金を增加することの必要を認めたるものにして、今同年八月七日の臨時株主總會に於て議決せる所を見るに左の如し。

(一) 當銀行の資本金一千七百五十萬圓を三千萬圓に增加し、增加資本金千二百五十萬圓は之を二十五萬株に分ち、一株の金額を五十圓とし之を新株とす。

(二) 新株は全部之を記名式とし、內十七萬五千株は大正六年十月一日の株主名簿締切の際に於ける現在の株主に對し、其の所有株二株に付新株一株を割當て引受けしめ、證據金は之を徵收せず。但し無記名株の所有者に就きては割當株引受申込期日迄に其の所有株券を當行支店(外國に於ける所有者は當行倫敦代理店)に供託せしめ、新株引受の申込を爲さしむること。

奇數株の所有者は他の奇數株の所有者と共同して新株の引受を爲すことを得。

(三) 新株の內七萬五千株は額面以上の價格を以て、內地に於て一般より之を募集すること。

(四) 新株の第一回拂込金額は金拾貳圓五拾錢とす。

(五) 額面以上の差金は當銀行損失補塡準備金に組入るること。

(六) 現在株主に於て割當新株引受の申込を爲さざるより生じたる剩餘株式の處分、其の他新株の發行に關し特に議決を爲さざる事項は、總て重役會の決議に依り總裁之を處理すること。

而して右の決議に基き、舊株主に割當てたる新株十七萬五千株は十月十五日迄に引受を爲さしめ十一月一日に第一回株金を拂込ましめたり。又公募に附すべき七萬五千株は額面以上十圓卽ち最低一株六十圓の價格を以て之を募集し、九月八日を以て期限を爲したるが、其の成績良好にして申込總株數八萬四千五百四十株に上りたり。因て額面超過額十圓二十錢以上を募入とし、以て豫定株數に滿たしめたること九千五百四十株、卽ち募集株數に超過することと七十七萬九千八百七圓に達せり。斯くて十一月一日第一回株金及超過金を拂込ましめ、其の結果興業銀行の資本金は三千萬圓、株數六十萬株にして、內拂込濟二千六十二萬五千圓となれり。

右增資に依る新株は之を第二新株と稱して前回の分と區別し、而して第一回拂込以後に表示するが如く、大正八年四月迄に殘餘の拂込を徵收したるを以て、茲に同行の資本金三千萬圓は全額拂込濟となりたり。

然るに其の後に至りても同行の業務は年々に發展し、從て運用資金の要求を促すこと多大なりしのみならず、其の資源たる興業債券の發行限度を增進するには、資本金額を增加せざるべからざるに至れり。仍て大正八年第三回の增資を計畫し、同年八月五日の臨時株主總會に於て左の如く決議したり。

（一）當銀行現在の資本金三千萬圓を五千萬圓に增加し、增加資本金二千萬圓は之を四十萬株に分ち、一株の金額を五十圓とし、之を新株と稱す。

（二）新株は全部之を記名式とし、內三十萬株は大正八年十月一日株主名簿締切の際に於ける現在の株主に對し其の所有株二株に付新株一株を割當て引受けしめ證據金は之を徵收せず。

（三）新株の內十萬株は額面以上の價格を以て內地に於て之を募集す。

而して右に列記せる以外は總て前回增資の場合と同一の方法を執りたるものにして、同行に於ては此の決議に基き株主に割當てたる三十萬株は十月十五日迄に引受けしめ、十一月一日其の第一回の拂込を徵收し、又一般公募に附すべき十萬株は、額面超過十七圓五十錢以上卽ち一株六十七圓五十錢以上の價格を以て募集したるが、其の結果は頗る好況を呈し、申込期限たる九月五日迄に應募株數三十萬三千四百八十株に達し、募集株數に對し二十萬餘株の超過を見たり。茲に於てか超過價格二十五圓六十錢以上を募入として豫定株數に滿たしめ、十一月一日第一回株金十二圓五十錢及額面超過金の拂込を受けしが、右額面超過金は累計實に二百七十二萬八千四百七十圓五十錢の巨額に達したり。斯くて大正八年末現在の同行資本金は五千萬圓中拂込濟三千五百萬圓となりしが、其の後大正九年四月新株に對し第二回の拂込二十五圓を、次で大正十年十月同第三回拂込十二圓五十錢を徵收し、茲に資本金五千萬圓は全額拂込濟となれり。

尙ほ右の新株は從來增資の都度發行したるものと區別する爲め、之に第三新株の名稱を附せしが第一乃至第三新株共に拂込濟となりたる上、拂込終了の次の決算期以後は其の配當も舊株と異る所なきに至りしを以て、此等を整理する爲め、大正十一年二月全部に對し新に株券を調製して之を引換へ、茲に新舊の區別を廢止することと爲せり。

日本興業銀行資本金及株主累年一覽表

期次	公稱資本金	拂込資本金	株主人員	配當歩合	摘要
明治三五年 上	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円	一、三七六人	御券屋毛 ○・五〇〇	明治三十五年三月第一舊株第一回拂込一株二十五圓
同 下	〃	〃			
同 三六 上	〃	〃	一、四〇六	○・六〇〇	
同 下	〃	〃			
同 三七 上	〃	〃	一、五二三	○・六〇〇	
同 下	〃	〃			
同 三八 上	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	一、四三三	○・七〇〇	明治三十八年十二月第一舊株第二回拂込、一株二十五圓（全額拂込濟）
同 下	〃	〃			
同 三九 上	一七、五〇〇、〇〇〇	一三、七五〇、〇〇〇	一、八四七	○・七五〇	明治三十九年二月第一回增資、第二舊株第三回拂込、一株十二圓五十錢、第一新株全額拂込、一株五十圓
同 下	〃	〃			
同 四〇 上	〃	一六、二五〇、〇〇〇	二、一四四	○・七五〇	明治四十年四月第二舊株第二回拂込、一株二十五圓
同 下	〃	〃			
同 四一 上	〃	〃	二、二六一	○・八〇〇	
同 下	〃	〃			

明治四二年	上	一七、五〇〇、〇〇〇円	一六、二五〇、〇〇〇円	二、一七九人	〇・八〇〇割分厘毛	
	下	〃	〃			
同 四三	上	〃	〃	二、一六七	〇・八〇〇	明治四十四年一月第二舊株第三回拂込一株十二圓五十錢(全額拂込濟)
	下	〃	〃			
同 四四	上	〃	一七、五〇〇、〇〇〇	二、三〇四	〇・八〇〇	
	下	〃	〃			
大正 元	上	〃	〃	二、五五二	〇・八〇〇	
	下	〃	〃			
同 二	上	〃	〃	二、七五三	〇・五五〇	
	下	〃	〃			
同 三	上	〃	〃	二、七九九	〇・六五〇	
	下	〃	〃			
同 四	上	〃	〃	二、七八七	〇・六〇〇	
	下	〃	〃			
同 五	上	〃	〃	二、八四一	〇・五七五	
	下	〃	〃			
同 六	上	〃	〃	三、〇二七	〇・六〇〇	大正六年八月第二回增資、同十一月第二新株第一回拂込、一株十二圓五十錢
	下	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、五〇四、五〇〇			
同 七	上	〃	二三、七四八、〇五〇	四、一九四	〇・六五〇	第二新株第二回拂込、同上 第二新株第三回拂込、同上
	下	〃	二六、八七一、九三七			
同 八	上	〃	二九、九九九、五〇〇	五、八四八	〇・七〇〇	大正八年四月第二新株第四回拂込、同上(全額拂込濟) 大正八年八月第三回增資 同年十一月第三新株第一回拂込、一株十二圓五十錢
	下	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇			
同 九	上	〃	四四、七九二、四五〇	六、九三一	〇・八〇〇	大正九年四月第三新株第二回拂込、一株二十五圓
	下	〃	四五、〇〇〇、〇〇〇			
同 一〇	上	〃	〃	七、〇四八	〇・九五〇	大正十年十月第三新株第三回拂込、一株十二圓五十錢(全額拂込濟)
	下	〃	四九、九八七、一一三			
同 一一	上	〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇	七、四二五	一・〇〇〇	
	下	〃	〃			
同 一二	上	〃	〃	七、八八三	一・〇〇〇	
	下	〃	〃			
同 一三	上	〃	〃	八、一二六	一・〇〇〇	
	下	〃	〃			
同 一四	上	〃	〃	八、一八四	〇・八〇〇	
	下	〃	〃			
昭和 元	上	〃	〃	八、〇七四	〇・八〇〇	
	下	〃	〃			

第二目 積立金

日本興業銀行の積立金に關しては、同銀行法第十七條に於て、毎營業年度準備金として資本の缺損を補ふ爲め利益金の百分の八以上を積立て、又利益配當の平均を得せしむる爲め其の百分の二以上を積立つべしと規定せり。而して同行定款に於ては右法律の規定に基き利益金の分配方法を定むると共に、前者には損失補塡準備金、後者には配當平均準備金なる名稱を附せり。尙ほ定款には明治三十六年二月の改正以來別途積立金を爲し得る旨の規定あり、爾來同行に於ては臨時の利益ありたる際之を實行することを期したり。

右法律及定款の規定に基き、同行は毎期兩種準備金を積立てたるが、其の金額は勿論毎期利益の實

績に依りて異同あり、又特に利益多き場合には別途積立金を實行したること數回に及べり。而して大正二年八月興業銀行の整理を發表するや、其の期の配當に充當する爲め、配當平均準備金中より四十二萬餘圓を取崩し、又別途積立金の全部を整理の補償に使用したるが、無論此の如き例は其の前後に之れ無きのみならず、前項に述べし如く同行は大正六年及八年の增資に際し、新株の一部を額面以上の價格を以て募集し、之に依りて得たる額面超過金は商法の命ずる所に依り、何れも之を損失補塡準備金中に加算したるを以て、同行の積立金は次表に示す如く累年增加したるものとす。

日本興業銀行積立金累年一覽表

期		損失補塡準備金	配當平均準備金	特別積立金	積立金合計	積立金累計
		円	円	円	円	円
明治三五年	上					一、一四八、四五五、〇〇〇
	下	九一八	二三〇		一、一四八	四、五七四
同 三六	上					二四八、〇〇〇、〇〇〇
	下	二、七四一	六八五		三、四二六	五〇〇、九七五
同 三七	上	三二、七四一	一八〇、六八五	三〇、〇〇〇	二四三、四二六	七六五、〇一五
	下	四〇、三八〇	一八二、五九五	三〇、〇〇〇	二五二、九七五	一、〇四〇、三一五
同 三八	上	四九、二三〇	一八四、八一〇	三〇、〇〇〇	二六四、〇四〇	一、三三四、四一五
	下	五八、二〇〇	一八七、一〇〇	三〇、〇〇〇	二七五、三〇〇	一、六五三、五一五
同 三九	上	七三、二〇〇	一九〇、九〇〇	三〇、〇〇〇	二九四、一〇〇	二、〇六二、六一五
	下	九三、二〇〇	一九五、九〇〇	三一九、一〇〇	三一二、八〇〇	二、五七五、四一五
同 四〇	上	一六七、〇〇〇	二一二、一〇〇	四〇九、一〇〇	四二三、二〇〇	三、一九八、六一五
	下	二五二、六〇〇	二三〇、二〇〇	五一二、八〇〇	五二三、二〇〇	
同 四一	上	三四三、〇〇〇	二五〇、二〇〇	六二三、二〇〇	六三七、二〇〇	
	下					
同 四二	上					
	下					
同 四三	上					
	下					
同 四四	上					
	下					
大正 元	上					
	下					
同 二	上					
	下					
同 三	上					
	下					
同 四	上					
	下					
同 五	上					
	下					
同 六	上					
	下					
同 七	上					
	下					
同 八	上					
	下					

大正九年上	五、九七一、七九八円	三〇一、八〇〇円	―円	六、二七三、五九八円	五五、一〇七、一八二円
同下	六、一二四、七九八	三四〇、八〇〇	―	六、四六五、五九八	六一、五七二、七八〇
同一〇上	六、三七四、七九八	四四〇、八〇〇	―	六、八一五、五九八	六八、三八八、三七八
同下	六、八七四、七九八	六四〇、八〇〇	―	七、五一五、五九八	七五、九〇三、九七六
同一一上	七、五七四、七九八	九四〇、八〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇一五、五九八	八五、九一九、五七四
同下	八、〇七四、七九八	一、一四〇、八〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一一、二一五、五九八	九七、一三五、一七二
同一二上	八、五七四、七九八	一、三四〇、八〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一二、一一五、五九八	一〇九、二五〇、七七〇
同下	九、〇七四、七九八	一、五四〇、八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一三、〇一五、五九八	一二二、二六六、三六八
同一三上	九、三七四、七九七	一、六四〇、八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一三、四一五、五九七	一三五、六八一、九六五
同下	九、八七四、七九八	一、八四〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一四、三一五、五九八	一四九、九九七、五六三
同一四上	一〇、三七四、七九八	二、〇四〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一五、〇一五、五九八	一六五、〇一三、一六一
同下	一〇、七二四、七九八	二、一九〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一五、五一五、五九八	一八〇、五二八、七五九
昭和元上	一一、〇七四、七九七	二、三四〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一六、〇一五、五九七	一九六、五四四、三五六
同下	一一、四二四、七九七	二、四九〇、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一六、五一五、五九七	二一三、〇五九、九五三

第四項　保護及監督

第一目　保護

旣述の如く日本興業銀行は其の設立に於て特殊の目的を有するものなるを以て、政府は之に對して特に保護を加へ、其の設立を易からしむると共に、營業上にも幾多の保護便益を與へ、以て所期の目的を達せんことを計りたり。卽ち日本興業銀行法第二十六條の規程に依り、政府は同銀行の配當金年百分の五に達せざる場合に於ては、創立初期の末日より五箇年を限り、拂込資本金の百分の五を超

過せざる範圍内に於て、右年五分の配當に達せしむべき金額を補給することとし、以て同行の信用維持を計りたり。而して同行創立費の支出多かりし明治三十五年上半期に二萬二千五百四十七圓を、營業日淺くして十分の利益を擧げ得ざりし同年下半期に、四萬一千九百九十四圓を補給し、以て年配當金額を五分に達せしめしが、爾後同行業務は著々として進展し、三十六・七兩年は年六分、三十八年は年七分、三十九年は年七分五厘の配當を行ふことを得しを以て、明治四十年四月政府補給年限の滿了する迄、遂に實際補給の必要を見ずして終れり。

又同行の貸出資金收集の爲め特に興業債券發行の特典を與へ、其の發行總額は當初拂込資本金額の五倍迄許容し、後明治三十八年三月法律第四十九號によりて、此の制限を十倍に擴張し、且債券發行に當りては屢々政府に於て其の引受を爲し、特に明治四十一年同行が韓國政府に對する貸付資金調達の爲め、倫敦及巴里に於て債券二百萬磅募集の際の如きは、政府は特に議會の協賛を經て豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件を公布し、右債券に對し二千萬圓を限度として元利金支拂の保證を爲し、以て外國に於て其の聲價を高むると共に、國內に於ても亦同債券をして各種保證金に代用することを認め、其の信用維持に努めたり。卽ち明治三十五年九月十五日農商務省告示第百六十八號を以て度量衡器を製作修復若くは販賣する者の身元保證金に代用することを許し、同年十月十一日遞信省告示第四百六十二號を以て、興業債券（但し券面金額五十圓以上のものは此の限に在らず）又は其の利札は郵便貯金に預入することを許可し、次いで翌明治三十六年十二月勅令第二百八十三號を以て、同行債券を會計規則第六十九條及第百三條の保證金に使用することを得せしめたり。

第二目　監　督

日本興業銀行は特殊の目的を以て設立せられ、政府は之に特別の保護を加ふる處あるを以て、其の業務に關する政府の監督は之を嚴にし、以て特權を濫用して業務の放漫に流れ、延て公共の利益を害するが如きこと無からしめんとするは蓋し當然のことなりとす。卽ち同銀行法は第十八條乃至第二十五條に於て政府の監督に關しては直接政府の監督の下に置き定款の變更、支店又は代理店の設置及株主配當金の分配等に際しては主務大臣の認可を受けしめ、主務大臣の命により營業に關する諸般の景況及計算報告書を提出せしめ、且同行の營業上法律命令又は定款に背戻し、若くは公益を害する事件ありと認むる場合は主務大臣之を制止することを定むると共に、別に日本興業銀行監理官を置きて同行の業務を監視せしむることと爲せしが、右規定に基き明治三十五年四月大藏大臣達により、同行監理官要務規程を左の如く定めたり。

日本興業銀行監理官要務規程（明治三十五年四月九日大藏大臣達）

第一條　日本興業銀行監理官ハ毎週一回以上日本興業銀行ニ臨監シ同行各部局擔任ノ事務ヲ質問監査スルモノトス

第二條　日本興業銀行監理官ハ必要ナリト認ムルトキハ同行ノ金庫券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査シ又ハ同行重役ヲシテ計算書報告書等ヲ差出サシムルコトヲ得

第三條　日本興業銀行監理官ハ必要ナリト認ムルトキハ重役會及株主總會ニ臨席スヘシ此場合ニ於テハ意見ヲ陳述スルコトヲ得ヘシ

第四條　日本興業銀行監理官ハ日本興業銀行ノ營業上法律、命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第五條　日本興業銀行監理官ハ日本興業銀行ノ事務執行上改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其意見ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第六條　日本興業銀行監理官ハ日本興業銀行ノ諸願伺等ニ對スル指令其他ノ命令ニ關シ主任局ノ合議ヲ受クルモノトス

第七條　第一條ニ依リ日本興業銀行ニ臨監シテ監査スル事項ハ別紙事務調査心得ニ據ルヘシ（事務調査心得省略）

右規定は其の後何等改正せらるることなく、以て大正十五年六月特別銀行監理官處務規程の制定に及べり。

第二款　日本興業銀行の營業

第一項　營業の範圍

日本興業銀行の營業は同銀行法の定むる所に依り、其の範圍を限定せらるると雖も、旣に述べし如く同銀行法中の數次の改正に依り、其の範圍は次第に擴張せられたり。先づ開業當時に於ける營業を見るに、其の範圍は(イ)國債證券、地方債證券及株券を質とする貸付(ロ)國債證券地方債證券、社債券の應募又は引受(ハ)預り金及保護預り(ニ)地方債證券、社債券及株券に關する信託の業務(ホ)營業上の餘裕金を以てする國債證券、地方債證券及社債券の買入等にして、右以外の業務を營むことを得ざるものとせられたり。然るに其の後業務實行の結果、同行の機能を發揮せしむる上に於て、種々補正を要すべきものありたるのみならず、一般經濟界の進步に適應せしむる爲め營業範圍に改定を加ふる必要を生じ、先づ明治三十八年三月の法律改正に依て、新に手形の割引（但し有價證券擔保に限る）及財團抵當貸

付を加へ、又信託業務に關する從來の制限を撤し、諸般の信託業務を營み得ることとし、且つ同行の營業範圍に屬せざる事業と雖も、外國に於ては特に銀行業務又は其の附帶的業務を營み得ることとなれり。此の他外國に於ける公益事業に投資する場合には、限度以上に債券を發行し得ることとなりしが、之れ又營業範圍の擴張と看做すことを得べし。

尋いで明治四十四年三月の法律改正に依り、業務中新に工場に屬する敷地建物、市制施行地及勅令を以て指定する市街地に在る宅地建物を擔保とする貸付、竝に株券及地金銀の買入を加へ、且つ手形割引に關する制限を除去し、又大正三年八月には爲替及荷爲替業務の追加あり、茲に於てか興業銀行は一般商業銀行の營む業務は、殆ど之を行ひ得ることとなれり。

更に大正七年四月の改正に依り、船舶抵當貸付及株式の應募又は引受を爲すことを得るに至りしを以て、其の營業範圍は益擴張せられしが、他方大正十一年四月の改正の結果、信託業務を除外せられしが如きこともあり、結局昭和元年末現在に於ける同行の營業範圍は(イ)各種有價證券の擔保貸(ロ)各種有價證券の應募又は引受(ハ)預り金及保護預り(ニ)擔保附社債に關する信託業務(ホ)手形の割引(ヘ)爲替及荷爲替(ト)財團抵當貸付(チ)船舶又は製造中の船舶抵當貸付(リ)造船材料又は船舶屬具擔保貸付(ヌ)各種有價證券の募集拂込竝に元利金及配當金支拂に關する取扱(ル)工場敷地建物及市街地内宅地建物擔保貸(ヲ)各種有價證券及地金銀の買入等之なり。

第二項　營業所

日本興業銀行は明治三十五年四月十一日を以て、東京市日本橋區兜町二番地に開業したるが、後麹町區錢瓶町に營業所を新設して明治三十六年十月之に移轉し、以て大正末年に及べり。而して同行が本店以外に店舖を設けたるは明治三十九年十月京城出張所の開業を以て嚆矢とす。蓋し明治三十七八年戰役の結果、我國の指導開發に委ねられたる韓國は、其の金融機關に於ても不備を極めたるを以て、興業銀行は進みて同國の政府民團及農工銀行等に投資することとなり、卽ち京城に出張所を設けたるが、翌四十年三月之を改めて支店と爲したり。然るに其の後東洋拓殖株式會社に金融部の新設せられたるのみならず、次で韓國銀行創設せられ、特に興業銀行支店の存續を必要とせざるに至りしかば、韓國に於ける代理店の事務一切を韓國銀行に囑託し、四十三年三月京城支店を廢止したり。

其の後內地に於ける業務の發展と共に、大正二年十月に至り日本橋支店を、尋で翌三年一月大阪支店を何れも開設し、降て大正七年船舶抵當貸付の開始に當り同年七月神戸支店を開設し、以て大正末年に及べり。卽ち昭和元年末現在の營業所は本店(東京市麹町區錢瓶町、明治三十五年四月開業)日本橋支店(東京市日本橋區新右衞門町、大正二年十月開業)大阪支店(大阪市東區高麗橋五丁目、大正三年一月開業)及神戸支店(神戸市仲町、大正七年七月開業)の五箇所なりとす。

第三項　營業の趨勢

開業當時に於ける興業銀行の營業成績は必ずしも顯著ならざりしが、其の後同行の機能は漸次世上に周知せられ、取引區域も從て擴大を致すに至れり。而して此の如きは本邦經濟の發展に俟つ所大なるものありと雖も、一面同行自ら業務發展の爲め諸般の積極策を講じたるに負ふ所亦尠からず。就中大正二三年に亙り日本橋及大阪兩支店を開設して取引增殖の爲に新方面の開拓を圖り、次で大

正六年には新に代理貸付制度を設け、汎く各地方の銀行と聯絡を通じて産業資金の放出に努め、更に大正七年に神戸支店を開設したるが如き其の主要なるものとす。又世界大戰の勃發以來、特別産業資金の貸出を始めとし、株式竇絲・銅・鐵業者の救濟及臨時事業資金の貸出に當り、常に中心機關として斡旋し、其の取引各方面に亙り、關係地域の廣大なりしことは、同行の機能を宣傳する爲に絶好の機會を與へられたるものと云ふべし。以下同行營業の趨勢を各主要業務に就て概觀すべし。

第一　貸付及割引

先づ貸付に就て見るに、貸付高は明治三十五年末の總貸高三百二十三萬餘圓なりしもの、爾後貸付範圍の擴張と共に比年增加し、同四十四年末には二千三百六十三萬餘圓となり、更に大正時代に於ては世界大戰・關東大震災等、時局或は天災の爲め益〻膨脹の傾向を辿り、大正十四年上半期末には創業以來の最高記錄たる二億二百一萬餘圓を示し、昭和元年末に於ても尙ほ一億九千四百六十四萬餘圓を算せり。又手形割引は明治三十五年に於て二百萬餘圓となりしもの、同四十四年末には千六百十二萬餘圓となり、大正十年末には更に激增して一億八千二百三十七萬餘圓に達したるが、爾後寧ろ停頓の狀を示して一億圓內外を上下し、昭和元年末には八千六百六十一萬餘圓となれり。

第二　預金及保護預り

次に預金に就て見るに、元來同行は特殊銀行として賦與せられたる特權卽ち興業債券の發行に依り貸付資源を獲得せる關係上、預金業務は創業當初より必ずしも重視せざりしを以て、當時の預金取引は概ね公共團體又は商事會社に限り行ひしものなるが、其の後業務範圍の漸次擴張するに伴ひ、各種取引の增加の一般經濟界の進展と相俟て同行の預金亦遞增の趨勢を示せり。就中大正十一年以後經濟界の不況となり、高田商會の破綻竝に同商會關係銀行の休業等の波瀾尠からざりし爲め、人心をして預金は確實なる銀行へとの信念を抱かしめたる結果、興業銀行に於ても亦當時より幾分預金業務の活況を示すに至れり。卽ち之を表示すれば次の如し。

日本興業銀行預り金累年表

年次	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
明治三五年	一、九〇八、八九八 円	六三、四九四 円	七、〇二二、二〇一 円	一、一〇八、二一三 円	八、八六七、六〇五 円
同　三六年	五、三一三、四六九	一、六四九、一一一	七、一六四、二二七	一、六四〇、三二二	一〇、八二八、五八五
同　三七年	五、八一三、二七八	一、五七七、三一七	一、二、五九五、七六五	一、七九三、八二六	一六、八三一、七二六
同　三八年	三二、七五六、五八〇	二、〇一八、一五〇	一一、一四八、五八九	一、四三六、四六二	四一、八八七、〇一九
同　三九年	七〇、六六四、六一一	一七、六四二、五〇二	七二、四九二、〇二九	二〇、三一二、四五八	一二五、五一四、一三八
同　四〇年	四六、五八五、七八九	二〇、五八五、二〇七	五一、一三七、一三四	一四、八八四、九一一	七七、一三七、七一六
同　四一年	四〇、四〇五、五五四	一二、四〇二、七二二	三三、四六一、八二七	一〇、〇七二、六六八	六一、四六四、六五九
同　四二年	三三、二六二、〇一七	八、九三〇、〇五〇	三一、六三九、五一四	八、六六五、六二四	五五、九七一、四八一
同　四三年	二二、〇三六、三七八	七、八八五、七五五	三一、〇六五、九九一	八、八七五、三八二	四五、二一六、六一四
同　四四年	二九、一四〇、九四六	六、八八四、六二六	二七、三二二、七〇九	四、七八〇、八〇〇	四九、五七九、〇二九
大正元年	二九、四四七、九三三	三、九〇七、〇八〇	一八、三六九、七八五	三、六〇二、三五九	四三、九一〇、六三八
同　二年	三六、一三四、九九八	一二、五〇一、七五一	七四、四六五、二一六	一五、八八四、〇二〇	九八、〇九八、四六三
同　三年	七五、七四九、〇六四	一七、四七〇、八四一	八七、三九三、九三六	一六、五七五、五五六	一四五、六七二、一五九
同　四年	九七、三二三、四四五	二〇、三〇〇、二九九	一二〇、八五〇、六七四	一八、三七三、四三五	一九七、八七三、八二〇
同　五年	一一二、三八八、八五五	二〇、一六〇、〇九四	一六九、四二四、六四二	三五、五〇五、六一八	二六一、六五三、四〇三
同　六年	二〇八、〇七〇、五三六	三八、〇七一、七九四	二五二、九四五、九五五	五〇、〇九三、七四五	四二二、九四四、六九七

大正七年	四五二、一二三、三三六円	九〇、八五九、六一三円	六八五、三三五、七一四円	七三、一二〇、七六一円	一、〇四六、五九九、四三七円
同　八年	四七〇、二九二、八〇三	四九、五八七、五三〇	一、〇二四、〇七九、五七七	四四、九七五、六九三	一、四四四、七八四、八五〇
同　九年	一、一七四、〇六七、三六一	三九、八四二、五九二	七二四、二二二、五〇九	三四、三〇六、八五三	一、八五八、四四七、二七八
同　一〇年	六二一、二三六、八七三	三九、〇七二、九五九	六七〇、四五〇、三五三	四一、〇〇二、五七〇	一、二五二、六一四、二六七
同　一一年	七八六、〇二四、六八五	四七、〇九七、一四九	六二〇、七九〇、六七九	四二、一二一、〇一八	一、三五九、七一八、二一五
同　一二年	七六七、六八二、〇七六	三七、九五一、〇七一	七四一、七三二、四九五	六九、六六九、〇二七	一、四七一、四六三、五〇〇
同　一三年	五八九、七四二、三四九	七五、一七六、五五七	六六〇、七五七、〇九二	七一、五九三、九九八	一、一七五、三二二、八八四
同　一四年	五七六、七九二、二〇三	七〇、二四〇、八八一	七一四、一七二、五五二	六四、四一一、一七六	一、二二〇、七二三、八七四
昭和元年	九〇五、五二九、九五一	四六、九七八、五七六	八四四、二六三、七一九	四四、〇二五、一七八	一、七〇二、八一五、〇九四

更に同行は開業以來信託業務の一として保護預り（披封及封緘保護預り）を行ひ、更に明治三十七年本店に、大正九年大阪支店に保護函事務の取扱を開始せしが、大正十一年四月信託業法發布せられ、銀行に於ては或る特定の信託業務に限り許可せらるることとなりしを以て、爾後同行の保護預りも亦普通業務として取扱はるるに至れり。而して封緘保護預りは保護函の開始と共に短期にして中止せられしを以て、同行の保護預り業務は主として披封保護預り及保護函の二種にして、前者は各種有價證券竝に證書類を低率なる料金を以て披封にて保管し、且つ依賴に依り保管證券の元利金又は配當金の取立、株式の拂込、名義書換等の手續の一切を代辨するものにして、其の效用は當初普く世人に知られざりしが、大正十二年關東大震災に直面するや、世人は一般に證券保管に腐心するに至れる結果其の利用頗る旺盛となれり。又後者は大正十二年同行本店の新築成ると共に、完全なる設備を施して之が貸付を開始せしが、時恰も大震災に遭遇せし爲め俄然一般利用者の激增を促すに至れり。

第三　爲替及荷爲替

興業銀行の爲替業務は大正三年三月同銀行法の改正に依り始めて內地爲替及荷爲替を認められ次で同五年七月以降外國爲替業務を開始するに至りたるものとす。而して內地爲替及荷爲替業務を實際に開始したるは、大正三年七月のことに屬し、當時のコルレスポンデンス約定銀行は僅に八十三箇所に過ぎざりしが、爾後業務の漸次全國的となるに從ひ、右約定先も亦增加して大正十年には百三十六箇所に上り、其の取引高も亦增加せり。又外國爲替は業務開始以來英・米・佛・支等を通じて十二箇所に及び、當初は世界大戰の影響に因る海外貿易空前の好調時に際し、從て其の業務の運用は好機に乘ずることを得しも、其の後に於ては著しく取扱高の減少を見たり。抑〻興業銀行は設立以來外資輸入の機關たりしを以て、外國に於て債券の發行竝に元利支拂等の業務あり、從て夙に海外に他店勘定を有し、此の種取引の決濟を爲さざるを得ず、卽ち既述の如く大正六年に於ては其の取引先英・米・佛・支を通じて十二箇所を算したるが、其の取扱高は大正八年の輸出資金二千五百九十萬餘圓、輸入資金二千九百二十六萬餘圓、取引總高五千五百十六萬餘圓を最高とし、戰後經濟界の反動期に入り、貿易業者の破綻、同行方針の變更等の事情に依りて、爲替取扱高は爾後著しく減少したるものとす。左に業務開始以後の同行他店貸借高（內地爲替及荷爲替取扱高）及外國爲替取扱高を表示すべし。

（一）日本興業銀行累年他店貸借表

（イ）貸勘定

期次	前期繰越高	當期貸出高	當期回收高	期末現在高
大正三年下	〇円	一、二二〇、七三六円	一、一六五、四五三円	五五、二八三円
同　四年上	五五、二八三	一、八九二、九九八	一、八二六、一五六	一、八二六、一五六
同　四年下	五二、八二三	三、六九九、三四四	三、六七九、五二七	七二、六四一

（備考）圓位未滿は切捨とす。以下の諸表亦同じ。

| 昭和元年下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正元年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正四十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正五十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正六十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正七十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正八十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正九十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百二十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百三十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百四十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百五十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百六十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百七十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百八十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正百九十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百二十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百三十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百四十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百五十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百六十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百七十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百八十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正二百九十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百二十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百三十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十一年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十二年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十三年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十四年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十五年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十六年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十七年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十八年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百四十九年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 | 同下 | 大正三百五十年上 | 同下 | 同上 | 同下 | 同上 |

期次	前期繰越高	當期取扱高	當期決済高	期末現在高
大正五年下	○円	一、六〇二、一四一円	一、六三一、八一七円	七、四三五、五三六
同六年上	七、四三五、五三六	一、六〇二、一四一	二九、六七六	一、六〇二、一四一
同六年下	一、六〇二、一四一	五、二八五、七九一	三、七五一、八八六	五、二八五、七九一
同七年上	五、二八五、七九一	八、二〇二、九八八	八、三六〇、〇一四	八、二〇二、九八八
同七年下	八、二〇二、九八八	一五、二〇二、九六三	七、三八四、〇〇〇	一二、二〇二、九六三
同八年上	一二、二〇二、九六三	四、〇五一、一三二	一一、三五一、二九七	四、〇五一、一三二
同八年下	四、〇五一、一三二	一〇、三七八、八三五	九、九五七、八四〇	一〇、三七八、八三五
同九年上	一〇、三七八、八三五	一五、五二四、二〇二	一四、三三四、七二二	一五、五二四、二〇二
同九年下	一五、五二四、二〇二	一七、六六七、八三八	一五、七一一、〇六五	一七、六六七、八三八
同一〇年上	一七、六六七、八三八	七、三七〇、九四四	一三、八五二、〇二八	七、三七〇、九四四
同一〇年下	七、三七〇、九四四	六、〇六一、四二三	七、二九六、九九五	六、〇六一、四二三
同一一年上	六、〇六一、四二三	四、二九八、六一一	四、六四五、四〇一	四、二九八、六一一
同一一年下	四、二九八、六一一	二、二九五、一一八	二、三一二、六四二	二、二九五、一一八
同一二年上	二、二九五、一一八	一、二七四、〇八七	一、三五三、三五三	一、二七四、〇八七
同一二年下	一、二七四、〇八七	三、五七三、五二五	三、五八三、七七九	三、五七三、五二五
昭和元年上	三、五七三、五二五	三、七五二、三一七	三、七五一、二六一	三、七五二、三一七
同一四年下	九四四、六一二	六、五七六、八三七	六、五八三、〇九四	九三八、三五五
同一三年上	九三八、三五五	一、一五二、四八二	一、一七七、五一三	九一三、三二四
同一四年下	九一三、三二四	三、七八六、八四四	三、七九四、〇二五	九〇六、一四三
昭和元年上	九〇六、一四三	一、九九九、九七二	二、〇一七、八六六	九〇四、六〇八
同一三年下	九〇四、六〇八	一、五一二、四三三	一、五一三、六七三	九〇六、一八九
大正五年下	九〇六、一八九	一、九九六、六七六	一、九九六、六七六	九〇四、九五〇

（二）日本興業銀行累年外國爲替取扱高表

（イ）輸出資金

期次	前期繰越高	當期取扱高	當期決済高	期末現在高
大正五年下	○円	一、六〇二、一四一円	二九、六七六円	一、六〇二、一四一円
同六年上	七、四三五、五三六	一、六三一、八一七	三、七五一、八八六	五、二八五、七九一
同六年下	一、六〇二、一四一	五、二八五、七九一	三、六〇、〇一四	五、二〇二、九八八
同七年上	五、二〇二、九八八	一二、八三九、九六三	七、三八四、〇〇〇	一二、二〇二、九六三
同七年下	一二、八三九、九六三	五、五三九、七九八	一一、三五一、二九七	五、五三九、七九八
同八年上	五、五三九、七九八	五、九六〇、七九三	九、九五七、八四〇	五、九六〇、七九三
同八年下	五、九六〇、七九三	七、一五〇、二七三	一四、三三四、七二二	七、一五〇、二七三
同九年上	七、一五〇、二七三	九、一〇七、〇四五	一五、七一一、〇六五	九、一〇七、〇四五
同九年下	九、一〇七、〇四五	二、六三二、九六一	一三、八五二、〇二八	二、六三二、九六一
同一〇年上	二、六三二、九六一	一、三九七、三九〇	七、二九六、九九五	一、三九七、三九〇
同一〇年下	一、三九七、三九〇	一、〇五〇、六〇〇	四、六四五、四〇一	一、〇五〇、六〇〇
同一一年上	一、〇五〇、六〇〇	一、〇三三、〇七六	二、三一二、六四二	一、〇三三、〇七六
同一一年下	一、〇三三、〇七六	九五三、八一〇	一、三五三、三五三	九五三、八一〇
同一二年上	九五三、八一〇	三、五八三、七七九	三、五八三、七七九	九四四、六一二
同一二年下	九四三、五五六	三、七五一、二六一	三、七五一、二六一	三八〇、〇三七

（ロ）輸入資金

期次	前期繰越高	當期取扱高	當期決済高	期末現在高
大正五年下	○円	一、九九六、六七六円	一、九九六、六七六円	○円
同六年上	○	三、五六二、〇三二	三、五六二、〇三二	○
同六年下	○	二、八五六、四六四	二、八五六、四六四	○
同七年上	○	二、五二〇、〇〇八	二、五二〇、〇〇八	○
同七年下	○	二、九六〇、九九八	二、九六〇、九九八	○
同八年上	○	一六、三九七、九七五	一五、九〇三、六一七	四九四、三五七
同八年下	四九四、三五七	一二、八六五、六〇五	一三、〇八三、一〇一	二七六、八六二
同九年上	二七六、八六二	一八、五六八、八〇五	九、二二五、七四四	九、六一九、九二四
同九年下	九、六一九、九二四	一一、四二一、四〇四	一七、〇〇四、四〇九	四、〇三六、九一九
同一〇年上	四、〇三六、九一九	四、五六二、三七〇	六、四七〇、八二四	二、一二八、四六五
同一〇年下	二、一二八、四六五	六、六五九、六七五	五、七〇四、四一七	三、〇八三、七二三
同一一年上	三、〇八三、七二三	一一、七四六、三〇九	一二、八一二、八七七	二、〇一七、一五五
同一一年下	二、〇一七、一五五	四、八〇七、四〇八	四、〇三六、八九五	二、七八四、八九四
大正五年下	二、七八七、六六八	三、二五八、四六八	二、八五四、八九四	三、一九一、二四二

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

日本興業銀行各期地方債及社債引受高表

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	明治三五年下	同 三六年下	同 三七年下	同 三八年下	同 三九年下	同 四〇年下	同 四一年下	同 四二年下	同 四三年下	同 四四年下	大正元年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

期	大正二年下	同 三年下	同 四年下	同 五年下	同 六年下	同 七年下	同 八年下	同 九年下	同 一〇年下	同 一一年下	同 一二年下
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											
社債引受高											
單獨引受高											
共同引受高											
合計											
口數											

| 期 | 明治三五年下 | 同 三六年下 | 同 三七年下 | 同 三八年下 | 同 三九年

大正一二年	上	二	一円	三	四〇、〇〇〇、〇〇〇円	大正一四年	上	一	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	五	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	下						下				
同	上	二	四、〇〇〇、〇〇〇	三	四七、一五〇、〇〇〇	昭和元年	上	二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三	五二、〇〇〇、〇〇〇
一三年	下						下				
	上	二	一三、〇〇〇、〇〇〇	五	五六、〇〇〇、〇〇〇		上	九	四五、〇〇〇、〇〇〇	六	五三、三六〇、〇〇〇
	下			六	七〇、〇〇〇、〇〇〇		下	三	二五、〇〇〇、〇〇〇	五	二八、〇〇〇、〇〇〇

（備考）大正十年以前は口數不詳。

第五　信託

最後に同行の重要業務の一として信託業務あり。同行の信託業務は我國信託業の嚆矢を爲すものにして、卽ち本邦最初の信託法規たる擔保附社債信託法の實施當時之を兼營せしものは獨り同行のみなりき。而して最初取扱ひたる信託業務は有價證券に關するもののみに限られしが、明治三十八年三月の同銀行法改正に依り、其の制限一時撤廢せられ、降て大正十一年四月新に信託業法の施行せらるるに及び、同行は從來の信託業務を廢止し、唯擔保附社債信託法に依る信託業務及之に附隨して從來信託業の名の下に營みし代理事務のみを行ふこととなれり。

（一）擔保附社債信託

先づ擔保附社債信託に就て見るに、凡そ各種事業會社の事業經營は長期資金に依るべきものなるを以て、事業界の進歩すると共に、事業會社にして社債發行の方法に依り資金を得んとするもの次第に多數を算するに至りしが、社債の發行に際し擔保附社債の發行は、其の無擔保發行に比し發行條件を有利ならしめ得ると同時に、投資者も亦之に依りて確實なる融通證券に投資し得るものなるを以て、興業銀行は當初以來右の趣旨に立脚して該事務を行へり。而して興業銀行は明治三十八年十一月北海道炭礦株式會社と信託契約を締結し、翌年倫敦市場に於て同社社債百萬磅を發行したるが、之れ同行が受託會社となりて擔保附社債を取扱ひたる最初のものにして、又實に本邦社債契約の嚆矢なり。爾來擔保附社債の發行に依りて資金を調達するの便益漸次世人の知る所となり、同行に於ても夙に之が發達に努め來れり。殊に關東大震災以後事業界の不振なるに當り、救濟資金貸付の社債化を圖りたるが如き其の顯著なる事例にして、同行の擔保附社債發行高は左の如く比年增加の傾向を辿れり。

日本興業銀行各期間擔保附社債發行高表

期次	口數	發行高	期次	口數	發行高	期次	口數	發行高
明治三九年 上		一、〇〇〇、〇〇〇磅	大正二年 上		六、〇〇〇、〇〇〇円	大正九年 上		〇円
下		二、〇〇〇、〇〇〇円	下		三、〇〇〇、〇〇〇	下		一一、五〇〇、〇〇〇
同 四〇年 上		〇	同 三年 上		一〇〇、〇〇〇	同 一〇年 上		八、五〇〇、〇〇〇
下		五、〇〇〇、〇〇〇	下		〇	下		七、五〇〇、〇〇〇
同 四一年 上		三五〇、〇〇〇	同 四年 上		二、八〇〇、〇〇〇	同 一一年 上		〇
下		〇	下		五〇〇、〇〇〇	下	一	一、五〇〇、〇〇〇
同 四二年 上		二、一七五、〇〇〇	同 五年 上		六、九五〇、〇〇〇	同 一二年 上	一	二、五〇〇、〇〇〇
下		二、一〇〇、〇〇〇	下		四〇、〇〇〇	下	三	八、二五〇、〇〇〇
同 四三年 上		五、五〇〇、〇〇〇	同 六年 上		〇	同 一三年 上	三	一三、〇〇〇、〇〇〇
下		一〇、二七五、〇〇〇	下		〇	下		二一、〇〇〇、〇〇〇
同 四四年 上		〇	同 七年 上		六、〇〇〇、〇〇〇	同 一四年 上	一	米貨一五、〇〇〇、〇〇〇弗
下		〇	下		〇	下	四	米貨一四、〇〇〇、〇〇〇弗
大正元年 上		二、九二五、〇〇〇	同 八年 上		一、〇〇〇、〇〇〇	昭和元年 上	八	米貨一三、五〇〇、〇〇〇弗
下		〇	下		三〇、〇〇〇、〇〇〇	下	二	三八、五〇〇、〇〇〇
								一五、〇〇〇、〇〇〇

（二）募集及拂込業務

公債・社債又は株式の募集は、前述せる擔保附社債に關する取扱業務と共に同行の取扱ひ得たる信託業務の一なり。元來興業銀行は創業以來一般事業會社の社債就中擔保附社債の引受發行に關しては率先努力したるを以て、嘗て起債市場に於て獨占的の地位を占めたりと雖も、其の後信託法の公布せらるると共に、信託會社の新設竝に各有力銀行が漸次擔保附信託會社たるの認可を受けたるを以て、各社社債發行の場合は必ずしも興業銀行を經由することなく、自ら引受銀行たるに至りて、同行は獨占的地位を占め得ざるに至れり。然りと雖も大正八、九年の頃より興業銀行は自ら中心となりて、都下の有力銀行と東京市債引受團、南滿洲鐵道會社社債引受團及東洋拓殖債券引受團等を組織し其の組合員として、或は此等引受團の幹事銀行として大に起債市場に活躍せり。此の他日本勸業銀行及北海道拓殖銀行に對しては、代理店契約を締結して、兩行の發行する債券の募集を取扱へり。又右の如き各種債券の募集と共に、之が附帶事務として拂込金取扱の委託及株式の募集竝に拂込をも取扱ひたるものにして、此等の景況は左表の如し。

日本興業銀行各期間公社債募集及株式拂込金取扱高表

期次	取扱募集金總額	期次	取扱募集金總額	期次	取扱募集金總額
明治三五年下	五一、〇〇一円	明治三八年上	二四、八六三円	明治四〇年下	四五一、九五七円
同　三四年上	一、三六六	同　下	六七四、二二六	同　四一年上	六七七、四一八
同　三四年下	四一七、八七六	同　三九年上	二二〇	同　下	九一、〇七〇
同　三七年上	三四、七一七	同　下	一六、六四八、七五〇	同　四二年上	六、〇七三、三六〇
同　下	二六一、四八〇	同　四〇年上	二、五二〇	同　下	二八、九一八、九二九

期次	取扱募集金總額	期次	取扱募集金總額	期次	取扱募集金總額
明治四三年上	一四、七六三、九九二	大正五年上	二、五二五、九三一	大正一一年上	六一、七七一、〇一三
同　下	一、四六六、〇〇四	同　下	〇	同　下	一一三、〇〇九、〇七七
同　四四年上	五五、四四八、三七八	同　六年上	一五、七一五、〇八一	昭和　元年上	六六、〇〇三、六四二
同　下	八五八、二四八	同　下	七、八〇七、九五一	同　下	四〇、一九二、四三〇
大正　元年上	八八、八五九、三二三	同　七年上	〇	同　一三年上	五四、九四〇、七一七
同　下	三、六六八、〇六四	同　下	九四七、八七二	同　下	六二、二七七、九五三
同　二年上	三、七六六、五六六	同　八年上	一二、一六六、九七四	同　一四年上	七五、一一三、七三四
同　下	三、〇七六、四四八	同　下	一三〇、〇二二、四〇九	同　下	七三、九五五、四一七
同　三年上	二七、五〇〇	同　九年上	七三、〇三九、〇六四	昭和　元年上	九二、四二〇、八七〇
同　下	三七〇	同　下	八八、三九一、六六四	同　下	三九、六六九、〇一九
同　四年上	七、八七〇、一八三	同　一〇年上	一〇三、〇五二、八二〇		
同　下	五、二八三、一〇〇	同　下	五一、五四〇、〇七一		

（三）元利金及配當金の支拂

引受及募集事務に關聯して、各公債・社債の元利金及株式配當金の支拂事務も亦同行の取扱ひ得たる信託業務の一にして、卽ち同行が擔保附社債信託業務として取扱ひたる各社債の元利金支拂は固より、日本勸業銀行及北海道拓殖銀行に對しては、其の代理店として各發行する債券の元利支拂を取扱ひ、更に其の他地方公共團體及諸會社の爲め、公債・社債の元利金支拂竝に株式配當金の支拂等に當りたるものにして、此等の取扱高は經濟界の進歩に伴ひて次第に累增せり。

第一節附表

第一表　日本興業銀行損益勘定累年表

期	総益金	前期繰越金	合計	総損金	利益金	缺損補塡準備金	配當平均準備金	特別積立金	賞與金	配當金	後期繰越金
明治三五年上	七四、二〇五円	×二二、五四七円	九六、七五二円	六二、七二七円	三四、〇二五円	九一八円	二三〇円	—円	—円	三二、八七七円	—円
明治三五年下	一六六、三三八	×四一、九九四	二〇八、三三二	一四三、五四四	六四、七七八	一、八二三	四五五	—	—	六二、五〇〇	—
同三六年上	九二五、七八一	—	九二五、七八一	五七二、九四四	三五二、八三七	三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二、八三七
同三六年下	四四六、一〇二	二、八三七	四四八、九三九	三五四、二七一	九四、六六八	七、六三九	一、九〇九	—	七、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、一二〇
同三七年上	四三二、七七八	三、一二〇	四三五、八九八	三三九、四〇五	九六、四九三	八、八五〇	二、二二五	—	七、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、四二八
同三七年下	五四二、八七三	三、四二八	五四六、三〇一	四四九、四八七	九六、八一四	八、九七〇	二、二九〇	—	七、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、五五四
同三八年上	六〇九、五七八	三、五五四	六一三、一三二	四八八、六三〇	一二四、五〇二	一五、〇〇〇	三、八〇〇	—	一〇、〇〇〇	八七、五〇〇	八、二〇二
同三八年下	七八二、二〇一	八、二〇二	七九〇、四〇三	六四五、九〇四	一四四、四九九	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	九八、六〇〇	一〇、八九九
同三九年上	一、四八一、二二七	一〇、八九九	一、四九二、一二六	九七一、〇五三	五二一、〇七三	七三、八〇〇	一六、二〇〇	—	一五、〇〇〇	三六六、三〇〇	四九、七七三
同三九年下	一、九一三、四三〇	四九、七七三	一、九六三、二〇三	一、二六七、四八〇	六九五、七二三	八五、六〇〇	一八、一〇〇	—	二〇、〇〇〇	五一五、六五〇	五六、三七三
同四〇年上	一、七二六、九九三	五六、三七三	一、七八三、三六六	一、〇三六、三一八	七四七、〇四八	九〇、四〇〇	二〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	五五五、二五〇	六一、三九八
同四〇年下	一、九六三、四三八	六一、三九八	二、〇二四、八三六	一、〇九三、八五五	九三〇、九八一	一一二、〇〇〇	二七、八〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六〇九、四五〇	六一、七三一
同四一年上	一、七四七、九八八	六一、七三一	一、八〇九、七一九	九四一、八五九	八六七、八六〇	一〇四、〇〇〇	二六、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六二、八六〇
同四一年下	一、六九八、九九五	六二、八六〇	一、七六一、八五五	八三八、〇三二	九二三、八二三	一〇八、〇〇〇	二七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六三、八二三
同四二年上	二、一一二、九〇二	六三、八二三	二、一七六、七二五	一、二五一、二七七	九二五、四四八	一〇九、〇〇〇	二七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六四、四四八
同四二年下	二、一二四、二二五	六四、四四八	二、一八八、六六三	一、三二一、〇五九	八六七、六〇四	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六七、六〇四
同四三年上	二、二〇九、八七二	六七、六〇四	二、二七七、四七六	一、三五五、八四五	九二一、六三一	一一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六六、六三一
同四三年下	二、〇八三、四一三	六六、六三一	二、一五〇、〇四四	一、二八〇、八七二	八六九、一七二	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六九、一七二
同四四年上	二、四四八、三一六	六九、一七二	二、五一七、四八八	一、五七二、七六一	九四四、七二七	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六八三、〇一四	六一、七一三
同四四年下	二、二五五、五九四	六一、七一三	二、三一七、三〇七	一、四二五、一一八	八九二、一八九	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	四二、一八九

大正元年上	二、四七二、一五九	四二、一八九	二、五一四、三四八	一、五七〇、三三九	九四四、〇〇九	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	四四、〇〇九
大正元年下	二、五九五、三一〇	四四、〇〇九	二、六三九、三一九	一、七三八、一三一	九〇一、一八八	一〇五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五一、一八八
同二年上	二、四三三、〇一四	五一、一八八	△三、二八七、二五八	二、七九九、七五八	四八七、五〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	四三七、五〇〇	—
同二年下	二、八二四、七四一	—	二、八二四、七四一	二、一四八、〇七三	六七六、六六八	五五、〇〇〇	一三、六五六	—	二〇、〇〇〇	五二五、〇〇〇	六三、〇一二
同三年上	二、六六五、三〇七	六三、〇一二	二、七二八、三一九	一、九九九、六八一	七二八、六三八	五三、三〇〇	一三、四〇〇	—	二〇、〇〇〇	五六八、七五〇	七三、一八八
同三年下	二、八七四、九三〇	七三、一八八	二、九四八、一一八	二、二〇八、六八一	七三九、四三七	五九、五〇〇	一五、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	五六八、七五〇	七六、一八七
同四年上	二、九五五、九〇八	七六、一八七	三、〇三二、〇九五	二、二九二、四四五	七三九、六五〇	五九、二〇〇	一五、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	五六八、七五〇	七六、七〇〇
同四年下	二、九三〇、九一〇	七六、七〇〇	三、〇〇七、六一〇	二、三八五、九三六	六二一、六七四	四九、七五〇	一二、四五〇	—	二〇、〇〇〇	四八一、二五〇	五八、二二四
同五年上	二、九九二、八四二	五八、二二三	三、〇五一、〇六五	二、四二九、三七四	六二一、六九一	四九、七五〇	一二、四五〇	—	二〇、〇〇〇	四八一、二五〇	五八、二四一
同五年下	三、七二一、〇一八	五八、二四一	三、七七九、二五九	三、一〇六、七二一	六七二、五三八	五三、九〇〇	一三、五〇〇	—	二〇、〇〇〇	五二五、〇〇〇	六〇、一三八
同六年上	四、二〇七、四八一	六〇、一三八	四、二六七、六一九	三、五九二、四八一	六七五、一三八	五四、四〇〇	一三、六〇〇	—	二〇、〇〇〇	五二五、〇〇〇	六二、一三八
同六年下	四、八〇四、〇一八	六二、一三八	四、八六六、一五六	四、一三六、一一五	七三〇、〇四一	五九、二〇〇	一四、八〇〇	—	二〇、〇〇〇	五五六、三三六	七九、七〇五
同七年上	六、五三五、八〇七	七九、七〇六	六、六一五、五一三	四、九五〇、九八七	一、六六四、五二六	八九六、三二七	一八、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	八〇、一九九
同七年下	九、四〇三、〇六九	八〇、一九九	九、四八三、二六八	八、四〇四、三二三	一、〇七八、九四五	八七、〇〇〇	二二、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	八六七、七〇八	八二、二三七
同八年上	一二、〇二三、六二四	八二、二三七	一二、一〇五、八六一	一〇、八六二、〇七七	一、二四三、七八四	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	九九五、三一三	八三、四七一
同八年下	一八、一六四、七三一	八三、四七一	一八、二四八、二〇二	一四、一四七、九六一	四、一〇〇、二四一	二、八三八、四七一	二八、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	一、一〇八、三三三	八五、四三七
同九年上	一七、七五〇、三六九	八五、四三八	一七、八三五、八〇七	一五、九二八、三三九	一、九〇七、四六八	一五三、〇〇〇	三九、〇〇〇	—	七〇、〇〇〇	一、五五七、三七七	八八、〇九一
同九年下	一九、八二三、四二三	八八、〇九一	一九、九一一、五一四	一七、一五一、一七四	二、七六〇、三四〇	二五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇一	五一〇、三四〇
同一〇年上	二二、七八二、八八五	五一〇、三四〇	二三、二九三、二二五	一九、九〇一、七五九	三、三九一、四六六	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	二、〇二五、〇〇〇	五六六、四六六
同一〇年下	二〇、〇八三、三〇一	五六六、四六六	二〇、六四九、七六七	一五、〇九四、四一九	五、五五五、三四八	七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	二、三五六、八四九	五七八、四九九
同一一年上	一八、六七九、七〇二	五七八、四九九	一九、二五八、二〇一	一四、八三二、一〇三	四、四二六、〇九八	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六〇六、〇九八
同一一年下	一七、七〇二、六五二	六〇六、〇九八	一八、三〇八、七五〇	一四、一五八、九七四	四、一四九、七七六	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六二九、七七六
同一二年上	一八、六九九、五九四	六二九、七七六	一九、三二九、三七〇	一五、一五八、〇七〇	四、一七一、三〇〇	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六五一、三〇〇
同一二年下	二〇、三三六、一八四	六五一、三〇〇	二〇、九八七、四八四	一七、三〇九、一三三	三、六七八、三五一	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	一二〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六五八、三五一

大正一三年 上	一九,四八一,五七八円	六五八,三五〇円	二〇,一三九,九二八円	一五,九二三,八〇六円	四,二二七,一三三円	五〇〇,〇〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円	二,五〇〇,〇〇〇円	七〇七,一三三円
同 下	二一,〇九四,四六〇	七〇七,一三三	二一,八〇一,五八二	一七,七七〇,六八四	四,〇三〇,八九八	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	一一〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	七一〇,八九八
同 一四年 上	一六,五六〇,三一四	七一〇,八九八	一七,二七一,二二三	一三,八五七,二七九	三,四一三,九三三	三五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八一三,九三三
同 下	一七,八一〇,七八八	八一三,九三三	一八,六二四,七二二	一五,一〇〇,三四五	三,五二四,三七六	三五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	九二四,三七六
昭和元年 上	二〇,〇三三,四二九	九二四,三七六	二〇,九五七,八〇五	一七,三五五,九五三	三,六〇一,八五二	三五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇一,八五二
同 下	一四,一四九,〇九二	一,〇〇一,八五二	一五,一五〇,五四四	一一,四七三,一七五	三,六七七,七六九	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇二七,七六九

（備　考）一、明治三十五年に於ける×印は政府補助金なり。

二、大正二年に於ける△印は配當平均準備金四二三,〇五六圓,別途積立金三八〇,〇〇〇圓を合算す。

第二表　日本興業銀行資産負債累年表

（イ）資産之部

期次	貸出金	預ケ金	有價證券	各種勘定	代理店勘定	株主勘定	所有物	金銀有高	合計
明治三五年 上	一,一六九,〇〇〇円	四九四,一〇五円	八九六,三七五円	—円	—円	七,五〇〇,〇〇〇円	二,一五三円	一三,三三九円	一〇,〇七四,九七一円
同 下	三,二二七,六五八	六七五,二二三	二,五六八,三〇四	—	—	七,五〇〇,〇〇〇	四〇,九二五	二〇一,八五五	一四,二三三,九六四
同 三六年 上	六,三三二,九五七	九六七,八〇〇	二,九〇四,四八五	—	四,一〇九	七,五〇〇,〇〇〇	七三,一一三	三一七,九四五	一八,一〇〇,四一九
同 下	四,五九五,四八〇	三六九,七一三	五,〇八五,四五二	—	四,九六三	七,五〇〇,〇〇〇	一三三,一五七	四〇五,五五七	一八,〇八四,三一二
同 三七年 上	二,五四八,七四〇	二,四三三,二三〇	七,五一五,九九三	—	七,九三七	七,五〇〇,〇〇〇	一三八,八六八	一九七,六七二	二〇,三三二,四四〇
同 下	二,六二八,六〇四	三,〇五一,九二二	八,七四三,七四五	二,七六五	七,一〇二	七,五〇〇,〇〇〇	一三九,三七〇	三〇九,三〇八	二三,三七二,八一五
同 三八年 上	二,五八一,八〇三	三,一六二,〇九二	一〇,一八〇,八九九	三,四三三	七,八四五	七,五〇〇,〇〇〇	一三五,九二一	二一〇,一〇五	二三,七七二,〇八七
同 下	四,四八八,二一九	三,四八〇,一六六	一〇,三三三,三五六	四,二五一	九,七六二	五,〇〇〇,〇〇〇	一三二,七〇六	二〇五,一六二	二三,六五三,六四二
同 三九年 上	一〇,六三七,五三九	九,二二七,一九六	二一,八三三,三八六	五,六三七	一〇,一三一	三,七五〇,〇〇〇	一三五,七八八	二一七,二七〇	四五,八一七,〇四七
同 下	一五,六七三,九〇三	一,六〇二,一三六	二七,二八〇,三六六	—	二三,九〇二	三,七五〇,〇〇〇	一四八,九〇七	二二五,一八六	四八,六九四,四〇〇

期次	貸出金	預ケ金	有價證券	各種勘定	代理店勘定	株主勘定	所有物	金銀有高	合計
同 四〇年 上	一八,二七九,二二一	二,六〇四,六二三	二九,八七〇,七一七	一,二六七	四七,六一四	一,二五〇,〇〇〇	一四四,六二四	三五四,五三七	五二,五五二,六一二
同 下	一八,三〇六,〇一六	二,八七五,五一三	二五,三九六,〇二六	七九一	六四,六八一	一,二五〇,〇〇〇	一四八,八八二	三七五,四二三	四八,四一七,三三二
同 四一年 上	一六,八四一,〇三四	二,七六六,五〇八	二四,九一五,九九八	七九五	四八四,八六〇	一,二五〇,〇〇〇	一四四,三六八	三八三,〇六三	四六,七八六,六二六
同 下	二六,九五一,一九〇	一,五一九,七六四	二四,三一六,二二九	一,二〇八	六一五,八八〇	一,二五〇,〇〇〇	一三九,五七四	三九四,二六一	五五,一八八,一〇六
同 四二年 上	三一,八二六,八八一	一,六五八,〇五七	二五,二三四,〇〇七	一,七九六,九五九	一,二九四,八八四	一,二五〇,〇〇〇	一三五,〇二四	二三三,五六一	六三,五二九,三六三
同 下	三〇,九六一,四三九	一,九一四,三六八	二五,六〇一,八〇五	一,七九二,四四一	二,〇二四,〇七〇	一,二五〇,〇〇〇	一三三,一四二	二五〇,七九二	六三,九二七,九五七
同 四三年 上	三一,三〇四,六一八	一,〇三四,四六一	二五,四五〇,一一三	一,七四四,一九六	二,三二四,九五一	一,二五〇,〇〇〇	一二七,九一三	二九四,七二四	六三,五三〇,九八四
同 下	二九,八〇〇,五〇九	一,二五七,〇六九	二一,四七八,九五八	一,七〇八,九五〇	二,一二三,八五六	一,二五〇,〇〇〇	一三二,六八七	二七三,一二八	六八,〇二五,一五七
同 四四年 上	三五,五二三,〇二四	二,六七二,二六二	二七,九〇四,六九七	二,四四〇,一六一	二三,一六三,三一一	—	一三一,〇二九	三六一,九三九	九二,一八六,四二三
同 下	三九,七五三,〇八六	五,九五九,四〇九	二三,三七三,〇九八	一,九三九,八五二	四,四八一,八九六	—	一二八,九八七	二九四,七四一	七四,九二二,〇六九
大正元年 上	四〇,五〇六,二一〇	一一,四八〇,四八三	二三,六九四,六九一	一,八九四,九六五	四,九二三,三七三	—	一一四,〇五〇	三三一,三三八	八二,九三四,一一〇
同 下	四〇,〇三八,〇二三	一三,二七四,七〇一	二四,二二三,五四〇	一,八六〇,七三三	七,四二一,七九五	—	一一五,三三一	二八〇,五六〇	八七,一九四,五七二
同 二年 上	四七,七〇五,八六九	一〇,九二七,〇一〇	二三,三〇六,八六〇	一,九五四,八五一	八,三四二,八三六	—	一一四,六六二	二八七,四三六	九二,六三九,五二四
同 下	五五,七五五,七四三	六,九九八,七八一	二三,七八四,七六二	一,九三七,五九五	六,〇二九,七二七	—	一一〇,八三二	二九三,四八〇	九三,九一〇,九二〇
同 三年 上	五八,〇五七,九三三	六,九三一,二〇四	二三,五四四,三三三	一,八四四,一三八	八,一五五,八八一	—	二六八,六七九	三〇〇,八二七	九八,一〇二,九九四
同 下	六〇,八四八,八七四	七,四九五,一九五	二三,五一〇,九三二	一,八〇〇,五三六	一一,二七五,三八二	—	二六八,〇三九	三五一,六八二	一〇四,五五〇,六三〇
同 四年 上	六二,八一〇,七七三	八,八五五,七三八	二八,三五〇,七九一	二,〇二七,二九六	一三,二四八,八四八	—	三二一,九五一	二,七四三,七一二	一一七,三五九,一〇七
同 下	五八,四三六,〇五三	一一,九九一,九七一	二九,五〇七,一六三	二,〇二六,六四一	一三,一八二,四九二	—	四六四,九五七	二一七,五〇五	一一四,八二六,七八二
同 五年 上	六〇,一四一,三九〇	七,五〇四,七〇八	三三,九一六,〇三一	一,九三五,八八四	一三,九〇三,四〇七	—	五八〇,二五三	四〇四,二六五	一一七,三八五,九三八
同 下	七七,四六一,二四四	一三,〇七二,三六九	四一,〇六九,五一二	一,八六六,〇四七	一五,七九六,六三六	—	四七一,一九〇	三〇六,三九九	一四九,〇四三,三九七
同 六年 上	六七,五九九,〇三七	二,六六三,三七〇	四三,七六五,三九八	一,七七二,三一二	一五,五四一,〇〇二	—	四七〇,八六四	一,四八五,一八九	一五二,二九七,一七三
同 下	八〇,六三一,八九二	二三,一二七,五〇四	四四,一七七,二七三	二,一一四,八七五	二〇,八七九,三二九	九,四九五,五〇〇	六三一,九九二	四三六,〇八一	一八一,四九〇,四四六
同 七年 上	九八,五九〇,三〇〇	五九,三一五,〇七三	四四,三八二,四七七	二,二〇九,七〇五	二五,四七八,六三二	六,二五一,九五〇	五五五,六六四	九九二,六五七	二三七,七七六,四五七
同 下	一三五,九六七,五四九	一三三,七七八,九八九	五六,五〇〇,七六九	七,四二二,二六二	三〇,八三〇,一七九	三,一二八,〇六三	五八七,三三三	七九三,九八五	三五九,〇〇八,一一九

大正八年上	一六〇、〇六八、四三六円	一〇五、八三八、六三二円	五三、五一三、七八六円	七、一一七、四九三円	四三、四二二、四七五円	五〇〇円	七〇六、三四〇円	二、八二二、九三九円	三七三、四八八、六〇〇円
同 下	一七六、九〇三、〇七〇	一〇〇、五七一、三五一	五五、九六九、六五二	六、九五三、七五一	四七、八七八、四八一	一五、〇〇〇、〇〇〇	八四二、一二六	三、三八九、五二九	四〇七、五〇七、九六〇
同 九年上	二六一、四七四、三〇七	一〇〇、七七四、〇九九	五八、四八九、四七〇	六、七三三、〇一一	五〇、一八一、六二七	五、二〇七、五五〇	八七三、三〇三	二、三六一、七九三	四八六、〇九五、一六〇
同 下	三〇四、〇〇七、九三一	一〇三、八三九、七三六	四九、四〇七、一三二	八、一三九、〇七八	四三、六六二、七二九	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五九、二九四	一、九五七、六六八	五一七、〇七三、六二八
同 一〇年上	三三九、一二七、一六八	一一三、六一九、一四八	四七、〇九三、〇三三	六、一三〇、七二二	五三、二六三、五七〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、一九九、二四四	八、八九二、四五四	五六三、三三五、三三八
同 下	三三八、八八三、四三三	一一四、二〇九、七三八	五三、〇六二、〇三六	五、四二三、六五七	五三、七四一、〇八〇	一三、八八七	一、七〇六、六七一	四、九六八、一一五	五七二、〇〇七、六四六
同 一一年上	二八四、九三二、三九九	一〇六、八四六、五〇五	五四、一六七、三一五	四、三八一、八一六	四八、六六五、四九九	—	二、七六三、六七〇	五、二七三、七五三	五〇七、〇二九、九五七
同 下	二六〇、一一六、三八八	九六、九八七、三一五	五三、一六七、〇六一	四、六三七、五二三	五二、〇四〇、一八一	—	三、八三六、三三六	五、二三一、一九二	四七六、〇二六、〇一六
同 一二年上	二七二、九四六、二八一	九二、〇九三、五五〇	五九、六二六、二〇九	三、八〇三、五一六	四九、一三四、九四四	—	四、五四〇、八四五	七、二八一、六四六	四八九、四二六、九九一
同 下	三一三、〇〇五、三四五	一〇二、三一〇、一七七	五九、〇五〇、一〇七	七、八四七、〇九九	五四、八六九、五〇八	—	四、六四九、三五五	四、九六〇、一三五	五四五、六九一、七二六
同 一三年上	三一九、六八二、六六八	一〇一、〇一四、三〇二	六二、〇一二、四一一	八、〇八九、六四〇	四六、五二五、四六三	—	四、六三四、三七七	四、六七五、八〇八	五四六、六三四、六六九
同 下	三〇三、五七八、五六七	一〇二、〇一二、二一九	六〇、二七九、二四一	八、三一四、六三〇	五六、二八三、〇六七	—	四、六四三、八六七	二、七五七、九三八	五三六、九六九、五二九
同 一四年上	三〇五、六一四、〇九三	九七、七三三、六二一	五二、九〇二、七三七	八、三三二、〇一七	二七、七三〇、五〇四	—	四、六二三、一九三	八、〇五〇、五一三	五〇四、九七六、六八七
同 下	二九〇、一六一、四七九	八五、〇六九、二六三	五三、六一三、三〇〇	七、二五三、三三二	三一、〇二九、一〇〇	—	五、七四八、四八四	三、八九〇、八五〇	四七六、七六五、七九八
昭和元年上	二九五、一〇三、八二六	五六、三七〇、一〇〇	七五、五三三、二四六	五、三三二、一〇八	四六、五三〇、三八八	—	五、七二二、六七八	二、一四六、〇六八	四八六、七二六、五一四
同 下	三〇二、六六六、八八三	三四、七七一、一〇三	八一、三三〇、七四〇	四、五〇四、九四九	三六、六四六、一六五	—	五、八〇三、三六四	二、三三九、六四二	四六八、〇五二、八四六

（備考）
一、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨に依る。
二、貸出金中には定期貸付金・當座貸越・不動産擔保貸付金・保證附貸付・割引手形・保證附割引手形・買爲替・コールローン・利付爲替手形・取引先支拂承諾等を合算す。
三、預ケ金中には當座・通知・別段預金を合算す。
四、各種勘定中には未決算勘定・債券整理勘定・立替金・信託金・地金銀を合算す。
五、代理店勘定中には他店勘定を合算す。

（ロ）負債之部

期次	債券發行高	諸預金	他店借	各種勘定	株主勘定	利益金	合計
明治三五年上	—円	六三、四九三円	—円	—円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、四七八円	一〇、〇七四、九七一円
同 下	三、〇四八、七五〇	一、一〇八、二二三	四一、八四一	一、一一三	一〇、〇〇一、二六四	三、七八四	一四、二三三、九六四
同 三六年上	六、〇九四、四五九	一、六四九、一一一	—	二六三	一〇、〇〇三、七五〇	三五三、八三七	一八、一〇〇、四一九
同 下	六、〇九四、八一五	一、六四〇、三三三	—	九、七六八	一〇、二四四、七四七	九四、六六八	一八、〇八四、三一一
同 三七年上	八、〇四〇、六八八	一、五七七、三一六	三〇〇、〇〇〇	六四、四八三	一〇、二五三、四六〇	九六、四九三	二〇、三三一、四四〇
同 下	九、〇〇〇、二五〇	一、七九三、八二七	一、一九五、〇〇〇	三、六三九	一〇、二六四、二八五	九六、八一四	二三、三七二、八一五
同 三八年上	八、九四九、一六六	二、〇一八、一五〇	二、三五八、〇〇〇	四五、一八八	一〇、二七七、〇八一	一三四、五〇二	二三、七七二、〇八七
同 下	九、九〇九、三五〇	一、四三六、四六〇	一、八五八、〇〇〇	六、六九六	一〇、二九八、六三五	一四四、四九九	二三、六五三、六四二
同 三九年上	九、八二五、八八四	一七、六四二、五〇二	—	六、一三八	一七、八二一、四五〇	五二一、〇七三	四五、八一七、〇四七
同 下	九、七五六、三五八	二〇、三一三、四五八	—	一、九五〇	一七、九二七、九一一	六九五、七二三	四八、六九四、四〇〇
同 四〇年上	一三、一〇九、二四八	二〇、五八五、二〇七	—	六二、九二三	一八、〇四八、一八四	七四七、〇四八	五三、五五三、六一三
同 下	一四、三七九、三五〇	一四、八八四、九一三	—	七二、〇三四	一八、一五〇、〇五五	九三〇、九八一	四八、四一七、三三三
同 四一年上	一四、一七〇、九六九	一三、四〇二、七二三	五〇〇、〇〇〇	四七一、二三〇	一八、三七三、八四五	八六七、八六〇	四六、七八六、六二六
同 下	二五、〇八七、一四九	一〇、〇七二、六六八	—	六〇三、五九二	一八、五〇〇、八七四	九二三、八二三	五五、一八八、一〇六
同 四二年上	三四、〇三四、三一一	八、九三〇、〇五〇	—	九五二、四七〇	一八、六八七、〇八四	九二五、四四八	六三、五二九、三六三
同 下	三三、九九〇、七八二	八、六六五、六二四	—	一、五二六、二九五	一八、八七七、六五三	八六七、六〇四	六三、九二七、九五七
同 四三年上	三四、〇四三、七〇九	七、八八五、七五五	—	一、六七〇、六三二	一九、〇〇九、二五七	九二一、六三一	六三、五三〇、九八四
同 下	三七、四九一、六二〇	八、八七五、三八二	—	一、五七九、三三二	一九、二〇九、六五一	八六九、一七二	六八、〇三五、一五七
同 四四年上	四一、六八三、〇五〇	六、八八四、六二七	—	二三、三四一、六四四	一九、三三二、三七五	九四四、七二七	九二、一八六、四二三
同 下	四五、一六一、六五〇	四、七八〇、八〇〇	—	四、五五八、一五〇	一九、五二八、二八〇	八九二、一八九	七四、九二二、〇六九
大正元年上	五三、五七五、七〇〇	三、九〇七、〇八〇	—	四、八五四、二七三	一九、六五三、〇四八	九四四、〇〇九	八二、九三四、一一〇
同 下	五五、五一七、一五〇	三、六〇二、三五九	—	七、三四四、六〇三	一九、八二九、二七二	九〇一、一八八	八七、一九四、五七二

大正二年上	五二、二八一、〇〇〇円	一三、五〇一、七五二円	—円	八、二五四、一九五円	一九、一一五、〇七八円	四八七、五〇〇円	九二、六三九、五二四円
下	五二、二五七、一〇〇	一五、八八四、〇二二	—	六、〇四五、七二六	一九、一四七、四〇五	六七六、六六八	九三、九一〇、九二〇
同三年上	五二、三八五、三〇〇	一七、四七〇、八四二	—	八、二九五、七〇三	一九、二三三、五一三	七二八、六三八	九八、一〇三、九九四
下	五六、六八九、四〇〇	一六、五七五、五五六	二四、五三二	一一、一六五、六七九	一九、三五六、〇二六	七三九、四三七	一〇四、五五〇、六三〇
同四年上	六二、四四三、四〇〇	二〇、三〇〇、二九九	四一、六三九	一四、四四五、一六四	一九、三八八、九五五	七三九、六五〇	一一七、三五九、一〇七
下	六四、二〇八、五〇〇	一八、三七三、四三五	一〇、〇九一	一三、一〇二、九七七	一九、五一〇、一〇五	六二二、六七四	一一四、八二六、七八三
同五年上	六三、七九一、九〇〇	二〇、一六〇、〇九四	二四、〇〇一	一三、二三四、六五六	一九、五五三、五九六	六二一、六九一	一一七、三八五、九三八
下	七七、二七〇、三〇〇	三五、五〇五、六一八	一四、三一五	一五、九六一、五八六	一九、六一九、〇四〇	六七二、五三八	一四九、〇四三、三九七
同六年上	七六、八五三、五〇〇	三八、〇七一、七九四	二六、八八五	一六、九八一、五六六	一九、六八八、二九〇	六七五、一三八	一五三、二九七、一七三
下	七六、四〇三、六〇〇	五〇、〇九三、七四五	一一八、五四九	二一、八三七、八六六	三二、三〇六、六四五	七三〇、〇四一	一八一、四九〇、四四六
同七年上	八六、一一三、三〇〇	九〇、八五九、六一三	二三七、二三八	二六、四六八、一四二	三二、四三三、六三八	一、六六四、五二六	二三七、七七六、四五七
下	一九七、六二五、八〇〇	八四、五七〇、七六一	一〇、七二〇、三二六	三一、六二五、二九五	三三、三九六、九九二	一、〇七八、九四五	三五九、〇〇八、一一九
同八年上	二二三、二四〇、〇〇〇	七一、〇三七、五三〇	一三、五四四、〇五八	四〇、八五九、五一四	三三、五六三、七一四	一、二四三、七八四	三七三、四八八、六〇〇
下	二三二、六二三、五三一	五四、八七五、六九三	一六、三六四、三〇六	四五、八一〇、七〇〇	五三、七四三、四八九	四、一〇〇、二四一	四〇七、五〇七、九六〇
同九年上	二六〇、一二三、九五〇	八一、八四七、二一五	二七、一九九、三〇八	五八、三五九、六八二	五六、六五八、五三八	一、九〇七、四六八	四八六、〇九五、一六〇
下	三〇七、四九四、〇五〇	八八、〇七五、七五三	一三、五六二、三〇六	四八、五〇三、二五三	五六、六七七、九二七	二、七六〇、三四〇	五一七、〇七三、六二八
同一〇年上	三四六、〇三四、五〇四	九五、〇八九、一四九	一六、六二八、四八五	四五、〇八二、九八八	五七、〇九八、七四六	三、三九一、四六六	五六三、三二五、三三八
下	三六〇、八五七、一八三	六六、四六七、六六〇	三一、九〇六、〇九六	四九、三三六、六六二	五七、八八四、六九七	五、五五五、三四八	五七二、〇〇七、六四六
同一一年上	三一七、九七六、六三四	六四、〇四一、六三九	九、三三七、四九四	五〇、七九六、〇五五	六〇、四六二、〇三七	四、四二六、〇九八	五〇七、〇二九、九五七
下	二八八、五九八、一八九	五四、六四二、〇七一	一三、一五〇、二四九	五五、〇三〇、九一四	六一、四四四、八一七	四、一四九、七七六	四七六、〇二六、〇二六
同一二年上	三〇四、三七二、八七六	四九、二二九、二四一	一三、六六五、一五八	五五、七三一、五五九	六二、二五六、八五七	四、一七一、三〇〇	四八九、四二六、九九一
下	三〇八、四二八、三四七	八八、七八八、一七四	二三、二〇四、四九六	五九、三五六、二七一	六三、二三六、〇七六	三、六七八、三五一	五四五、六九一、七二六
同一三年上	三二一、〇五六、六二六	九四、七二六、五五七	七〇五、二八九	六二、二一九、一二六	六三、六九九、九四九	四、二二七、一二三	五四六、六三四、六六九
下	三三二、二二六、九三三	七六、六四二、二八八	三、七二二、九〇五	六五、八二三、八三五	六四、五三三、六七〇	四、〇三〇、八九八	五三六、九六九、五二九
同一四年上	三三一、七八二、二四〇	七一、六六〇、八八一	二七〇、三五三	四〇、七二三、六八九	六五、一二六、五九二	三、四一三、九三三	五〇四、九七六、六八七
下	二八六、二六九、四七三	七六、四一一、一七六	二、二二九、九三六	四二、六三九、三四八	六五、六九一、四八九	三、五二四、三七六	四七六、七六五、七九八
昭和元年上	二六四、〇〇四、五九九	七〇、一七八、五七六	二、五七八、五三三	八〇、一一七、三五四	六六、二四五、六一一	三、六〇一、八五三	四八六、七二六、五一四
下	二七一、三七五、一五三	五六、三七五、一七八	三、四八〇、〇三八	六六、三三五、四九三	六六、八〇九、二一五	三、六七七、七六九	四六八、〇五二、八四六

（備考）一、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨に依る。
二、債券發行高中には債券發行高・募集金を合算す。
三、諸預ケ金中には定期・當座・特別當座・別段・通知・預金手形・再割引手形・コールマネー等を合算す。
四、他店勘定中には他店より借入金(大正七年以降)を合算す。
五、各種勘定中には信託金信託立替金未決算勘定支拂承諾債券整理勘定・受入基金・保證金勘定(行員身元保證金)・貸出内入金(大正十二年以降)別途債務整理基金(昭和元年)を合算す。
六、株主勘定中には公稱資本金諸積立金未拂配當金を合算す。

第二節　興業債券

第一款　發行及償還の制度

日本興業銀行の目的は動産を抵當とする長期金融を圖るに在るを以て、資金の停滯すること必ずしも不動産金融機關の如くならずと雖も、而も一般商業金融機關に比すべくもあらず。從て圓滿に資金融通の目的を達せんとせば、其の資金蒐集の方法は之を債券發行に俟たざるべからず。之れ日本興業銀行法第十二條乃至第十六條に於て債券發行竝に元利金支拂に關する規定を設くる所以なり。卽ち先づ同銀行法制定當初右に關し規定せる所を見るに、同行に於て債券を發行せんとすると

きは必ず主務大臣の認可を受けしめ、以て債券發行の如き重要なる件に就きては大臣直接の監督の下に置き（第十四條）、債券發行總額は拂込資本金の五倍迄を許容するも、而も貸付金現在高及其の所有に係る地方債證券及社債券現在高を超過せしめざるの制限を設け（第十二條）、以て同行の動産金融機關たるの趣旨を明かにし、且つ債券濫發の弊を防止せんとせり。然れども經濟界の趨勢に從ひ、高利の舊債券を低利の債券に借換の必要を生ずることあるべきを以て、第十六條に於て斯かる場合の便法を設け、卽ち新債券發行後三箇月以內に抽籤を以て其の發行券面金額に相當する舊債券を償還するときは、前記第十二條の制限に依らずして債券の發行を爲し得ることと定めたり。而して同行の發行する債券は普通社債券と同じく券面金額を五十圓以上とし、無記名利札付にして、應募者又は所有者の請求に因りて記名式と爲すことを許し（第十三條）、同行債券の元利支拂に就きては毎年二回以上利子の支拂を爲し、其の元金は債券發行の年より三十箇年以內に抽籤を以て償還することと定めたり（第十五條）。勸業債券の如く償還に際し割增金を附することを許さざることとせり。蓋し農業に在りては工業に比し一般に薄利なるを常とし、可及的長期低利の資金を要求するに對し、工業資金に在りては必ずしも然らざる事情あり。之れ日本勸業銀行に割增金附債券發行の特典を與へ、日本興業銀行に之を與へざる所以なりとす。尙ほ興業銀行にして外國に於て債券を發行する場合には、其の事情國內と異り、國內に施行する法規を以て律し得ざるべきを以て、第十四條但書に依り、外國に於ける債券發行の規定は別に法律を以て定むることと爲したり。

以上に述べし所は日本興業銀行法制定當時に於ける興業債券の發行及償還に關する規定の概要なるが、其の後經濟界の進展又は實際營業上の經驗に徵し、種々規定に改正を要する點を生じ、同銀行

法中屢次の改正を加へられたること、既に述べたる所の如し。斯くて昭和元年末現行の同銀行法に於て債券に就き定むる所を見るに、日本興業銀行に於て債券を發行せんとするときは、主務大臣の認可を受くることを要し（第十四條）、其の發行限度は拂込資本金の十倍と爲し、且つ其の貸付金現在高、割引手形現在高及其の所有に係る國債證券・地方債證券・社債券・株券・地金銀現在高を超過することを得ず（第十二條）。但し外國に於ける公益事業に對し資金の需要ある場合に於て、主務大臣の認可を受けたるときは、右の制限に拘らず債券を發行することを得（第十二條ノ二）。又債券借換の爲め低利の債券を發行する場合に於ても、右の制限を超過して之を發行することを得るも、此の場合に於ては發行後三箇月以內に抽籤を以て其の發行券面金額に相當する舊債券を償還せざるべからず（第十六條）。券面金額は二十圓以上とし、無記名利札付を原則とすれども、應募者又は所有者の請求に因り記名と爲すことを得るものとす（第十三條）。更に發行方法に就て見るに、券面金額五十圓以下の債券を發行する場合に於ては、賣出の方法に依ることを得、此の場合に於ては賣出期間を定むることを要し、社債申込證を作ることを要せず。又此の種の興業債券には商號及商法第百七十三條第二號乃至第六號に揭げたる事項を記載することを要し、商法第二百四條ノ三第一項の期間は、興業債券賣出期間滿了の日より之を起算し、其の登記事項は賣出期間內に於ける興業債券の賣上總額及商法第百七十三條第四號乃至第六號に揭げたる事項とす。又賣出の方法に依り債券を發行したる場合に於ける社債の登記申請書には、賣出期間內に於ける債券の賣上總額を證する書面を添付することを要す（以上第十三條ノ二）。賣出の方法に依り興業債券を發行せんとするときは、賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號に揭げたる事項を公告すべし（第十三條ノ三）。尙ほ興業債券は割引の方法を以

て、之を發行することを得（第十三條ノ四）。次に債券の利子支拂及元金償還に就ては、利子は毎年二回以上之を支拂ひ、其の元金は發行の年より三十箇年以内に抽籤を以て之を償還する規定なりと雖も（第十五條）、外國に於ける公益事業に對し資金の需要ある場合に於て、主務大臣の認可を受けたるときは右の規定に拘らず、債券を發行することを得（第十二條ノ二）。興業債券の所有者其の元金又は利子を要求せざるときは、元金は十五箇年、利子は五箇年にして其の要求の權利を失ひ（第十六條ノ二）、興業債券の模造に關しては通貨及證券模造取締法を準用するものとす（第十六條ノ三）。

第二款　發行の景況

興業銀行の開業以來昭和元年末迄に内地及海外に於て發行したる債券は、回數百十一回（内政府保證五回、割引發行八回、小額一號一回あり）、總額七億八千三十八萬二千圓竝に英貨二百萬磅及米貨二千二百萬弗に上り、而して昭和元年末の發行殘高は二億七千百三十七萬五千百五十三圓なりとす。然りと雖も後表に示す如く、興業債券發行額の異常なる膨脹を見たるは、比較的後年の事にして、前記内地總發行額中三億五千五十五萬圓即ち其の四割二分强は、大正七年以降十年末に至る四箇年の發行に係れり。之れ蓋し世界大戰中及其の後に於て本邦産業の異常なる發達を遂げたると、一般事業家が固定的性質を帶べる事業資金を以て、長期金融に俟つの有利なることを知るに至りたると、更に興業銀行の機能が漸次世に知られ、進みて同行に融資を仰ぐもの激增したること等、諸種の原因に基く所にして、殊に大正九年の財界動搖に際し、同行が其の救濟機關として關與せることの頗る多かりし爲め、勢ひ其の債券發行額の膨脹を招來したるものとす。

抑も興業資金調達の難易は、直に本邦産業の盛衰隆替に關するものなるを以て、同行に於ては多年其の債券發行に努め、就中世界大戰以後之が民衆化に力を盡し、又全國郵便局に興業債券募集の取扱方を委囑する等、都鄙に於ける零細なる遊金を吸收して之を資金化し、以て興業金融の圓滑を期したり。既にして大正九年八月同銀行法中改正せられ、興業債券の額面金額を二十圓に低下し、五十圓以下の債券發行の時には賣出の方法に依るを得ることとなりしを以て、零細資金を吸收する上に一層の便宜を得たるのみならず、同時に割引の方法に依りても之を發行し得るに至りしを以て、短期資金の調達上にも亦頗る便利となれり。而して此等數次に亙る債券の發行高、發行條件等は、一般金融市場の景況如何に依り左右せらるる所にして、今其の各回に就きて逐一說述するが如きは其の煩に堪へざる所なるを以て之を省略し、左表に依り其の大要を窺ふに止むべきも、明治四十一年十二月英佛兩國に於て發行せられたる第十三回興業債券は、韓國政府に貸付くる目的の下に行はれたる所に係り、他の債券と幾分其の發行事情を異にせるを以て、以下該債券の發行に就てのみ一言する所あらんと欲す。

前に一言したる如く、興業銀行は明治三十九年外國資本家を同行株主に加へし以來、外國に於て漸次其の信用を加ふるに至りしが、明治四十一年に至り同行は韓國政府に對し貸付金を爲し、同地産業の發達に資することとなりたる結果、外國に於て約二千萬圓の債券を發行することとなれり。而して政府に於ては右債券に對して元利金支拂の保證を爲すこととなり、第二十四回帝國議會の協贊を經て同年十月十五日左の如く公布せり。

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件（明治四十一年十月十六日）

日本興業銀行ニ對シ左ノ條件ニ依リ其債券元利ノ仕拂ヲ保證スルノ契約ヲ結フコトヲ得

一　韓國公益事業ノ爲メ日本興業銀行ニ於テ韓國政府ヘノ貸付ヲナスカ爲メ政府ノ認可ヲ受ケ外國ニ於テ債券ヲ發行スル場合ニ政府ハ其債券ノ元利仕拂ニ付キ保證ヲナスコト

二　政府カ保證ヲナスヘキ債券ノ高ハ貳千萬圓ヲ限度トスルコト

斯くて右債券は英、佛兩市場に於て半額宛を發行することに決し、倫敦に於ては同年十一月十九日、巴里に於ては同月二十三日、各目論見書を發表せしが、其の主たる條件左の如し。

一、發行總額　二百萬磅（二千萬圓）
一、發行價格　九十七磅
一、利　率　年五分
一、手數料　百分ノ四
一、償還年限　二十五箇年（但据置年限十箇年）
一、英國ノ發行銀行　橫濱正金銀行、パース銀行、香上銀行
一、佛國ノ發行銀行　ソシエテ、ジエネラール

右債券發行に就ては曩に本邦特派財政委員として倫敦に駐在中なりし若槻大藏次官及日本興業銀行の代理者たる倫敦バンミユア、ゴルドン商會竝巴里グンスブルグ男幹旋盡力の勞を執り、遂に其の成立を見るに至りたるものにして、英國の發行銀行たる前記三銀行も亦種々盡力する所ありたり。佛國に於て公債以外の本邦債券を發行したるは之を以て嚆矢とし、殊に其の發行銀行たるソシエテ、ジエネラールは資本金三億法の大銀行にして各地到る處に支店を設置し、債券募集上多大の便宜を有するものなり。されば募集發表以來英佛兩市場共非常の好況を呈し、倫敦に於ては八倍、巴里に於ては七倍以上の好成績を以て募集を了りたり。而して右債券の拂込金中、佛國の分は翌明治四十二年一月限りとし、四十一年十二月及翌年一月の二回に、英國の分は翌明治四十二年五月末日限りとし四十一年十二月、翌年一月、二月、三月の前後四回に各日本興業銀行に交付せられたり。

興業債券毎回別一覽表

回別	發行高	發行價格（一〇〇円に付）	利率	發行年月	据置滿期限	償還期限	備考
第一回	二、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇、円以上	年六、五分	明治三五、一〇月	明治三六、一〇月	明治四〇、一〇月	最初の發行に付民間の應募を懸念し、百三十五萬圓を預金部にて勸業債券と交換引受
第二回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、以上	六、五	同　三五、一〇	同　三六、一〇	同　四〇、一〇	
第三回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、以上	六、〇	同　三五、一〇	同　三六、一〇	同　四〇、一〇	一般貸付資金に充つる爲一般募集
第四回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　三七、二	同　三八、二	昭和　九、二	
第五回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、以上	五、〇	同　三七、五	同　三八、五	同　五三、五	製鐵所關係の爲大冶鐵鑛局へ六分利付三十ヶ年賦三百萬圓貸付元として預金部引受
第六回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　三七、八	同　三八、八	同　九、八	
第七回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	四、〇	同　三八、九	同　三九、九	大正　四、九	金山貸付關係の爲預金部引受
第八回	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇（上海現銀）兩六八、〇〇	五、五	同　四〇、四	同　六、四		江西鐵道貸付元として預金部引受
第九回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、円	五、五	同　四〇、五	—	明治四一、五	萍鄉煤鑛局へ貸付元として預金部引受
第一〇回	一、三五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、五	同　四〇、一〇	—	同　四三、一〇	第一・二回分借換の爲預金部引受
第一一回	二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、五	同　四〇、一〇	大正　六、一〇		第一・二回分借換及新規募集
第一二回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同　四一、五	同　四一、一〇	明治四二、五	第九回分借換の爲預金部引受
第一三回	二、〇〇〇、〇〇〇 砂	九七、〇〇	五、〇	同　四一、一二	大正　七、一二	大正　八、一二	公益事業資金として韓國政府貸付の爲英佛にて募集
第一四回	二、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇	五、五	同　四二、五	明治四五、五	—	第一二回分借換の爲預金部引受
第一五回	一、三五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　四三、一〇	—	大正　四、一〇	第一〇回分借換の爲預金部引受
第一六回	四、三一二、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　四三、一〇	明治四四、一〇	同　九、九	第三・第一二回借換の爲宮內省外一會社引受
第一七回	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　四三、一二	—	同　元、一二	東洋拓殖會社へ融通の爲預金部引受

第一八回	三、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇円	五、〇分	明治四三年、一二月	年 —月	明治四四年、一二月	南滿洲鐵道會社へ融通の爲預金部引受
第一九回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八、以上	五、〇	同 四四、三	明治四五、三 —	大正一五、三	業務擴張資金補充の爲一般募集
第二〇回	三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 四四、一一	—	同 二、一一	東洋拓殖會社へ融通の爲預金部引受
第二一回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 四五、一	—	同 一一、一	朝鮮銀行へ融通の爲預金部引受
第二二回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 四五、三	—	同 一一、三	同 斷
第二三回	二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 四五、五	—	同 三、五	東洋拓殖會社へ融通の爲預金部引受
第二四回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	大正 元、一〇	—	同 一一、一〇	朝鮮銀行へ融通の爲預金部引受
第二五回	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 元、一二	—	同 三、一二	第一七回分借換の爲預金部引受
第二六回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	四、二	同 二、一	大正一二、一 —	昭和 三、一	東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第二七回	三、〇〇〇、〇〇〇	九五、五〇以上	六、〇	同 二、四	同 三、四 —	同 三、四	貸付資金充當の爲一般募集
第二八回	五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、二	同 三、五	同 一三、五 —	同 四、五	江西借款資金に充つる爲預金部引受
第二九回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、二	同 三、七	昭和 七、七 —	同 二、七	同 斷
第三〇回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同 三、九	大正 五、九 —	大正一三、九	時局救濟の爲預金部引受
第三一回	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、二	同 三、一一	昭和 七、一一 —	昭和一二、一一	江西借款資金に充つる爲預金部引受
第三二回	三、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇	六、〇	同 四、三	大正 六、三 —	大正 九、三	貸付資金に充つる爲一般募集
第三三回	三、五〇〇、〇〇〇	九五、〇〇	六、〇	同 四、三	同 六、三 —	同 九、三	第三二回超過分募入
第三四回	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	四、〇	同 四、九	同 五、九 —	大正一三、九	第七回分借換の爲預金部引受
第三五回	一、三五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同 四、九	—	同 九、九	第一五回分借換の爲預金部引受
第三六回	三、〇〇〇、〇〇〇	九八、〇〇	六、〇	同 四、一二	同 六、一二 —	同 一四、一二	貸付資金に充つる爲一般募集
第三七回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 四、一二	同 一四、一二 —	昭和一〇、一二	大倉組に融通の爲預金部引受
第三八回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 五、九	—	大正一二、九	預金部引受(特別資金)
第三九回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 五、一一	—	同 一三、一一	同 斷
第四〇回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 五、一一	—	同 一四、一一	同 斷
第四一回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同 七、四	—	同 一二、四	朝鮮銀行へ融通の爲預金部引受

第四二回	一、七五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同 七、七	同 八、七 —	同 一二、六	東亞興業會社株式買入及同社新株應募資金充當の爲預金部引受
第四三回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同 七、八	—	同 一二、八	東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第四四回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同 七、九	—	同 一二、九	中華民國有線電信借款金一部補償の爲預金部引受
政府保證第一回	五〇、〇〇〇、〇〇〇	九六、〇〇	五、五	同 七、七	—	同 一二、七	海外に於ける事業資金供給の爲一般募集（對支投資）
政府保證第二回	五〇、〇〇〇、〇〇〇	九四、五〇	五、五	同 七、一一	同 八、一一 —	同 一三、一一	同 斷
第四五回	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 八、三	—	同 一三、三	朝鮮銀行を經由し日露實業會社へ融通の爲預金部引受
第四六回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九五、五〇	六、〇	同 八、六	同 一〇、六 —	昭和 四、六	貸付資金に充つる爲一般募集
第四七回	一二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同 八、八	同 九、八 —	同 四、八	國際汽船會社へ融通の爲預金部引受
第四八回	五、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇	六、〇	同 八、一二	同 九、一二 —	同 四、一二	貸付資金に充つる爲一般募集
第四九回	二、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇	六、〇	同 八、一二	同 九、一二 —	同 四、一二	同 斷
第五〇回	五、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇	六、〇	同 九、三	同 一〇、三 —	同 五、三	同 斷
第五一回	一二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同 九、三	同 一〇、一 —	同 五、一	國際汽船會社へ融通の爲預金部引受
第五二回	二五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同 九、五	—	大正一二、六	東亞興業會社新株第二回拂込の爲預金部引受
第五三回	一六、〇〇〇、〇〇〇	九九、五〇	六、〇	同 九、五	—	同 一〇、五	南滿洲鐵道會社へ融通の爲預金部引受
第五四回	四五〇、〇〇〇	九九、〇〇	六、〇	同 九、六	—	同 一〇、六	中華民國留學生資金供給の爲預金部引受
第五五回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九七、〇〇	六、〇	同 九、七	—	同 一一、一	臨時事業資金供給の爲預金部引受
第五六回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九七、〇〇	六、〇	同 九、八	—	同 一一、二	同 斷
第五七回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九七、〇〇	六、〇	同 九、一〇	—	同 一一、四	同 斷
第五八回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同 九、一一	—	同 一四、一〇	三共株式會社へ融通の爲預金部引受
第五九回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 九、一一	—	同 一二、五	帝國蠶絲會社へ融通の爲預金部引受
第六〇回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 九、一二	—	同 一二、六	同 斷
第六一回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九七、〇〇	六、〇	同 一〇、三	—	同 一一、九	臨時事業資金供給の爲預金部引受
第六二回	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同 一〇、四	—	昭和 四、四	貸付資金に充つる爲三井銀行外五行引受
第六三回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同 一〇、五	同 一一、一〇 —	大正一二、五	帝國蠶絲會社へ融通の爲預金部引受

第六四回	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇円	五分、〇	大正一〇年、五月	大正一一年、一〇月—	大正一二年、五月	帝國蠶絲會社へ融通の爲預金部引受
第六五回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一〇、五	同　一一、一〇—	同　一二、五	同断
第六六回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一〇、六	同　一一、一〇—	同　一二、六	同断
第六七回	七、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同　一〇、六	同　一二、一二—	昭和　五、六	國際汽船會社へ融通の爲預金部引受
第六八回	四五〇、〇〇〇	九九、〇〇	六、〇	同　一〇、六	—	大正一一、六	中華民國留學生學資金融通の爲預金部引受
第六九回	四五〇、〇〇〇	九九、〇〇	七、五	同　一〇、八	同　一一、六—	同　一三、六	第六八回分借換の爲預金部引受
第七〇回	四、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一〇、八	同　一一、一〇—	同　一二、八	帝國蠶絲會社へ融通の爲預金部引受
第七一回	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一〇、九	同　一一、九—	昭和　三、九	貸付資金に充つる爲一般募集
第七二回	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、五	同　一〇、一〇	—	大正一四、一一	第三八・三九・四〇回分借換の爲預金部引受
小額い號	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一一、四	—	同　一三、四	貸付資金に充つる爲賣出發行
第七三回	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、七	同　一一、四	—	昭和　二、四	第五七回分の借換及日本紙器製造會社へ融通の爲預金部引受
第七四回	四、〇〇〇、〇〇〇	九八、〇〇	六、〇	同　一一、四	—	大正一二、四	第五七回分借換の爲預金部引受
第七五同	二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、二	同　一一、六	昭和　七、六—	昭和一二、六	東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第七六回	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同　一一、七	大正一三、一二—	同　五、六	國際汽船會社へ融通の爲預金部引受
第一回割引	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	割引歩合日歩二錢	同　一一、八	—	大正一二、八	貸付資金に充當の爲一般募集
第二回割引	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同	同　一二、二	—	同　一三、二	貸付資金に充當の爲一般募集
第三回割引	三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同	同　一二、二	—	同　一三、二	同断
第七七回	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一二、六	—	同　一三、四	第四一回借換の爲預金部引受
第七八回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、〇	同　一二、六	同　一四、一二—	昭和　五、六	國際汽船會社へ融通の爲預金部引受
第七九回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同　一二、六	同　一四、一一—	同　八、六	合同油脂グリセリン株式會社へ融通の爲預金部引受
第八〇回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同　一二、六	—	同　三、六	第四二・五二回借換及東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第三回政府保證	二〇、〇〇〇、〇〇〇	九三、五〇	六、〇	同　一二、七	—	同　四、七	海外事業資金供給の爲一般募集(對支投資)
第四回政府保證	三〇、〇〇〇、〇〇〇	九一、〇〇	六、〇	同　一二、七	—	同　一三、七	同断、預金部引受(對支投資)
第八一回	四、六七〇、〇〇〇	九一、〇〇	六、〇	同　一二、七	—	同　一三、七	第三・四回政府保證債券歩減補足資金の爲預金部引受

第八二回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	（四、二　五、二）	同　一二、七	同　一五、一二—	同　六、一二	第二六・二八・二九・三一回借換及東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第八三回	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、二	同　一二、七	昭和　三、一二—	同　八、一二	同断
第八四回	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、二	同　一二、七	同　一一、一二—	同　一六、一二	同断
第八五回	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同　一二、八	—	大正一五、八	第四三回借換の爲預金部引受
第四回割引	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	割引日歩二錢一厘	同　一二、八	—	同　一三、七	第一回割引債券償還及一般貸付資金に充當の爲一般募集
第八六回	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五分、五	同　一二、一〇	—	同　一三、一一	第四四回一部借換の爲預金部引受
第八七同	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一二、一〇	同　三、一〇—	昭和一三、一〇	震災地小工業者救濟資金充當の爲預金部引受
第八八回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一三、一	同　四、一—	同　一四、一	同断
第八九回	三〇、〇〇〇、〇〇〇	九六、〇〇	七、〇	同　一三、二	—	同　四、二	第三回割引債券償還資金竝大工業資金に充當の爲一般募集
第九〇回	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一三、四	—	大正一四、三	第四五回借換の爲預金部引受
第九一回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一三、四	—	同　一五、四	第七七回借換の爲預金部引受
第九二回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一三、五	同　四、五—	昭和一四、五	震災地小商工業資金充當の爲預金部引受
第九三同	二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、五	同　一三、六	大正一四、六—	同　九、六	東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第五回割引	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	割引日歩二錢一厘	同　一三、七	—	大正一四、六	第四回割引債券償還資金充當の爲一般募集
第六回割引	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同	同　一三、七	—	同　一四、七	同断
第九四回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七分、〇	同　一三、八	昭和　四、八—	昭和一四、八	震災地小商工業者救濟資金充當の爲預金部引受
第五回政府保證	四四、一三二、〇〇〇	九九、二五	六、〇	同　一三、八	大正一五、八—	同　一二、八	第二回政府興業債券償還資金充當の爲米貨二千二百萬弗發行
第九五回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一三、一一	昭和　四、一一—	同　一四、一一	震災地小商工業者救濟資金充當の爲預金部引受
第九六回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九六、〇〇	七、〇	同　一四、二	大正一五、二—	同　五、二	一般貸出資金充當の爲一般募集
第九七回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	七、〇	同　一四、三	昭和　五、三—	同　一五、三	震災地小商工業者救濟資金充當の爲預金部引受
第九八回	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	五、〇	同　一四、四	—	大正一四、九	第九〇回借換の爲預金部引受
第九九回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八、五〇	七、〇	同　一四、六	昭和　二、六—	昭和一〇、六	第五回割引債券償還資金充當の爲一般募集
第一〇〇回	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	六、六	同　一四、七	大正一四、一一—	同　一七、九	震災地小商工業者救濟資金充當の爲預金部引受
第一〇一回	二九、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	三、〇	同　一四、一一	昭和　二、一二—	同　二四、一二	第四七・五一・六七・七六・七八回借換及國際汽船會社貸付の爲預金部引受

第七回割引	一〇、〇〇〇、〇〇〇	円	一〇〇、〇〇	円	日歩一錢七厘五毛	大正一五、四	一般貸出資金充當の爲一般募集
第八回割引	一〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇		同	一五、六	同斷
第一〇二回	五、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇		五、分五厘	一五、八	第八五回借換及東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第一〇三回	二、五〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇		五、五	昭和三、六	第九三回借換及東亞興業會社へ融通の爲預金部引受
第一〇四回	一〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇		七、〇	同一五、九	一般貸出資金充當の爲一般募集
第一〇五回	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇		五、五	昭和元、一二	東亞興業會社新株式拂込金に充當の爲預金部引受

第三節　興業金融

第一款　概　說

興業銀行の資金融通は既に述べし如く種々なる方法に依りて行はるゝと雖も、其の最も主要なるものは貸付及手形割引の方法に依るものにして、此等の取引が比年增加發展せしことは前に一言せる所なり。抑〻開業當初に於ける同行の貸付は有價證券擔保のみに限られ、且營業科目中に手形割引を有せざりしのみならず、開業後幾くもなく日露戰役に際會し、其の影響を受けたるを以て、業務の發展遲々たるを免れざりしが、戰後に於ける國內產業の發達と、經濟事情の變化とは同銀行法の改正を促し、明治三十八年三月新に證券を擔保とする手形の割引及財團を抵當とする貸付を許さるゝに及び之に基き同行は新に工場財團鐵道財團・軌道財團及鑛業財團を抵當として貸付を開始するに至れり。其の結果資金の需要次第に膨脹し、曾て二百五十萬圓を上下せし定期貸付現在額は明治三十九年上半期末に至り一躍して九百六十三萬餘圓となり、同下半期末には更に增加して一千二百三十七萬餘圓を示せり。爾後貸付金額は逐年增進し、殊に明治四十一年下半期に至り、同行は外國の信用漸く厚きを加へたるを機とし、英佛市場に於て債券を發行し、潤澤なる外資を輸入して之を利用したるが爲め、同期に於ては新規貸付高一千百八十二萬餘圓を算し、期末現在高亦急進して二千四百九十五萬餘圓に達したり。此の間手形割引も亦相當の發達を示し、明治三十九年下半期には、日露戰役後に於ける新事業の興起と、諸株券市價の昂騰とに依り、取引高增進を告げたり。然りと雖も其の後の增減常ならずして、特に大なる伸展を見ざりしは、既述の如く證券擔保の制限存在したるに因るものと謂ふべし。仍ち明治四十四年三月同銀行法の改正に依り、右制限撤去せられ、擔保の有無に拘らず一切の手形割引を行ひ得るに至るや、俄然本業務の活躍を促し、同年下半期に於ては總取引高四千三百萬圓を超過し、期末現在高一千六百十二萬餘圓に上れり。又貸付に關しても右と同時に改正を施され、新に工場に屬する敷地又は建物竝に市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保として當座貸又は定期貸を爲すことを得るに至り、貸付に關する制限は茲に概ね撤去せられたり。されど當時經濟界の不況に依り、貸付額は動もすれば減退の傾向を示したるも、右は手形割引の方面に於ける發展に依て補はれ、結局總貸付高に於ては增加の趨勢を保持し得たるものとす。

大正三年世界大戰の勃發するや、一般商工業は沈衰し、資金の需要減退したるを以て、財界は其の波動を受けて金融一時變調を呈し、手形割引の伸張は多少其の氣勢を阻止せられたるも、興業銀行は工業資金の供給者たる立場より、有望なる事業に對する各種工業を救濟する爲め、政府より特別資金の給付を受け、之を貸出したるを以て、貸付業務は頗る活況を呈し、大正三年下半期末現在高は三千萬圓を突破したり。

更に大正五年下半期以後に於ては、貸付額は急激なる歩調を以て増進すると共に、一時停頓の狀を呈したる手形割引も亦俄に好轉したり。蓋し戰爭の繼續は我財界に對し漸次好影響を及ぼし、各種事業振興して資金の需要を喚起したると同時に、興業銀行の機能は漸次一般事業家に周知せられたるに依り、來りて融資を仰ぐもの激增したり。加之、同行は大正六年中各地所在銀行と特約して代理貸付を實施し、又大正七年中新に船舶金融を開始し、更に多額の對支投資を爲したる等、彼此の事情に依りて益〻貸付額の增加を招來したるものにして、大正七年末現在の貸付高は實に七千三百五十六萬餘圓、翌八年末には八千百四十八萬餘圓に上進したり。割引高の增加は時局の當初に於ては稍〻趣を異にし、大正五年末現在高は急進して四千五百四十六萬餘圓を示したるも、之れ同年下半期に於ける第一回株式市場救濟資金貸出の結果にして、該資金回收の後は再び減退せり。然れども大正七年以降商工業界の殷賑と、同行業務範圍の擴張に伴ひ、普通手形割引の取扱高漸く膨脹し、就中事業資金の貸出中割引の形式に依れるもの尠からざることは、更に計數の增進を加へたるものにして、大正八年末の現在割引高は實に八千七百五十四萬圓に達せり。

大正九年は所謂戰後の反動期として、經濟界は頗る波瀾を示したるが、興業銀行は事業救濟の中心機關として、或は株式市場の救濟に、或は臨時事業資金の供給に、或は又蠶絲業銅鐵業の救濟に盡力する所ありしを以て、同年中の總割引高八億五千餘萬圓に達し、年末現在高二億圓を超え、洵に空前の記錄を示せり。貸付も亦引續き遞增の趨向を示し、遂に大正十年に入り一億圓臺に上り、斯くて同年末現在の貸付及割引高は合計三億圓を超過するに至れり。其の後經濟界は暫時平調に復せしと雖も大正十一年に至るや貿易の入超、資金の固定等は經濟界の不振と金融の梗塞とを招來して金利は上

騰せざるを得ず、而して同年下半期に起りたる關西諸銀行の取付は波紋甚大にして、休業銀行十一行に及べり。斯くて資金の回收不能と金融の不圓滑とは當然の成行にして、一般に貸出を警戒するに至りしが、此の如き恐慌に對し、十二月二十日日本銀行は救濟方法を聲明し、休業銀行の固定貸救濟を目的として右不動產貸付を興業銀行及勸業銀行へ肩替りする方策を採るに至れり。然れども一般銀行の警戒は大正十二年に入り依然たるものあり、事業の新設擴張は減少し、對外貿易は八月半迄既に四億五千萬圓の入超を示し、金融尙硬化の狀あるに際し、九月一日關東地方に大震災勃發し、其の被害甚大にして、東京全市六十七億八千萬圓之に府下及他縣を算入せば百一億五千六百萬圓の損害に達すと稱せられたり。而して東京銀行集會所社員銀行八十四行中無事なりしもの僅に八行に過ぎざりしも、興業銀行は同年六月中新築の建物に移轉せし爲め幸に難を免れたり。而して政府は未曾有の時に際會し、之に處する支拂猶豫令手形割引損失補償令を發布し以て應急の處置を講ぜしが、興業銀行亦非常時變に直面して、罹災工業の復舊と事業會社の救濟とに任じ、金融上大に盡力する所ありたり。卽ち政府の指令と相俟て臨時工業資金部を設け、罹災地に於ける中小工業者救濟の爲め復興資金の融通に努力し、災害の慘禍に最大の打擊を被りたる中小工業者の復興に寄與する所頗る大なるものあり。當時中小工業者に對する貸出高は短時日にして四百三十九萬三千餘圓に達したるのみならず、大工業の復興資金の需要多く、其の借入申込額は一億三千五百萬圓餘に達し、內貸出決定額は四千五百萬圓に及べり。加之、株式取引所の再開急務なるを認め、日本銀行の諒解を得て六百八十萬六千圓の復興資金を供給し、又國債市場に對しても同樣三百萬圓を融通して兩市場の動搖を防止し、以て我經濟界の神經を鎭靜せしむるを得しめ、又三菱銀行と共同して東京市に對し臨時救濟資

金四百萬圓を融通し、以て罹災民の收容を容易ならしめたり。斯の如く應急資金の供給に努力したる結果、大正十二年末現在の貸付・割引手形總計は前年に比し三千九百二十萬九千圓餘を增加し、三億七百七十二萬九百九十圓四十一錢の巨額に達せり。

次で大正十三年以後は震災後臨時融通したる應急資金の返濟さるるあり、又社債の發行に依りて夫々整理せられたる結果、引續き貸出總額は漸次減少の狀を呈せり。然れども臨時工業資金の貸出に就ては借入申込者の增加に伴ひ同資金の貸出高增加し、大正十四年上半期に於て右貸出は一段落を告げたりと雖も、引續き復興低利資金二百萬圓を前と同一の趣旨に依り貸付を開始したり。其の後大正十五年に入り、我經濟界の情勢は愼重の方針を保持せざるを得ざりしと雖も、事業の整理又は之が擴張の爲には努めて資金を融通するの必要を認めたるは勿論、特に中小工業者が金融上尠からざる不便を被れる事實に鑑み、同年上半期より一般中小工業者に對して金融の疏通を開くこととし漸次此の方面に向ひ營業上新局面の展開を期せり。又同年に於て特筆すべきことは興業銀行竝に臺灣・朝鮮兩銀行の關與せし多年の懸案たる對支借款の整理が政府當局の援助に依り解決を告げたること之にして、卽ち其の關係法律は同年三月法律第四十一號を以て公布せられ、該法に基き借款關係債務は著々處理せられ、之が爲め興業銀行は營業上の基礎に堅實を加へたるや論を俟たず。更に同年下半期に至りても引續き愼重に業務を處理すると共に、各種大小工業者に對し資金の融通竝調達に努め、以て產業の發達に助力し、且中小商工業者に對する貸付金も各種の事業に亙り其の成績概ね良好なりき。

此の如く興業銀行の一般產業に對する資金融通は比年膨脹の一途を辿りしが、而も其の特に顯著なる發展を示したるは世界大戰時以降のことに屬す。從て以下款を改めて主として世界戰時及其の後に於ける興業金融の主要なる部門に就き說述すると共に、當時新に實施を見たる金融方法として船舶金融及中小商工業に對する金融等に就き說述し、更に便宜上同行の對外關係に就きても記述する所あらんと欲す。

日本興業銀行諸貸付金及割引手形累年一覽表

年次	諸貸付金							割引手形	
	總貸付高	年末現在高	年末現在高種類別					總割引高	年末現在高
			定期貸付金	當座預金貸越	不動產擔保貸付金	コールローン	保證附貸付金		
明治三五年	四、四九七、一〇八円	三、二三七、六五八円	二、九五八円	円	円	円	円	円	円
同　三六年	二〇、二六三、七〇八	四、五九五、四八〇	四、五九五、四八〇	—	—	—	—	—	—
同　三七年	九、八六四、〇四〇	二、六二八、六〇四	二、六二八、六〇四	—	—	—	—	—	—
同　三八年	一二、三三七、五三二	二、四七五、七〇〇	二、四七五、七〇〇	—	—	—	—	—	—
同　三九年	二〇、〇七九、五五〇	一二、三七三、八三〇	一二、三七三、八三〇	—	—	—	—	四、一二八、九四四	二、〇一二、五一九
同　四〇年	一八、七七四、三一八	一三、六一七、三三八	一三、六一七、三三八	—	—	—	—	二八、二九八、五六一	三、三〇〇、〇七三
同　四一年	二五、九八七、四七七	二四、九五一、〇九八	二四、九五一、〇九八	—	—	—	—	二七、七八九、三一七	四、六八八、六七八
同　四二年	二八、一二七、九〇三	二六、六二〇、八五七	二六、六二〇、八五七	—	—	—	—	二六、五〇一、七〇二	二、〇〇〇、〇九二
同　四三年	二九、二八八、三四二	二六、二三三、〇七五	二六、二三三、〇七五	—	—	—	—	二六、〇四八、六九五	四、三四〇、五八二
同　四四年	二六、九六四、三七五	二三、六三〇、五二八	二三、六三〇、五二八	—	—	—	—	二九、六九〇、九〇二	三、五六七、四三四
大正元年	二四、五九一、三〇一	二三、六八〇、一七四	二三、五一三、七二八	一六六、四四六	—	—	—	七三、二二八、〇三四	一六、一二二、五五八
同　二年	三一、三三七、七一八	二七、九一三、〇七一	二六、二二七、一四〇	一九六、二三一	一、四八九、七〇〇	—	—	九五、二二五、一七〇	一六、三五七、八四九
同　三年	三三、四五五、五九四	三〇、一三二、四八八	二八、五〇六、八九四	五、三九四	一、六二〇、二〇〇	—	—	一二二、八九二、五一四	二七、八四二、六七二
同　四年	三四、三八一、二〇三	二九、一二五、六〇六	二七、八二七、一一四	五、六九二	一、二九二、八〇〇	—	—	一七三、一五〇、四八七	三〇、七一六、三八七
								一六八、一八〇、七三七	二九、三一〇、四四七

大正五年	三六、九〇八、九八六円	三一、九九六、四〇九円	三一、一〇七、二六〇円	四三、六〇五円	八四五、五四四円	—円	—円	一七八、九四一、二七七円	四五、四六四、八三五円
同　六年	五五、八五九、三六二	四二、二四三、九三四	四一、四一九、九九六	一五九、一九〇	六三四、七四八	—	三〇、〇〇〇	二〇一、二三五、六三六	三八、三八三、九五八
同　七年	九七、二一七、一一九	七三、七六〇、〇三七	七二、九七七、五八六	一三九、九五一	—	二〇〇、〇〇〇	四四二、五〇〇	二七〇、一一一、七九二	六二、二〇七、五一二
同　八年	六〇〇、七二三、二四八	八一、六二八、九九二	七八、七九八、六三〇	一、二四一、一六二	—	一五〇、〇〇〇	一、四三九、二〇〇	五一〇、三八三、〇七八	八七、五四六、九四二
同　九年	四三四、五二〇、二九〇	九一、〇九四、八四六	八六、八〇八、四二三	一、〇七四、八二四	—	—	三、二二一、六〇〇	九四〇、三六二、一五八	二〇六、二四三、二六四
同　一〇年	七〇一、九六七、五三四	一五一、三七一、九五三	一四八、三七〇、〇七四	八二一、三七九	—	—	二、一九〇、五〇〇	一、〇七八、九七八、六二五	一八二、三七七、一四五
同　一一年	一、五一七、三五五、〇四〇	一六二、二〇一、〇六〇	一五九、三一七、三四四	八九九、二一六	—	一五〇、〇〇〇	一、八三四、五〇〇	六八二、四五三、二六二	九四、一七三、八四八
同　一二年	一、〇四一、七五五、六八二	一九六、五六九、九五七	一九五、〇五六、二一〇	三三五、二四七	—	一五〇、〇〇〇	一、〇二八、五〇〇	四八九、一四九、三六九	一一一、二九九、五三三
同　一三年	一、二六二、五三五、八四一	一九一、四一三、九三〇	一八九、一一九、四七七	三九〇、九五三	—	一、五六〇、〇〇〇	三四二、五〇〇	五六五、三六〇、九三九	一〇〇、四一九、五三〇
同　一四年	一、一九七、五二〇、一〇二	二〇二、〇四〇、六七〇	二〇一、一二七、八七九	二九八、三六七	—	四〇〇、〇〇〇	二二四、四二四	四二七、三二一、二五四	八〇、八七〇、二五〇
昭和元年	八三四、二九四、九五八	一九四、七四七、八二二	一九四、三三二、七六〇	三一五、〇六一	—	一〇〇、〇〇〇	—	四八四、五六七、四五四	八六、六一九、九六五

第二款　世界戰時及戰後の興業金融

第一項　序說

大正三年七月勃發したる世界大戰は爾後五年間繼續し、大正七年十一月に至り漸く休戰條約の成立を見たるが、其の戰亂の範圍廣汎にして、慘禍の深甚なること古來未曾有なりしを以て、延て我經濟界にも種々深刻なる影響を與へたり。而して戰局久しきに亙り、其の間曲折變化多かりしに加へて經濟界の組織複雜せるを以て、其の影響も亦種々の形態に於て實現せられ、時期と方面とを異にするに從ひ獨り其の程度に於て大小ありたるのみならず、良否兩樣の結果を生ぜり。今之を概說せんに先づ戰爭の初期に於て直接打擊を受けしは、主として貿易業者なりしが、之に關聯して一般產業界亦多少の反響を感じ、且つ金融業者警戒の爲め、一時資金供給の便宜を失ひたるもの亦尠からざりき。然るに戰爭時を經るに從ひ、交戰參加諸國は產業の衰頹より來れる生產の激減、其の他の事由に基きて輸出入貿易竝に製品價格に至大の變調を招致したり。我國の如く其の參加は一部に止まり、事實上局外的の立場に在りたる國に在りては、各種生產業に刺戟を與へ、戰亂の繼續は寧ろ我經濟界に好影響を及ぼし、各方面共に漸次殷賑を呈するに至れり。玆に於てか戰爭の休止は、本邦財界殷盛の中絕を意味することとなりしを以て、媾和の聲は直に人心動搖の素因となれり。即ち大正五年十二月獨逸が最初の媾和提議を爲すや、東西株式市場は一時恐慌狀態を現出し、救濟に依り始めて回復する有樣なりき。而して當時は未だ媾和の成立を見ず、戰亂尙ほ持續せらるべき情勢を示したるを以て人氣忽ち復興し、各般商工業更に一層の活氣を示したるのみならず、多くは戰局の終結猶ほ遠かるべきを豫想し、爭て事業の擴張を試みたり。

然るに局面の展開は意外に急速にして、大正七年十一月既に休戰條約の成立を見、翌大正八年一月十八日の媾和提議は、參加諸國折衝の結果漸次進捗し、遂に同年六月平和條約の調印を見るに至れり。玆に於てか本邦經濟界は大正九年三月以降形勢一轉し、株式市場の暴落を前驅として急激なる反動を惹起し、米穀生絲綿絲等の價格急激に下落し、各取引所の立會停止、各地機業及製絲業者の操業短縮又は休止續出し、經濟界の動搖は全般に波及して、其の混亂名狀すべからざるものあるに至れり。玆に於てか之が救濟の方策として、官民間に種々畫策せらるる所あり、勿論大勢の趨く所絕對的に之を阻止すること能はずと雖も、多數事業の崩壞を緩和し、一般產業は危殆の裡より脫却することを得、概して小康を保ち得たるものとす。

右に述べしが如き戰時及戰後財界多事の間に處し、興業銀行は固と産業の擁護を以て使命とせるが故に、其の關係と責務とは特に重且大にして、從て長き期間を通じて斡旋盡瘁する所ありたり。卽ち先づ戰亂の初期に於て直接影響を受けたる方面に對し、救濟の目的を以て金融を圖りしが、同行に於ては之を稱して特別産業資金の供給と云ふ。次で同行は最初の媾和提議より來れる株式市場の混亂に際し救濟の任に當りしが、更に平和克復に及ぶや、株式再度の崩落を演じ、同行に於ては前回同樣の措置を執れり。之を第一次及第二次株式市場の救濟と稱す。更に又同行は確實なる事業會社にして、金融梗塞の爲に困憊を告げたるものに對し、同業者と協力して金融の途を開けり。臨時事業資金の供給と稱するもの卽ち之なり。此の外同行は或は銅鐵業者の救濟に參加し、或は日本勸業銀行と共に蠶絲業者の救濟に從事したり。以下項を分ちて其の概要を記述すべし。

第二項　特別産業資金の供給

特別産業資金は既述の如く世界大戰の物發に依り、直接影響を受けたる事業を救濟する目的を以て大藏大臣の內命に依り供給したるものなり。然れども資金貸出の範圍は廣く一般の企業に及ばずして、單に輸出入貿易に直接關係ある製造工業に限定せられ、卽ち(一)海外輸出品製造工業にして、輸出杜絕の爲め資金の運轉に窮し、生產に從事すること能はざるもの(二)輸入防遏品にして、目前外國品輸入杜絕の爲め、其の生產を擴張して內地の需要に應ぜんとするもの(三)從來外國品と競爭したる我商品にして、此の際輸出を增加して外品代用たらしめんとするも、資金不足の爲に目的を達し能はざる實狀に在るもの等、一に貿易に直接關係の生產事業にして、時局に依りて其の發展に障碍を受けつつあるものを目標と爲したり。試に大正三年九月十八日大藏大臣の興業銀行に對し指令せる所を見るに、該資金貸出の目的及貸出事業の種類を次の如く限定せり。

（一）貸出目的　本資金は主として輸出重要品又は輸入代用品の製造に關係ある事業會社又は製造業者に對し、時局の影響を受けたるが爲め必要なる資金需要の焦眉の急を救ふを目的とす。故に貸付金は營業萎縮廢絕を防ぐに必要なるを以て限度とし、一口の金額が巨額に上らざることを要す。

（二）貸出事業の種類

（イ）時局の爲めに製品の停滯したる工業にして、輸出の程度と相俟て工業を繼續せしむべきもの。

（ロ）輸出品製造業にして、時局の爲め原料輸入杜絕し、內地代用品を以て作業を繼續せんとするもの。

（ハ）輸出品製造用輸入品の內地代用品製造業。

（ニ）前三項の外猶餘力ある場合には、時局の爲め特に外國へ輸出を增加し得る見込ある商品の製造業。

（ホ）前四項の產業に直接關係ある交通及動力事業。

（ヘ）小工業には大工業に先ちて貸出すこと。

右の如き指令に基き、興業銀行は左記の方針に依りて資金貸出を爲すべき旨、各府縣に對し通牒を發せり。

（一）貸出すべき事業

甲　種

（イ）重要輸出品の製造業

（ロ）重要輸入品の代用品製造業

乙　種

（イ）直接產業に關係ある交通及動力事業

貸出は甲種の事業に重きを置き、資金の都合に依り乙種の事業に及ぼす。

（二）貸出の方法

（イ）貸出すべき事業は、其の經營者數年の經驗を有し、現に相當の收益あるものに限ること。

（ロ）貸出金に對しては必要の場合には財團を設定せしめ、又は重役若くは銀行の保證を求むること。但し市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保とすること。

（ハ）短期資金の需要に對しては、其の振出したる手形の確實なる個人又は銀行の裏書を爲さしめ、之を割引すること。但し必要の場合には指定せる有價證券を擔保に供せしむること。

（ニ）貸出金に對し保證人に仕拂ふ保證料其の他の經費は、總て借用人の負擔とす。

（ホ）貸出の期限は五箇年以內とし、一時又は年賦償還となすことを要す。

（ヘ）貸出金申込一口の金額は巨額に上らざることを得。

斯くて同行は當時政府より融通せられたる三百萬圓を以て資金供給の任に當りしが、其の實際借入申込の受付を開始したるは同年九月十八日にして、翌大正四年九月二十五日現在に於ては、借入申込累計四百七十八萬餘圓に上り、內實際貸出したる總額は三百三十六萬餘圓にして、其の內譯は甲種中輸出品製造業百六十九萬八千五百八十七圓、輸入代用品製造業百四十一萬八千百三十圓、乙種卽ち交通及動力事業二十五萬圓なりとす。其の後戰亂の繼續は漸次我國の各種產業に好影響を與へ、一時興業銀行の救濟を受けたる各種事業も久しからずして復活するに至りしかば、資金回收の如きも極めて順調に行はれ、何等の故障なく其の目的を達することを得たり。

第三項　株式市場の救濟

第一目　第一次救濟

大正五年十二月十三日獨逸が最初の媾和提議を爲すや、諸株崩落して東西の株式市場混亂を極め取引所は遂に賣買を停止して殆ど恐慌の狀態に陷り、若し之を其の儘に放任せんか、或は經濟界全般に亙り擾亂を惹起するやも測り難き形勢を示せり。茲に於て興業銀行は日本銀行の援助を得、進みて之が救濟の任に當ることとなり、東京株式取引所の爲に帝國商業銀行及豐國銀行と協同して、之が救濟に盡したり。卽ち右三銀行は東京株式取引所の仲買人の振出したる擔保附手形に對し、一千五百萬圓を限り融通を與ふるものにして、右融通資金中日本興業銀行は一千萬圓、他の二銀行は各二百五十萬圓宛の割合を以て、實際融通したる金額に對し責任を負ふものとせり。今右の資金を融通するに就き、仲買人等と契約せる所は次の如し。

（一）本融通資金は東京株式取引所大正六年二月限受渡期日を辨濟期日とし、如何なる事情ありと雖も延期せざること。

（二）借用する金額は一千五百萬圓以內なること。

（三）仲買人等は本月引渡を受くべき株式（主力株に限る）を大正六年二月限り、定期市場に於て右引渡を受くる金額に、第一項辨濟期日迄の日步を加算したる金額以上の値段を以て賣付け、右株式引渡を受けたる時は直に其の全部を東京株式取引所に提供し、之に對し取引所の交付したる提供證券預り證を銀行に交付し、該株式を以て借用金の擔保を設定すること。

（四）買戻を爲さざること。

右の契約を締結するや、東京株式取引所は興業銀行等の進みて市場救濟の任に當る好意を諒とし右取引に關し故障紛擾等の生ずるときは、誠意幹旋して速に解決せしむべく盡力する旨の申出ありたり。而して實際貸出したる金額は五百七十四萬七千七百七十一圓にして、擔保は株式種目百八種

其の株數五萬八千四十株なりき。

又大阪株式取引市場の救濟に關しては、株式會社第百三十銀行と協同して之に當りしが、一切の手續は東京株式取引市場の救濟に於けると同一にして、融通金額は一千萬圓を限度とし、興業銀行と百三十銀行とは折半して其の責任を負ふこととせり。然れども實際貸出したる金額は六百四十萬一千四百九十五圓にして、擔保は株式種目四十九種中、其の株數三萬五千五百二十株とす。

東西株式市場は右の如くして受渡に關する資金の融通を得て、一時の混亂は全く救濟せられ、一般經濟界の動搖を未然に防止することを得たり。又當時名古屋株式取引市場も均しく混亂に陷り、東京大阪兩市場と同じく救濟を受けたき希望なりしも、東西兩市場救濟の聲に賴りて形勢大に緩和し定日に故障なく受渡を結了することを得たるを以て、遂に實行に至らずして止みたり。

第二目　第二次救濟

大正九年三月我經濟界は所謂戰後の整理時期に入りて、急激なる反動を惹起し、東京株式取引市場先づ之が影響を蒙り、遂に四月七日賣買を停止するに至れり。而して株式取引市場の閉鎖は延て一般經濟界に波及し、此の儘に放置するときは其の結果の恐るべきものありしかば、四月十三日興業銀行は横濱正金・臺灣・朝鮮第一・三井・三菱・十五・第百・安田・第三・川崎・中井・東海・豐國・村井等の十五銀行と共にシンジケートを組織し、日本銀行の援助を得て之が救濟を圖ることとなり、興業銀行は幹事銀行として、主として斡旋したり。各銀行相互間の契約大要左の如し。

（一）東京株式取引市場救濟の爲め株式會社東京株式取引所に金五千萬圓を限り融通を與ふること。

（二）前記融通金總額五千萬圓の擔保として、提供證券預り證の交付を受け、之を日本銀行より融通を受けたる資金の見返として同行に提供すること。

（三）シンジケート各銀行は實際融通したる金額に對し、均當の割當を以て責任を負ふこと。

而して同日シンジケート銀行代表者たる興業銀行と東京株式取引所との間に、右救濟資金融通に關し、大要次の如き契約を締結せり。

（一）融通金額は五千萬圓以内なること。

（二）大正九年六月三十日を辨濟期限とし、如何なる事情あるとも延期せざること。

（三）東京株式取引所は資金の融通を受けたる仲買人をして、其の取得したる株式を東京株式取引所大正九年六月限定期市場に於て、前記融通金額に辨濟期日迄の日歩を加算したる金額以上の値段を以て賣付けしめ、之に對し取引所は提供證券預り證を發行して日本興業銀行に交付し、該株式を以て借用金の擔保に供すること。

斯くて右の契約に依り實際貸出したる金額は、四月三十日三千萬圓、五月五日一千萬圓、合計四千萬圓なりき。而して東京株式取引所に於ては五月八日受渡救濟資金融通の申込を締切り、同月十日之を確定せしが、之に依れば、株數四十五萬六千二百六十株、其の金額四千百六萬九千七百四十八圓にして、内興業銀行よりの融通金四千萬圓を控除したる不足額百六萬餘圓は、東京株式取引所代つて融通せり。

右の救濟に依り約一箇月に亙り休業したる市場は再び立會を開始するに至りしが、其の後前記提供證券中五月限に賣付けたるもの一千三百二十九萬一千二百五十一圓あり、内取引所の融通せる金額中五月限に賣付けたるもの百三萬百九十一圓を控除して、一千二百二十六萬一千六十圓は期日に返濟すべきも、更に二千萬圓の新規融通を受け度き旨懇請し來たりしを以て、銀行團は協議の結果五

月末返濟を受くべき前記金額の限度内に於て、七月迄延期することを承諾せり。然るに更に五月二十四日に至り突然茂木商店破產の發表あるや、又復株式の暴落を演じ、市場の前途一時憂惧すべきものありたるも、政府の財界救濟言明等に依り無事に經過し、當初二千萬圓の資金融通を得るにあらざれば五月限受渡の結了困難なりとせられたるに拘らず、實際融通金額は九百五十一萬七千六百二十二圓に過ぎざりしを以て、從て銀行團に於て七月迄融通を承諾したる一千二百二十六萬一千六十圓は、九百五十一萬七千六百二十二圓に減額し、差額二百七十四萬三千四百三十八圓は內入金として六月二日入金を了せり。然るに其の後又復取引所より六月末に返濟すべき二千七百七十三萬八千九百四十圓（融通總額四千萬圓より前記一千二百二十六萬一千六十圓を控除したるもの）中一千五百萬圓を八月迄延期ありたき旨懇請し來り、銀行團に於ては協議の結果其の申出の半額七百五十萬圓を繼續融通すべきことを承諾せり。爾後本件は順調に進捗して八月三十一日を以て滯りなく回收を了し、東京株式取引市場の救濟は玆に全部結了することとなれり。

第四項　臨時事業資金の供給

戰亂終局に伴ふ財界の動搖急激にして、金融又著しく梗塞したる結果、事業會社中基礎鞏固にして信用又確實なるに拘らず、一時資金の杜絕に遭ひて困憊するもの頗る多く、若し救濟の途を講ぜざるに於ては、或は我產業を根柢より破壞するの惧なしとせざるに至れり。玆に於てか大正九年六月二十七日、日本銀行は政府の諒解を得て公債引受銀行團たる興業銀行を始め、橫濱正金・臺灣・朝鮮・第一・三井・三菱・十五・第百・安田・第三・川崎・三十四・住友・山口・鴻池・浪速・加島・近江・百三十・明治・名古屋・愛知等、東京・大阪・名古屋に於ける主要銀行を招集して、事業資金供給に關する方法に就き協議する所あり、其の結果事業資金供給の中央機關としては、其の性質上興業銀行が之に當るべきものなりとのことに決定し、先づ其の資金は政府之を供給し、興業銀行は興業債券を發行して以て確實なる事業の援助を爲すこととなれり。之れ所謂臨時事業資金にして、取扱銀行團に於て協定したる貸出の方法及條件の大要を記すれば次の如し。

（一）臨時事業資金取扱銀行は國債引受銀行團員たること。

（二）各取扱銀行は其の取引先の事業資金融通の請求に對し調査の上適當なりと認むるときは、日本興業銀行に資金の融通を求むること。

（三）貸出は各取扱銀行直接之を爲し、日本興業銀行は取扱銀行の請求に依り再割引を爲すこと。

（四）臨時事業資金は各取扱銀行が新に貸出すべき取引に使用せらるること。

（五）擔保は工場財團軌道財團鑛業財團・工場抵當有價證券商品不動產等にして、必要に依り右擔保物件の外連帶保證人を求むるものとす。保證人は會社に依りては社長若くは取締役を以て之に充つること。

（六）貸出期間は一箇年以內とし、且つ其の期間內に回收の見込あるものに限る。

（七）貸出金額に付ては別に制限を設けざるも、此の際事業整理の方針を以て可成最小限度に止めしむること。

（八）臨時事業資金融通の有效且圓滿を期する爲に、取扱銀行中より東京に三名、大阪に三名相談委員を置くこと。

臨時事業資金供給に關する施設の一度世上に發表せられ、興業銀行の六月末より當業者の申込を受くることとなるや、財界の激變以來前途有望の事業にして資金の調達に苦み、一時中止の已むなきに至らんとするもの陸續として同行に資金の融通を仰ぎ來り、其の範圍殆ど全國各地に及び、又廣く各般の事業に亙り、應接に遑なき狀を呈せり。同行は此等の申込を受くるや、直に精密なる調査を爲

し、合理的の要求に對しては勉めて之に應じたるが、專ら調査の敏速と貸出手續の簡易を旨とし、以て資金の急需に應ずることとせり。

斯くて同行に於て臨時事業資金供給開始以來受付けたる申込總額は九千二百十一萬五千圓（取扱銀行經由の分を含む）に上り、其の內貸出を決定したるもの六千三百四十一萬五千圓なりしも、內社債發行又は普通貸付に轉化したるもの一千五百六十二萬圓ありて、之を除く四千七百七十九萬五千圓を以て、臨時事業資金として興業銀行が實際に貸出したる總額なりとす。而して之を事業別に示せば電話及電力業八百六十五萬圓、製紙及製粉業八百萬圓、船舶及造船業七百萬圓、化學工業及釀造業六百八十萬圓、鑛山業五百萬圓、紡績業四百十二萬圓、鐵道業三百萬圓、製鐵鑄工及機械業百六十七萬五千圓、製糖業六十萬圓、雜工業二百九十五萬圓等にして、卽ち事業は汎く各方面に跨り、且地域は普く全國各地に亙れるを以て、稍〻普遍的に金融梗塞を解き得たりと稱すべし。

右事業資金供給は大正十年二月下旬を以て新規申込一段落を告げ、且つ一方には漸次返濟を了するもの等ありて、略〻豫定の目的を達成し得たり。

第五項　蠶絲業及銅鐵業の救濟

第一目　蠶絲業の救濟

大正九年初頭以來打續く財界不況の爲に、輸出生絲の市價は一時信州上一番格四千三百六十圓を唱へしもの、爾來漸落して三月動搖以後數次の暴落を演出し、四月末には二千圓に低落し、五月末製絲界に最も關係深き七十四銀行の破綻を見るに及び、斯界の混亂極度に達したり。茲に於てか蠶絲救濟を求むるの聲漸く起り、政府は養蠶家救濟の爲め一千萬圓を支出し、橫濱生絲問屋は新絲の荷受制限を聲明する等、絲價の維持調節に關し畫策する所ありたるも、新絲は出廻以來低落を續けて遂に七月末信州上一番格一千百圓となり、市場萎縮を極め、此の儘に放置するに於ては我輸出貿易の大宗たる製絲業をして甚大の創痍を蒙らしめ、延て一般產業を危殆に導くべき虞ありしを以て、政府は之が救濟の議を決し、當業者をして絲價調節の爲め同年九月帝國蠶絲株式會社を創立せしめ、興業銀行は日本勸業銀行と協同して、之に對し五千萬圓限度の貸付を爲し、以て斯界の窮境を救濟することとなれり。當時橫濱の在荷は約九萬五千梱と算せられたるも、其の內、地遣絲輸出不合格品及賣見送品等四萬五千梱を控除したる五萬梱を買收し、實質上の滯貨を一掃することを得ば、以て生絲市價の安定を圖り得べしと唱へられたり。斯くて帝國蠶絲株式會社は其の買收資金として、一方株式拂込金を徵收すると共に、興業勸業兩銀行に對して融通を懇請し來りしを以て、兩行は十一月末の取引を第一回として、引續き、同會社の買入に係る輸出生絲を擔保として資金の融通を爲し來りしが、其の後生絲市場は依然として不振なりしのみならず、曩に根本的絲價調節の必要上當業者に於て決議したる操業休止の期間も大正十年三月に入りて終了し、又久しく橫濱生絲問屋に於て荷受を休止する時は、新絲時期を眼前に控へて、地方製絲家の窺狀を坐視せざるべからず。此の際帝國蠶絲株式會社に於て買入を差控ふる時は、生絲關係者の破綻を生じ、他に累を及ぼすべきを惧れたるも、當時同會社に於ては既に拂込金全部を支出し了り、而して未拂込金の徵收は事情困難にして、從て買入不可能となりたり。仍て政府は救濟の意を貫徹せんが爲に、大正十年四月遂に總額三千萬圓を限り、其の損失を補償するの方法を定め、興業銀行及勸業銀行をして會社の生絲買入に要する資金の融通を取扱はしむる

に至れり。

右の救濟は絲價の維持と、其の調節に關し効驗あり、因て以て製絲家の窮狀を緩和し、併せて我輸出貿易の大宗たる蠶絲業の頽勢を阻止し得たり。

第二目　銅鐵業の救濟

大正九年始財界激變して諸物價の急下したる際、銅價も亦暴落し、一般市價は遙に生産費以下に切込み、製銅業者の打撃一方ならず、殊に動搖以來市場に荷動きなきも、生産を休止すること能はざる事情ありたるを以て、滯貨は自ら增加して資金は固定し、金融梗塞の爲に遂に運轉資金の涸渇を愬ふるに至る等、窮狀察すべきものありたるを以て、興業銀行は同年六月末一・二同業者と協定し、日本銀行援助の下に各分擔して當面の急を救ふことに力を致したり。當時製鐵業者亦均しく財界不況の影響を受けて賣行杜絶し、資金の固定を來したるが爲め、金融狀態甚だ困難に陷り、遂に同年六月輪西・釜石・戸畑・兼二浦・本溪湖の各製鐵會社は、銑鐵同業會を組織して救濟資金の融通を申出づるに至れり。仍て興業銀行は同業者と協定し、日本銀行の諒解を得て、此等諸會社の手持品を擔保とし、各分擔して資金の供給を決行し、以て斯業の救濟に當れり。

第三款　中小工業資金の融通

大正九年本邦經濟界の戰後反動期に入るや、殆ど恐慌狀態を現出し、事業會社の經營は頗る困難に陷れり。仍て政府は大藏省預金部資金五千萬圓を事業界に供給することとなり、興業銀行其の他に於て之が貸出に盡力したるが、偶〻大正十二年九月關東大震災の勃發するに及び、罹災地の小工業は殆ど全滅の慘害を蒙るに至り、之が救濟は啻に經濟上の問題としてのみならず、社會問題としても亦急務なりしを以て、政府は再び預金部資金に依り融通を行ふことに決し、同月二十七日大藏省より左の如き聲明書の發表を見たり。

震災地ニ於ケル工業殊ニ深川、本所、東神奈川、川崎等ニ散在スル小工業ヲ復舊セシムルコトハ、一方ニハ失業者ヲ救濟シ、他方ニハ物資ノ供給ヲ潤澤ニスル爲目下極メテ必要ノ措置ト思考スルニ依リ、政府ハ預金部ノ資金ヲ日本興業銀行ニ貸出シ、同行ヲシテ其ノ任務ニ當ラシムルコトトセリ。

日本興業銀行ハ之ガ爲特別ノ機關ヲ設置シ、理事ヲ主任トシ此ノ業務ヲ擔當セシメ、便宜ノ取扱ヲ爲ス筈ナリ。尙ホ震災地及其ノ他ノ地方ニ於ケル大工業ニ付テハ、日本興業銀行ヲシテ其ノ本來ノ機能ヲ發揮シ、之ガ資金ノ融通ニ努メシムベク、政府ハ之ニ對シテモ預金部資金ヲ以テ極力援助ヲ與フル方針ナリ。

右の趣旨に依り、同行に於ては直に同月末臨時工業資金部を新設し、大藏省預金部より資金一千萬圓の融通を受け、同行の責任の下に「臨時工業資金」なる名目にて、翌十月八日復舊資金（年利八分五厘）の貸出を開始し、同年末には其の總額四百三十九萬三千二百圓（百八口）に達せり。次で大正十三年三月預金部より更に右資金として五百萬圓の追加融通を受けしを以て、貸出範圍を更に擴張し、小商業家に對しても有價證券擔保にて手形貸付を開始せり。斯くて同資金の融通申込も漸次增加し、大正十三年末には貸出金總計一千二百四十餘萬圓（五百二十五口）に達し、翌十四年八月末に預金部融通資金の殆ど全部の貸出を了するに至れり。

第四款　船舶金融

世界大戰以來我國の造船竝に海運業は異常なる發展を遂げ、之と共に大いに船舶金融の必要を感ずるに至りしが、之が爲に金融機關を特設すべきや、或は現存機關をして之を兼營せしむべきやは、從來議論の岐るる所なりしなり。然るに政府は終に後者を以て時勢に適するものなりと認め、大正七年四月興業銀行をして(一)十五年以內に於ける年賦償還又は五年以內に於ける定期償還の方法に依りて、船舶又は製造中の船舶を抵當とする貸付を爲すこと、(二)造船材料又は船舶屬具を擔保とする貸付を爲すことを得せしむる爲め、同銀行法中を改正し、船舶金融の途茲に始めて開かるるに至れり。

茲に於てか同行は大正七年五月本業務の開始を公表し、同年下半期に入り其の第一回の取引を見たり。當時同行が神戸支店を特設したる理由の一は該業務の實行に便するに在りたるものとす。次で同年十一月休戰條約の成立するに及び、本邦財界は各方面に於て齊しく其の影響を受け、殊に戰時中俄に膨脹したる海運界は、戰爭終局の打擊を蒙ること甚大にして、翌年に至り運賃、船價は續落し傭船又甚だ不況となり、社外船主の大部分は經營の困難を感ずるは勿論、一部造船業者も亦波動を受くるに至れり。斯くて此等の海運及造船業者を救濟して、戰時中激增したる船腹を維持し、以て斯界の頽勢を防止すると共に、戰後海運業の確立及發展を期するは當面の急務たりしかば、茲に政府贊助の下に東西有力船主及造船業者間に一大合同汽船會社を設立するの議を生じ、興業銀行も亦之に參與して援助する所あり、斯くして大正八年七月國際汽船株式會社の成立を見るに至れり。

由來船舶金融の業務は一般に甚だしく危險視せられたる所にして、興業銀行が之を開始するや擧て其の成績に注目したるも、同行に於ては努めて堅實なる方法を採り、先づ其の申込に接するや契約期間・抵當船舶の種類・船齡・抵當順位・保險・船價評價・擔保價格及保險金額と貸出額との割合、其の他資金の使途等に就き精密なる調査を爲したるを以て、業務上危險を感ずることなかりき。而して當初に於ては右の如き周到なる用意を以て從事したるとに依り、貸付額は必ずしも多きに上らざりしも、戰後海運界の不況を呈するや、資金の需要著しく增加し、殊に國際汽船株式會社の創立せらるるや、同行は他の二・三同業者と共に當路の援助を受け、同社一切の金融を取扱ふこととなりしを以て、本金融業務は異常なる伸展を示すに至れり。試に各年期末貸付現在高を見るに次の如し。

年次	上半期	下半期	年次	上半期	下半期
	円	円		円	円
大正七年		五、八四五、〇〇〇	大正十二年	三七、九五七、五三三	四〇、七四四、七三三
同　八年	四、五五〇、〇〇〇	一四、五九〇、〇〇〇	同　十三年	三九、〇九八、五〇〇	四〇、三一六、九〇一
同　九年	二七、九四九、〇〇〇	三〇、九八六、二〇〇	同　十四年	四一、三六八、五六八	五一、六七四、五六八
同　十年	三〇、〇三二、二〇〇	三六、八一六、五三三	昭和元年	五一、三三三、〇三五	五一、四五二、〇三五
同　十一年	三四、一六八、一九九	三八、九一二、五三三			

第五款　對外關係

第一項　外資輸入及對外放資

內外資金の流通を圖ることは興業銀行設立の主なる目的の一なり。從て外資輸入に關し同行が特殊の地位に立てるは固より當然にして、同行は開業早々彼我顧客の需に應じ、小額の公債を賣却し

たることありしが、其の稍大なる取引の下に外資の輸入を實行したるは、明治三十五年秋冬の交、帝國五分利附公債五千萬圓を海外に賣却方取計ふべき旨政府より命を受け、香港上海銀行を經て之を倫敦市場に賣出せしを以て嚆矢と爲す。當時同公債のこと倫敦に於て公表せらるるや、同地は勿論英國各地方其の他歐洲大陸に於ても亦頗る歡迎せられ、日ならずして申込は募集高に對し數倍の超過を見るの盛況を呈せり。

次で日露戰後本邦財界は低利の外資を輸入して、國内産業の發達を圖らんとするの機運に向ひしが、明治三十八年下期に於て興業銀行は受託者となりて、倫敦市場に於て北海道炭礦鐵道會社の社債百萬磅を發行したり。又同行が戰役開始の際より三十八年末に至る間、本邦國債證券を外國人に賣却せること總額一億五千萬圓に及べり。

此の如く同行は内外資本の流通に努むる所ありしも、尚ほ一層其の機能を發揚せんが爲め、明治三十八年偶、當時日本銀行副總裁たりし高橋是清の渡英を機として外國資本家との交涉を依頼し、其の盡力に依り同年十月歐米に於ける最も有力なる資本家との間に連絡の端緒を開き、尋で外國資本家をして自行增資株金七百五十萬圓を引受けしめ、之を株主に加ふるに至れり。爾來興業銀行の存在及其の性質は外國に於ける重要資本家の認知する所となり、外國中央市場に於ける同行の信用日を趁うて增進せるを以て、同行は其の機に乘じ益機能を發揮することに努め、明治三十九年七月東京市公債百五十萬磅を引受け、之を英國に於て發行したり。尤も右東京市公債の發行に關しては、ゴルドン商會横濱正金銀行を始めとして、バース香上兩銀行の斡旋に賴りし所尠からず。又當時同行は高利の地方債を整理する爲め、外國より低利資金を輸入するの計畫を立てしも、海外金融事情變調の爲め直に實行すること能はざりしかば、一時同行資金の許す範圍内に於て地方債を引受け置き、時機を待つこととせり。明治四十年七月に至り南滿洲鐵道株式會社の社債四百萬磅を引受け、之を海外市場に發行せしが、更に此の年副總裁添田壽一は歐米を巡遊して在外大株主其の他歐米に於ける有力資本家と會見して種々協商計畫する所あり、佛國巴里のゲンツブルグ男、獨逸漢堡のワールブルグ商會との間に業務に關する契約を締結したり。

更に明治四十一年には南滿洲鐵道株式會社社債四百萬磅を倫敦に於て、又興業債券を倫敦及巴里に於て各百萬磅を發行し、四十二年には大阪市債三千萬圓、横濱市債七百萬圓を各倫敦に於て發行せり。四十三年は内地財界不況にして金利低落し、國内に於ける社債募集には好機なりしも、海外金融事情は然らざりしを以て、内外資金流通上特記すべきものなかりしも、翌四十四年には南滿洲鐵道株式會社社債六百萬磅を倫敦に於て、四十五年には東京市公債九百十七萬五千磅を英佛米市場に於て更に大正二年には東洋拓殖會社社債五千萬法を佛國市場に於て發行せり。今同行開業以來の取扱に係るものを揭記せんに左の如し。

發行年月	名稱	金額	利率
明治三五年一〇月	帝國五分利附公債	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五分
同　三九年　四月	日本興業銀行株	七、五〇〇、〇〇〇圓	同
同　　年　七月	第一回東京市債	一、五〇〇、〇〇〇磅	同
同　四〇年　七月	第一回南滿洲鐵道株式會社社債	四、〇〇〇、〇〇〇磅	同
同　四一年　六月	第二回同上	二、〇〇〇、〇〇〇磅	同
同　　年一一月	日本興業銀行債券	二、〇〇〇、〇〇〇磅	同

明治四一年一二月	第三回南滿洲鐵道株式會社社債	五	分	二、〇〇〇、〇〇〇磅
同　四二年四月	大阪市債			三、〇八四、九四〇磅
同　年七月	横濱市債			同
同　四四年一月	第四回南滿洲鐵道株式會社社債	四分五厘		七一六、五〇〇磅
同　四五年二月	第二回東京市債			同
大正二年三月	第一回東洋拓殖會社社債	五	分	六、〇〇〇、〇〇〇磅
合　計				五、一七五、〇〇〇磅 一〇〇、八八〇、〇〇〇法
		五	分	五〇、〇〇〇、〇〇〇法
		同		同
		五七、五〇〇、〇〇〇圓		
		二七、四七六、四四〇磅		
		一五〇、八八〇、〇〇〇法		

之より響き大正元年下半期に於てバルカン問題生じ、歐洲金融事情は著しく緊縮の狀を呈し、我國亦其の影響を受けたるを以て、內外資金の流通困難なりしも、同年日佛銀行を設立するの議起れり。蓋し興業銀行は從來巴里のグンツブルグ男を代理者として、佛國金融界との連絡を保ちつつありしが、日佛兩國の經濟關係をして一層密接ならしむる必要上、右の計畫を爲したるものにして、該銀行は同年七月成立を告げ、巴里本店は八月十五日、東京支店は十一月二十六日各業務を開始したり。其の資本金は二千五百萬法卽ち邦貨一千萬圓にして、內約六百萬圓は佛國側の出資、約四百萬圓は日本側の出資に係り、本邦側の出資者は興業銀行の外三井・三菱・第一銀行等なりとす。而も當時歐洲の金融市場は旣述の如く緊縮の狀態に在り、從て興業銀行は之に依て未だ外資輸入の好機を捉へ得ざるに當り、大正三年世界大戰の勃發を見、佛國金融市場の動搖及戰費調達等の爲め、當初の目的未だ實行せられずして大正末年に及べり。

世界大戰が外資輸入を阻止したるは英米に對しても亦同一にして、我國は反對に國內遊資に對外輸出の途を開くこととなれり。卽ち戰時中我經濟界は好影響を受け、大正五年に入るや引續く輸出超過の爲め正貨堆積して資金國內に橫溢せり。仍て政府は國內に於て內國債を發行して外債の償還に充つると共に、露・支・英・佛等の各國政府は、其の公債債券を本邦市場に於て發行するに至りしと、他方海外に於ては在外資金利用の方途として、外國有價證券に放資するの大勢を馴致し、曾ての主客は將に顚倒の狀を呈せり。斯の如く我經濟界の地位著しく高まるに從ひ、內外金融市場の關係益〻密接となり、相互間に於て常に資金の調節を圖るの機運を促成したるに加へて、在外正貨利用の方途として、茲に內外證券共通を必要とするに至り、自ら之が仲介機關を要したるを以て、興業銀行は進んで之に當ることを圖り、副總裁小野英二郎の渡米を機とし、米國金融業者と連絡を執りて對外證券放資の途を開き、取引先の委託を受けて外國證券の購入に從事すると共に、旁〻同行に於ても大正四年下半期遊資の一部を以て英國大藏省證券に投資せり。次で聯合與國政府證券及有利なる短期外國證券及外國爲替手形等にも投資し、其の額相當の巨額に達せり。同時に又同行は支那に於ける公私事業の開發に援助を與ふることを企畫し、二・三同業者と協同して交通銀行其の他へ貸付を爲し、大正七年には政府保證の興業債券一億圓を發行して以て支那經濟借款に充當したり。凡そ戰時より戰後に亙り、我國內に於て發行せし公債及各種社債券の總額は實に三十六億七千二百餘萬圓の巨額に及びしも、悉く之を國內に消化して一も外資に俟たざりしが如きは、又以て戰亂に伴ふ本邦經濟界の發展を證するものにして、興業銀行に於ても前述の如く開業以來專ら低利なる外資の輸入に努力し來りしも、世界大戰に際會するに及び、却て剩餘資金を海外に投下するに至り、內外資金の流通上新生面を開きたるものとす。

世界戰後經濟界の情勢一變するに及び、一方に於ては空景氣を抑壓する爲め、金利の引上行はれたりと雖も、其の後貿易の逆調に推移したるのみならず、大正十二年四月對米爲替四十九弗臺となり、聊か軟調に傾きつつありし際、同年九月關東地方に震災勃發するや、俄然圓爲替の下落を告げ、大正十三年四月、三十八弗臺に慘落せり。茲に於てか政府は正貨を現送して爲替の昂騰を圖ることと爲し、右の政策は一部奏效したりと雖も、反面に於て內地事業家は國內の金利高を避け、低利なる外國資金を運用せんとして外債の募集を爲さんとするもの續出し、大正十三年以降興業銀行に於て取扱ひたる外國債は、次の如き數種に上れり。

發行年月	名稱	金額	利率
大正一三年三月	第二十五回東洋拓殖債券	一九、九〇〇、〇〇〇弗	六分
同　年七月	第十九回南滿洲鐵道株式會社社債	四、〇〇〇、〇〇〇磅	五分
同　年八月	第一回大同電力株式會社社債	一五、〇〇〇、〇〇〇弗	七分
同　年同月	第五回政府保證興業債券	二二、〇〇〇、〇〇〇弗	六分
同　一四年三月	宇治川電氣株式會社社債	一四、〇〇〇、〇〇〇弗	七分
同　年七月	第二回大同電力株式會社社債	一三、五〇〇、〇〇〇弗	六分五厘
同　一五年一〇月	東京市五分半利附英貨公債	六、〇〇〇、〇〇〇磅	五分五厘
同　年一二月	橫濱市六分利附米貨公債	一九、七四〇、〇〇〇弗	六分

而して既述の如く內外の狀勢は外資輸入に有利なりしを以て、外債募集計畫は興業銀行以外の機關に於て盛に行はるるに及び、政府は此の如き外資輸入は國際貸借上甚だ面白からざる結果に陷るべきことを憂へ、遂に外債募集の抑壓方針を採るに至れり。

第二項　對支放資

日支經濟の提携は夙に唱導せられたる所にして、我國の資本を以て彼國の富源を開發し、兩國間の經濟關係を密接ならしむることを得ば、彼我共に利益を受くること言を俟たざる所なり。而して興業銀行は內外資金を相互に流通せしむる使命を帶ぶるものなりと雖も、其の開業の當初は低利なる外資を移入して國內產業の發展を圖るに急にして、未だ內地資本を外國に投下するの餘力を有せざりき。然るに其の後明治三十七年一月に至り支那漢冶萍煤鐵廠鑛有限公司に對し三百萬圓の借款締結を實行せしが、之れ同行に於ける最初の對支借款なるのみならず、實に我國に於ける對支放資の嚆矢なりとす。後大正二・三年に就て前後五回に亙りて江西南潯鐵道建設の爲に、東亞興業株式會社を通じて六百萬圓の借款に應ぜしが、更に世界大戰中本邦經濟界殷賑を呈し、貿易順調の結果國內の資金增殖するや、同行は此の機會に於て支那經濟界に接近し、同國の富源開發を助長せしむることを企畫したり。當時支那は其の經濟の發達を圖る爲に資金を渴望しつつありしも、從來資金を供給したる歐洲諸國が戰爭に從事したる結果、其の援助を得る能はざりしを以て、特に我國の助力を期待したり。我政府に於ても亦日支親善の見地より對支經濟借款を奬勵するの方針を採りたるを以て、興業銀行は臺灣銀行及朝鮮銀行と共に、政府援護の下に主として支那の經濟事業に放資することとなれり。而して之が資金調達に便ずるの目的を以て、政府は議會の協贊を經て大正七年三月二十九日「豫算外國庫負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件」を公布し、興業銀行が海外に於ける事業資金の供給に充つる爲に發行する興業債券は、總額一億圓を限り其の元利支拂を保證することと爲したり。

斯くて右の趣旨に基き、同年五月東京及大阪に於ける主要銀行を網羅せる海外投資銀行團の結成を見、此等の加盟銀行は海外投資に對し共同の行動を執り、且つ右興業債券の發行に關し擧て盡力することとなれり。而して右債券の募集は頗る成功を告げ、之に依りて得たる資金は興業銀行及臺灣朝鮮兩銀行共同して、對支經濟借款に充當したり。

斯くて興業銀行が直接又は間接に對支放資を爲したる金額は爾後急激に增加し、卽ち明治三十七年漢冶萍借款成立以來の引受總額は累計一億八千四百九十萬六千餘圓及九十萬五千弗にして、其の內大正七年以後の貸出に係る分の內主要なるものは、交通銀行借款·有線電信借款·吉會鐵道借款·金鑛森林借款·滿蒙四鐵道借款·濟順高徐二鐵道借款及擴充電話借款等とす。右の內交通銀行借款及擴充電話借款を除く他の五借款は、前記の如く政府援助の下に、日本興業銀行及臺灣·朝鮮兩銀行が直接又は中華匯業銀行を經由して、之を支那政府に貸付けたるものにして、其の合計一億圓なるを以て、通例之を總稱して一億圓借款と云ふ。而して中華匯業銀行は對支放資に關聯し、彼等金融の聯絡を圖り且つ放資の圓滑を助成するの目的を以て日支合辦の下に大正七年開設せられたるものにして、興業銀行亦之が成立に參與し、開業後も常に之に援助を與へたるが、前記借款中有線電信借款（三千萬圓）及金鑛森林借款（三千萬圓）は同行を通じて成立したるものとす。

然るに大正九年十月に至り、日·英·米·佛諸國を包含する新四國借款團成立し、政治借款竝に經濟借款共に此の中に總括せらるることとなり、從て爾後の對支借款は同借款團の名に於てせられ、興業銀行の對支放資は自ら制限せらるるに至りしも、既約の借款に基き、支那に於て公債を發行する場合は同行外二行に於て事に當るべきは勿論、我國が四國借款團の一員として之に參加せる限り、興業銀行の對支放資は依然興業銀行の主要業務の一たりしなり。

以上述べし所の如く、大正九年四國借款團の成立と共に、興業銀行の對資放資は玆に一轉機を見たるが、然るに其の後に至りては、支那の財政狀態必ずしも良好ならず、從て新借款の成立よりも寧ろ既約借款の整理が爾後に於ける重要問題となるに至れり。蓋し所謂一億圓借款は其の後借款元本の償還期到來せるものありしも其の償還を受けたることなく、又之が利息の如きも少額の現金支拂ありたるに過ぎず、而も右現金拂は主として借款原資金の一部を振替充當したるものにして、大部分の利息は延滯を累ね、或は之を利拂借款として書替整理する等の窮狀を呈せり。斯くて大正十四年十二月末に於ける右一億圓借款の債權額は原借款一億圓に加ふるに利拂借款三千三百六十萬八千二百七十圓、未收利息五百三十五萬三千六百一圓を以てし、合計一億三千八百九十六萬千八百七十一圓の巨額に達せり。此の如き多額の固定債權が關係三銀行の營業上一大支障となりしは言を俟たざる所なるが、他方借款元利の支拂延滯に依り現金の受入なきに拘らず、興業銀行は借款資源として發行せる興業債券に對しては元利の支拂を確實にせざるべからざる立場となれり。而して元金は政府保證の下に借換興業債券を發行し、償還資金を調達し得たりと雖も、利子の支拂竝に經費の支辨に就ては、各銀行共自行の一般資金を以て充當せざるを得ざることとなり、其の金額は大正十四年末に於て約二千七百萬圓を算するに至れり。

以上の如き對支借款の實狀に對し、債務者たる支那の財政狀態は遽に之が整理を期し得ざるものなるのみならず、此の如き問題を久しく未整理の儘放任するを許さざる關係にありしかば、政府は借款成立當時の事情及之が資源調達の沿革に照し、且つ興業銀行外二行竝に一般財界の狀況は、其の解

決を更に遷延するを許さざるものありしに鑑みて、茲に整理の方策を講ずるに決し、議會の協賛を經て大正十五年三月法律第四十一號を以て、左の如く日本興業銀行外二行の對支借款關係債務整理に關する法律を公布するに至れり。

法律第四十一號（大正十五年三月三十日）

第一條　政府ハ日本興業銀行（臺灣銀行及朝鮮銀行（以下三銀行ト稱ス）ヲシテ左ノ各號ノ借款前貸及借款ニ關シ其ノ負擔スル債務ノ整理ヲ爲サシムル爲三銀行ニ對シ本法ノ定ムル所ニ依リ國債證券及現金ヲ交付ス

一　三銀行ノ中華民國政府ニ對スル大正七年六月十八日契約ノ吉會鐵道借款前貸二千萬圓及山東二鐵道借款前貸二千萬圓

二　中華匯業銀行ノ中華民國政府ニ對スル大正七年四月三十日契約ノ有線電信借款二千萬圓及大正七年八月二日契約ノ黑吉兩省金鑛森林借款三千萬圓ノ資金調達ノ爲ニ爲シタル三銀行ノ同行ニ對スル借款

第二條　本法ニ依リ三銀行ノ整理スヘキ債務及其ノ金額ハ左ノ各號ニ定ムルモノトス

一　第三回政府保證興業債券二千萬圓第四回政府保證興業債券三千萬圓第五回政府保證興業債券米貨二千二百萬弗及第八十一回興業債券四百六十七萬圓ノ元利支拂ニ必要ナル金額

二　前號ノ外第一條ノ借款前貸及借款ニ關シ三銀行ノ負擔シタル金額四千萬二千五百三十五圓

第三條　政府ハ三銀行カ第四回政府保證興業債券及第八十一回興業債券ヲ直ニ買入償還スル爲必要ナル金額ニ相當スル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

第四條　政府ハ三銀行カ第三回及第五回政府保證興業債券ヲ其ノ償還期ニ於テ償還スル爲必要ナル金額ニ相當スル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

前項ノ規定ニ依リ國債證券ヲ交付スル迄政府ハ前項ノ興業債券ノ利子支拂ニ必要ナル金額ヲ其ノ支拂期ニ於テ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ現金ヲ以テ交付ス

第五條　政府ハ三銀行カ第二條第二號ニ規定スル債務ヲ直ニ整理スル爲必要ナル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

第六條　政府ハ本法ニ依リ三銀行ニ交付スル爲一億四千四百四千萬圓ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第七條　本法施行後三銀行カ中華民國政府又ハ中華匯業銀行ヨリ第一條ノ借款前貸及借款竝左ノ各號ノ借款ニ關シ元利金ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

一　第一條ノ借款前貸ニ關シ三銀行ト中華民國政府トノ間ニ成立シタル大正十二年六月二十八日ノ利拂借款七百九十九萬七千八十一圓八十錢、大正十三年九月十三日ノ利拂借款五百二十八萬六千八百二十圓

五十一錢及大正十四年七月十五日ノ利拂借款五百三十萬圓

二　第一條ノ借款ニ關シ三銀行ト中華匯業銀行トノ間ニ成立シタル大正十一年一月十五日ノ利拂借款百十萬二千五百圓、大正十二年十月二十四日ノ利拂借款五百五萬三千九百九十五圓九十八錢、大正十三年九月十三日ノ利拂借款六百六十八萬二千九百十六圓七十一錢及大正十四年四月十六日ノ利拂借款二百十八萬四千九百五十五圓二十九錢

三　第一條ノ借款前貸及借款竝前二號ノ借款ニ關シ本法施行後成立スルコトアルヘキ借款

政府ハ必要アリト認ムルトキハ三銀行ヲシテ前項ノ元利金ノ納付ニ代ヘ借款前貸又ハ借款ニ關スル權利ヲ無償ニテ政府ニ讓渡セシムルコトヲ得

第八條　三銀行ハ第一條各號及前條各號ノ借款前貸及借款ニ關スル一切ノ事項ニ付政府ノ指揮命令ヲ受クヘシ

第九條　本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

卽ち右法律に定むる整理方法の大要は、先づ各銀行の債務中預金部引受保有に係る興業債券現在高三千四百萬圓、預金部の指定預金一千三百萬圓、各銀行大正十四年度末迄の自行資金二千七百萬圓合計七千四百萬圓を大正十五年度初に償還又は決濟せしむる爲め、之が所要資金に相當する五分利公債を關係三銀行に交付し(五分利公債ひ號額面八二、九〇二、五五〇圓、發行價格八六・三圓、四月一日發行)、更に殘餘の公募に依る興業債券二千萬圓(第三回政府保證、大正十八年七月償還)及同上外國に於て發行せる分二千二百萬弗(第五回政府保證、大正十六年八月償還滿期四四、一三二、〇〇〇圓)に就ては、償還期到來の都度之が償還に充當せしむる爲め、其の所要資金に相當する五分利公債を交付せらるることとなれり。而して右公募に係る興業債券の未償還期間は其の利子支拂期に同行外二行に交付せらるることとなり、其の結果公債の交付は大正十五年度より昭和四年度に亙り、其の總額時價一億四千二百萬圓、現金の交付も同年度間に總額七百萬圓に及ぶ豫定なりき。

第八章　朝鮮銀行

第一節　總　說

第一款　朝鮮銀行の組織

第一項　韓國銀行の設立

朝鮮銀行は固と韓國銀行と稱し、明治四十二年設立せられしが、翌四十三年日韓合併のこと行はるるに及び、四十四年三月以降朝鮮銀行と改稱せられたるものとす。抑〻舊韓國の政治は李朝の末期に於て累年の秕政其の極に達し、綱紀紊れて諸政揚らず、人心弛緩して產業の萎微不振殊に甚しきものありたり。而も此の如き情勢は屢〻東洋禍亂の淵源となり、累を我國に及ぼすこと亦一再ならざりしかば、我國は東洋の平和を永遠に維持せんが爲め、韓國に對する保護指導の必要缺くべからざるを確信し、遂に明治三十七年日露の開戰に際して、日韓攻守同盟を議定するに至れり。爾後韓國は事實上日本の保護國たると同時に、軍事上に於ける同盟國となり、兩國の關係は全く從來と一變し、更に同年八月第二の協商に依りて財政・外交兩顧問の傭聘を見ることとなりしが、當時韓國の財政は紊れて宮中・府中の別分明ならず、財產も國有と王有との區別全くなく、度支部の歲入と宮中の歲入とは殆ど同額に達する等、紊亂甚しきものありたり。仍て目賀田種太郎の財政顧問に就任するや、先づ貨幣制度の改正に著手し、徵稅方法を革め、不正の誅求、不當の支出を警戒し、或は官吏の增俸を斷行して收賄を

除き、關稅制度を改めて貿易の發展を圖る等、財政の肅正に努力し、又金融機關としては明治三十八年以來第一銀行をして中央銀行業務を行はしむることとせり。

茲に於てか第一銀行は韓國總支店を京城に置き、尙ほ各地に支店出張所を設けて一般銀行業務を營むの外、銀行券の發行、貨幣整理事務及國庫事務を取扱へり。然るに韓國經濟界の發達は、其の後幾くもなくして中央銀行の成立を必要とするに至り、遂に明治四十二年（隆熙三年）十一月二十四日を以て韓國銀行の開業を見、第一銀行の中央銀行業務は一切之に引繼がることとなれり。之より嚮き同年六月十四日韓國度支部次官荒井賢太郎と株式會社第一銀行頭取澁澤榮一との間に、韓國中央銀行の設立に就き、第一銀行との間に於ける權利義務の繼承に關し、次の如き條件を協定せり。

一　韓國中央銀行ハ株式會社第一銀行發行ニ係ル銀行券銷却ノ義務ヲ承繼スルコト。

二　株式會社第一銀行ハ正貨準備ヲ前項引繼ト同時ニ無償ニテ韓國中央銀行ニ引渡スコト。

三　保證準備發行額ニ就テハ株式會社第一銀行ハ左ノ條件ニ依リ韓國中央銀行ヘ年賦償還スルコト。

イ　年賦償還期限　二十箇年

ロ　現在保證準備ニ充テタル有價證券等ハ韓國中央銀行ヘ擔保ニ提供スルコト。但シ償還額ニ應ジテ擔保ヲ解除スルモノトス。

四　株式會社第一銀行ハ營業上一切ノ權利義務ヲ特別ノ事情アルモノヲ除キ其權利ニ附隨セル擔保物及ビ證憑書類等ト共ニ之ヲ韓國中央銀行ニ引繼グコト。

右引繼ヲ受ケタル債權中回收不確實ナルモノニ對シテハ、株式會社第一銀行ニ於テ韓國中央銀行ニ對シ保證ノ責ニ任ズルコト。

五　株式會社第一銀行ハ營業用地所建物ヲ韓國中央銀行ヘ引繼ギ韓國中央銀行ハ其代價ヲ卽時ニ支拂フコト。

六　韓國中央銀行ハ株式會社第一銀行ニ於ケル現在使用人ヲ總テ引續キ使用シ、其身元保證ニ關スル一切ノ權利義務ヲ承繼スルコト。

七　若シ株式會社第一銀行ニ於テ一二ノ支店出張所ヲ存置スルノ必要アラバ韓國中央銀行ノ營業ノ妨害トナラザル樣努ムルコト。

更に同年七月二十六日我政府は韓國政府と左の協約を締結し、八月十六日を以て之を發表せり。

韓國中央銀行ニ關スル覺書

日韓兩國政府ハ韓國銀行ノ設立ニ關シ左ノ條款ヲ協定ス

第一條　韓國政府ハ韓國銀行ヲ設立シ之ニ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ與ヘ韓國中央金融機關タルノ業務ニ從事セシムルノ外日本銀行ノ委託アルトキハ日本國々庫金ノ取扱ヲ爲サシムヘシ

第二條　株式會社第一銀行ノ發行シタル銀行券ハ韓國銀行ノ發行シタルモノト看做シ韓國銀行ヘ其ノ銷却ノ義務ヲ承繼スルモノトス

第三條　韓國銀行ノ株式ハ日韓兩國人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條　韓國銀行ノ重役ハ當分ノ中日本人ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第五條　韓國銀行ハ韓國政府持株以外ノ株式ニ對シテ爲スヘキ利益配當カ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ韓國政府持株ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

第六條　韓國政府ハ韓國銀行ノ設立後五箇年間ハ同國政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ノ利益配當ヲ保證スルモノトス

尋で翌二十七日同國政府は法律第二十二號を以て韓國銀行條例を公布（譯文は八月十六日統監告示にて公布）し、八月十七日設立委員長に松尾臣善外三十二名、幹事二名を任命し、八月二十三日設立委員會を開きて定款其の他の諸案を議し、常任委員として若槻禮次郎、荒井賢太郎、勝田主計、兒玉秀雄及市原

盛宏の五名を任命せり。該定款は八月二十五日を以て認可を受け、同二十七日之を發表し、同時に株式募集を公告したるが、前景氣は頗る旺盛にして、恰も前年南滿洲鐵道株式會社株式募集當時に於けるが如き盛況を現出せんとする狀勢なりき。茲に於てか松尾設立委員長は深く其の前途を懸念し九月一日各取扱店に對し通牒を發して、貸金振替勘定を以て證據金に融通を與へたる等の爲め空景氣を生じ、終に經濟界を紊亂したるが如き前例を踏まざるやう、且つ證據金は當該銀行に預け置くも必要の場合は之を引上ぐべきこと、一人にして募集額以上の申込を爲すことを得ざること等懇々注意する所ありたり。而して募集は九月六日を以て開始し、締切は十二日と定めたるも、應募非常の盛況を極めたるを以て、同日午後一時之を締切りたるに、其の結果應募株數二千三十五萬二千三百七十四株（內日韓皇室一千株）此の申込口數四萬四千九百三十口に達し、募集株數の二百九十二倍餘に上れり。仍て日韓兩皇室御申込株は特に優先募入とし、按分の結果生じたる端數株は募入外の申込人に抽籤配分することに定め、十月一日抽籤を執行し、茲に募入確定したるを以て、委員長は韓國銀行設立認可を大藏大臣に申請して卽日認可を得、同月十四日迄に第一回の拂込を終了せしむると共に、一方には右確定通知と共に證據金の拂戻を開始し、二十九日創立總會を開き、同年十一月二十日を以て第一銀行より引繼を承け、同二十四日を以て普通營業を開始するに至りしものとす。

第二項　朝鮮銀行法

第一目　法律の制定

旣にして明治四十三年八月二十九日日韓兩國の合併發表せられ、同年十月一日より之が實施を見るに至るや、政府は同四十四年三月第二十七回帝國議會に朝鮮銀行法案を提出し、該法案は同銀行の監督に關する條項に就き幾分の修正を加へられしも、他は概ね政府原案通り可決せらるる所となり同月二十九日法律第四十八號を以て朝鮮銀行法の發布を見るに至れり。其の結果舊韓國隆熙三年法律第二十二號に依る韓國銀行は朝鮮銀行と稱し、朝鮮銀行設立の日に於て本法に依り設立したるものと看做し、韓國銀行の發行したる韓國銀行券及其の發行と看做されたる株式會社第一銀行の銀行券は、朝鮮銀行に於て發行したるものと看做さるることとなれり。此の外朝鮮銀行法は同銀行に對する政府の監督に就ても定款の變更、配當金の分配に關しては朝鮮總督の認可を要すとし、朝鮮總督は銀行券の種類、發行高、貸付、割引の金額、方法及利子若くは歩合、爲替料又は正貨準備又は保證準備に關し制限を付すること、其の他必要なる命令を發し、又は制止し、營業に關する諸般の景況及計算の報告等を差出さしめ、尙ほ特に朝鮮銀行監理官を置き、同行の業務を監視せしむることと爲したり。而して同年七月勅令第二百三號を以て、同年八月十五日より朝鮮銀行法を施行する旨公布せられ、仍ち茲に韓國銀行は同日より朝鮮銀行と改稱することとなりたり。法律の全文左の如し。

朝鮮銀行法（明治四十四年三月二十九日法律第四十八號）

第一章　總　則

第一條　朝鮮銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ朝鮮京城ニ置ク

第二條　朝鮮銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得

朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條　朝鮮銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條　朝鮮銀行ノ資本金ハ一千萬圓トシ之ヲ十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ增加スルコトヲ得

第五條　朝鮮銀行ノ株券ハ記名式トス

帝國臣民ニ非サレハ朝鮮銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得ス

第六條　政府ハ朝鮮銀行ノ株式中三萬株ヲ引受クルモノトス

政府ハ前項ノ規定ニ依リ引受ケタル株式ヲ離權スルコトヲ得ス

第二章　重　役

第七條　朝鮮銀行ニ總裁一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

第八條　總裁ハ朝鮮銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ朝鮮銀行ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ朝鮮銀行ノ業務ヲ監査ス

第九條　總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シタル二倍ノ候補者中ヨリ朝鮮總督之ヲ命シ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第十條　總裁及理事ハ何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　株主總會

第十一條　通常株主總會ハ定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

第十二條　臨時株主總會ハ臨時必要アルトキ總裁之ヲ招集ス

第十三條　監事ノ全員又ハ資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得

總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第十四條　株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ十一株以上ハ十株ヲ增ス毎ニ一箇ヲ加フ

第十五條　株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第四章　營　業

第十七條　朝鮮銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一　爲替手形其ノ他商業手形ノ割引

二　平常取引スル諸會社銀行又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

三　爲替及荷爲替

四　確實ナル擔保アル貸付

五　諸預リ金及當座貸越勘定

六　金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

七　地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

前項ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ指定スル確實ナル有價證券ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十八條　朝鮮銀行ハ前條ニ揭クルモノノ外朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一　公共團體ニ對スル無擔保貸付

二　他銀行ノ業務代理

第十九條　朝鮮銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動産及不動産ヲ所有スルコトヲ得ス

第二十條　朝鮮銀行ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ命令ニ基ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五章　銀行券

第二十一條　朝鮮銀行ハ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ銀行券ハ朝鮮銀行ノ本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨又ハ日本銀行兌換券ト引換フルモノトス但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條　朝鮮銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ仕拂準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外朝鮮銀行ハ特ニ三千萬圓ヲ限リ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外市場ノ狀況ニ依リ銀行券ノ發行ヲ必要トスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ其ノ發行ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ命スル所ニ依リ其ノ發行高ニ對シ一年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第二十三條　朝鮮銀行ノ發行スル銀行券ハ朝鮮總督ノ管轄地域內ニ於テ無制限ニ通用スルモノトス

第二十四條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ官報ニ公告スヘシ

第二十五條　銀行券ノ製造發行損券引換及銷却等ノ手續ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六章　積立金及納付金

第二十六條　朝鮮銀行ハ每營業年度ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第二十七條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十二ノ割合ヲ超過スルトキハ朝鮮銀行ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第七章　政府ノ監督及補助

第二十八條　政府ハ朝鮮銀行ノ業務ヲ監督ス

第二十九條　朝鮮銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條　朝鮮銀行ハ株主ニ配當金ヲ分配セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ銀行券ノ種類發行高貸付割引ノ金額方法利子若ハ步合爲替料又ハ正貨準備若ハ保證準備ニ關シ制限ヲ付スルコトヲ得

第三十二條　朝鮮銀行ノ營業上法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル事項アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ制止スルコトヲ得

第三十三條　朝鮮銀行ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算ノ報告書ヲ差出スヘシ

第三十四條　朝鮮總督ハ特ニ朝鮮銀行監理官ヲ置キ朝鮮銀行ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條　朝鮮銀行監理官ハ何時ニテモ朝鮮銀行ノ金庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢查スルコトヲ得

朝鮮銀行監理官ハ監視上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮銀行ニ命シ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十六條　朝鮮銀行ノ利益配當金ニシテ政府持株ニ配當ヲ爲スコトヲ要セス合ニ達スル迄ハ政府持株以外ノ株式ニ對シ每營業年度ニ於テ一年百分ノ六ノ割

第三十七條　朝鮮銀行ノ利益配當金ニシテ政府持株以外ノ株式ニ對シ每營業年度ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立初期ノ末日ヨリ五年ヲ限リ之ニ達スル金額ヲ補給ス

第八章　罰　則

第三十八條　朝鮮銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯ニシテ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一　第十九條、第二十條、第二十二條第一項又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　本法ニ依リ認可ヲ受クヘキ事項ニ關シ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第三十九條　朝鮮銀行ノ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事第十一條又ハ第十三條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサルトキハ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十條　朝鮮銀行ノ總裁又ハ理事第十條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條　前三條ノ過料ニ關シテハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ニ依ル

附　則

第四十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條　舊韓國隆熙三年法律第二十二號ニ依ル韓國銀行ハ朝鮮銀行ト稱シ韓國銀行設立ノ日ニ於テ本法ニ依リ設立シタルモノト看做シ韓國銀行ノ爲シタル行爲ハ朝鮮銀行ノ爲シタルモノト看做ス

韓國銀行ニ付爲シタル登記ハ朝鮮銀行ニ付爲シタル登記ト看做シ登記簿ニ於ケル銀行ノ名稱ハ當然變更セラレタルモノトス

第四十四條　韓國銀行ノ總裁、理事及監事ハ朝鮮銀行ノ總裁、理事及監事トシテ就職シタルモノト看做ス

第四十五條　韓國銀行ノ發行シタル韓國銀行券及其ノ發行ト看做シタル株式會社第一銀行ノ銀行券ハ朝鮮銀行ニ於テ發行シタルモノト看做ス

尙右朝鮮銀行法の成立に就ては相當の曲折を經たり。元來朝鮮銀行法は概ね舊韓國銀行に關する法律の條項を踏襲せるものなりと雖も、勿論之を全部襲用せるものにあらず、種々なる點に於て適當の變更を加へたるものにして、就中同行に對する監督權の所在に關しては、原案の作成に當り大藏省及朝鮮總督府又は政府及議會の間に於て種々意見の相違ありたるものとす。明治四十三年秋朝鮮總督府は舊韓國銀行條例に對し、名稱其の他の點に亙りて變更を加へ、朝鮮銀行法案として之を大藏省に合議したるが、該法案は銀行の監督權は總て朝鮮總督に存する趣旨の下に立案せられたり。然るに大藏省に於ては右總督府案に對し數箇所の反對意見あり、就中監督權に關しては主として次の如き理由の下に、之を朝鮮總督に專屬せしむることを不可なりとし、該法案中朝鮮總督とあるを政府と改むることを提議せり。卽ち(イ)朝鮮銀行は日本銀行と分離すべからざる連鎖のあること(ロ)朝鮮銀行は國庫金の取扱を爲すを以て、此の關係より中央金庫と離るべからざる連鎖のあること(ハ)朝鮮銀行は內地に支店出張所を置き、其の業務を執らしむるを以て、此の關係より大藏大臣の監督をも必要とすること(ニ)朝鮮銀行の經營は朝鮮のみを基點として立論することを得ず、一般經濟の全局に亙り顧慮をめぐらさざるべからざること等之なり。然るに朝鮮總督府側に於ては右大藏省の意見に反對したるを以て、遂に兩者の間に於て打合事項なるものを協定し、朝鮮銀行の監督に關する中央政府竝總督府の方針を事實上に統一することと爲し、唯同行總裁の任命のみは事頗る重大なりとの理由の下に、原案の朝鮮總督の任命を改めて、總裁は同總督の推薦に依り政府之を命ずることと爲し、其の他業務等の點に就き多少の改正を施して之を第二十七回帝國議會に提出したるものとす。然るに衆議院に於ては同法案に對する質疑續出し、就中監督權に關する反對意見は頗る强硬なるものありたり。今其の反對理由の主要なる點を擧げんに(イ)朝

鮮總督管轄外の支店出張所等に對し總督の監督を不便とすること(ロ)內地支店出張所等に對し、大藏大臣の監督權を有せざるは不合理なること(ハ)臺灣銀行の監督と權衡を得ざること(ニ)合邦となりし以上は差支なき限り中央に統一するを可とすること(ホ)緩急の際朝鮮總督の監督下に在りては援助充分ならざること(ヘ)存立期間の延長、資本金の增加等の事項は共に重大にして、總裁の任命權と敢て相違なかるべきこと等之なり。右に對し政府は說明大に努めたるも、反對意見多數を制し、結局(イ)存立期間の延長(第三條)(ロ)資本金の增加(第四條(ハ)朝鮮總督の總裁推薦(第九條)(ニ)限外發行稅の命令(第二十二條)(ホ)業務の監督原則(第二十八條)等に關する朝鮮總督の權限を廢して之を政府と修正せり。政府も亦右修正案に同意することとなり、總理大臣桂太郎は朝鮮銀行に關し重大なる事項は政府卽ち大藏大臣之が監督に當り、其の他の事項に關しては朝鮮總督之が監督を爲すべき意味の說明を與へ、玆に該法律案は帝國議會を通過し、法律の公布を見るに至りたるものとす。而して同銀行の監督に關する條項は爾來屢〻朝野の間に問題となり、遂に大正十三年七月に至り此等諸點に關し大藏大臣の權限を擴張する爲めの改正を加へられしが、此の點に就ては後に說述すべし。

第二目　法律の改正

(一)　第一回改正

朝鮮銀行法は制定以來何等改正せらるることなくして大正七年に及びしが、同年三月に至り政府は始めて之が改正法律案を第四十回帝國議會に提出したり。改正の主要なる點は同銀行券の保證準備發行制限額を從來の三千萬圓より五千萬圓に擴張せんとするに在り。蓋し朝鮮銀行法の制定當時に比し、朝鮮の人口は增加し、產業貿易金融其の他總ての點に於て三倍內外の膨脹を示したるのみならず、他方同行の營業は遠く滿蒙地方に迄擴張せられ、又從來橫濱正金銀行が滿洲に於て取扱ひたる金券發行業務及國庫金取扱事務の如きも、旣に大正六年末以降朝鮮銀行の取扱に屬せしめられたるを以て、此等の關係より同行に於ては常に二千萬圓內外の制限外發行を爲さざるを得ざる狀態に在りたり。仍て政府は前記の如く保證準備制限額三千萬圓を五千萬圓に增加し、以て同行の朝鮮及滿蒙地方に於ける金融活動を圓滑ならしめんと爲したるものなり。又本改正案に於ては之と同時に新に同行業務中に信託業務を加ふることと爲したるが、之れ旣に他の特殊銀行に對しては概ね許容せられたる所にして、固より朝鮮銀行に於ける特殊の業務たるに非ず。更に又旣述の如く同行營業範圍の朝鮮以外の地に迄擴張せられ、業務の著しく膨脹發展を豫想せらるるに於ては、其の組織に就きても更に之を强化せざるべからざるを以て、政府は新に副總裁を設けて事務上に遺漏なきを期し、之に伴ふ關係條文の改正をも行ふこととせり。右改正法律案は政府原案の通り帝國議會の承認する所となり、大正七年四月法律第二十八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十八號（大正七年四月一日）

朝鮮銀行法中左ノ通改正ス

第七條中「總裁」ヲ「總裁、副總裁各」ニ改ム

第八條第三項中「理事」ヲ「副總裁及理事」ニ、同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

第九條中「總裁」ヲ「總裁及副總裁」ニ改ム

第十條中「總裁及理事」ヲ「總裁副總裁及理事」ニ改ム

第十七條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八　信託ノ業務

第二十二條中「三千萬圓」ヲ「五千萬圓」ニ改ム

第三十八條中「代理スル理事」ヲ「代理スル副總裁」業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事」ニ改ム

第三十九條中「理事」ヲ「副總裁」ニ改ム

第四十條中「總裁又ハ理事」ヲ「總裁、副總裁又ハ理事」ニ改ム

（二）第二回改正

第二回の改正は大正十三年七月に行はれたる朝鮮銀行の監督に關する條項の改正にして、卽ち同銀行に關る朝鮮總督の監督權を總て大藏大臣に移したるものなり。蓋し同行の創立せられて以來既に十餘年を經過し、其の間同行の業務は長足の進歩を遂げたるも、此の如き趨勢は特に朝鮮以外の地に於て甚だ顯著なるものあり、從て同行の監督は朝鮮總督にのみ之を委ぬべきにあらず、寧ろ大藏大臣の監督下に屬せしむるの適切なるを認めたるを以てなり。卽ち當時朝鮮內地に於ては僅に十箇所の支店出張所を有するに過ぎざるに反し、朝鮮外の地に於ては實に二十五箇所（內地四箇所、滿洲十四箇所、支那四箇所、露領二箇所、米國一箇所）の多數に上り、而して其の營業の重要部分たる預金借入金貸出年末現在高竝に外國爲替取組高等を綜合するに、大正十一年に於ては朝鮮內に於て一億千餘萬圓なるに對し、朝鮮外に於ては實に十一億四千六百餘萬圓の多きを算せり。換言すれば朝鮮銀行の朝鮮外に於ける活躍は、朝鮮內に於ける營業に比し、店舖の數に於て約二倍半に當り、業務の內容に於て正に十倍強の巨額を示すものにして、此の如きは朝鮮銀行が單なる地方的銀行と同一に取扱ひ得べき性質のものに非ざることを立證する所以たり。帝國の支那、滿蒙及西比利亞に對する政策上同行の寄與する所鮮少ならざるに於て一層然りと爲す。而して（イ）朝鮮銀行券は大正六年末以降朝鮮總督管轄外の地たる關東州及南滿洲鐵道附屬地に於て强制通用力を有し（ロ）滿蒙及西比利亞地方に於て事實上巨額の流通を見ることとなり（ハ）朝鮮銀行の重要なる業務にして、內地に於て行はるるもの益〻增加し（ニ）更に同行は發券銀行たる關係上一般金融上樞要なる地位を占むること等の諸點に鑑みるも、從來の監督制度は其の當を得ざるのみならず、同行の業務及財產の狀況は當時速に一大整理を斷行せざるべからざる狀態に在りしを以て、旁〻政府は同銀行法中監督に關する條項の改正を期したるものなり。右法律案は第四十九回帝國議會に提出せられて其の協贊を經、同月法律第二十一號を以て公布せられたり。其の全文次の如し。

法律第二十一號（大正十三年七月二十二日）

朝鮮銀行法中左ノ通改正ス

第二條、第九條、第十條、第十七條、第十八條、第二十條乃至第二十二條、第二十五條及第二十九條乃至第三十三條中「朝鮮總督」ヲ「大藏大臣」ニ改ム

第三十四條中「朝鮮總督」ヲ「政府」ニ改ム

第三十七條ノ二　本法中大藏大臣ノ職務ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

卽ち右の改正に依り、朝鮮銀行に對する監督權は全般的に大藏大臣の權限內に包括せられ、唯勅令

を以て監督事項を朝鮮總督に代行せしめ得ることとなれり(第五項參照)。而して右改正法律は同年八月勅令第二百一號に依り、九月一日より施行せらるることとなれり。

朝鮮銀行法は制定以來以上兩度の改正を經たるのみにして大正末年に及べり。

第三項　朝鮮銀行定款

既に述べし如く、明治四十四年三月法律第四十八號を以て朝鮮銀行法公布せられ、韓國銀行の朝鮮銀行と改めらるるや、同行定款も亦之と共に改正せらるる所となり、同年八月十五日朝鮮總督の認可を得て之を實施せり。其の全文左の如し。

朝鮮銀行定款

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ明治四十四年法律第四十八號朝鮮銀行法ニ依リ設立シ朝鮮銀行ト稱ス但シ英語ヲ用ヰルトキハ The Bank of Chosen ト稱ス

第二條　當銀行ハ朝鮮銀行法ニ依リ銀行業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ本店ヲ京城ニ置ク

第四條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ朝鮮總督ノ命令ニ依リ必要ノ地ニ支店代理店ヲ設置スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

第六條　當銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第七條　當銀行ノ公告ハ官報及新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス但シ公告スヘキ新聞紙ハ總裁之ヲ選定シ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第二章　資本金及株式

第八條　當銀行ノ資本金ハ壹千萬圓トシ之ヲ十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ增加スルコトアルヘシ

第九條　當銀行ノ株券ハ記名式トス

帝國臣民ニ非サレハ當銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得ス

第十條　當銀行ノ株式中參萬株ハ政府持株トス

第十一條　當銀行ノ株券ハ一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券及千株券ノ六種トス

第十二條　株主第一回ノ株金拂込ヲ爲シタルトキハ領收書ヲ交付シ、追テ株券ト引換フヘシ

株金ノ拂込アル毎ニ株券ニ其ノ金額ヲ記載シ總裁之ニ捺印スヘシ

第十三條　株金第一回ノ拂込金額ハ資本金ノ四分ノ一トス

第十四條　株金第二回以後ノ拂込ノ期日、方法及金額ハ營業ノ都合ニ依リ總裁之ヲ定メ少クトモ二週間前ニ其ノ旨ヲ各株主ニ催告シ同時ニ之ヲ公告スヘシ但シ其ノ拂込金額ハ毎回一株ニ付二十五圓ヨリ多カラサルモノトス

第十五條　株主若株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込日迄滯納金ニ對シ百圓ニ付一日金四錢ノ割合ニ當ル賠償金ヲ徵スヘシ

第十六條　株主及其ノ法定代理人ハ印鑑及住所ヲ當銀行ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ印鑑又ハ法定代理人ノ權限ニ付當銀行ヨリ證明ヲ請求スルトキハ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ株券裏面ニ當事者雙方記名捺印シ之ニ連署ノ名義書換請求書ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ其ノ株券裏面ニ總裁記名捺印シタル上之ヲ還付スヘシ

相續遺贈等ニ依リ當銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ取得者ノミ株券裏面ニ記名捺印シ正式ノ證明書ヲ添フヘシ

第十八條　當銀行ノ株券滅失シタルトキハ株主ハ其ノ事由竝種類、金額、番號ヲ詳記シ當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ證跡判明ナラサル場合ニハ紛失及盜難ノ例ニ依ル

第十九條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其ノ種類、金額、番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間內ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第二十條　滅失、紛失若ハ盜難ノ屆出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルニ非サレハ新株券ヲ交付セサルコトアルヘシ

第二十一條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キ場合ニハ紛失及盜難ノ例ニ依ル

第二十二條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類變更ヲ爲スヘシ但シ新株券一通ニ付金二十錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第二十三條　當銀行ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢ノ手數料ヲ減失、紛失、盜難又ハ汚染、毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金二十錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第二十四條　當銀行ハ通常株主總會前一箇月以內株券ノ名義書換ヲ停止ス但シ此場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第三章　重　役

第二十五條　當銀行ニ總裁一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

第二十六條　總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス

理事ハ其ノ任期ヲ三年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

督其ノ中ヨリ之ヲ命スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ二年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事又ハ監事ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ補缺選擧ハ次ノ株主總會迄之ヲ延期スルコトヲ得

第二十七條　理事ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株券各百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十八條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一　總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二　總裁ハ法律命令及定款ノ規定竝株主總會及重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事務ヲ執行ス

三　總裁ハ株主總會及重役會ノ議長タルヘシ

第二十九條　總裁事故アルトキハ總裁ハ理事ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム

總裁闕員ノトキハ政府ノ指名シタル理事總裁ノ職務ヲ行フ

第三十條　理事ハ總裁ヲ補佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

第三十一條　監事ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

第三十二條　總裁及理事一箇年ノ報酬額ハ左ノ如シ

一　總裁	六千圓
二　理事	一級　四千圓
	二級　三千圓

監事ノ報酬額ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

總裁及理事ニ對シテハ手當ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第四章　重役會

第三十三條　重役會ハ總裁及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十四條　重役會ハ當銀行ノ重要ナル業務ヲ議決ス

第三十五條　重役會ハ必要ナル場合ニ於テ總裁之ヲ招集ス

重役會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ會員中疾病旅行其ノ他事故アリテ定數ニ充タサルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ出席員ニ於テ之ヲ決議シ次會ノ重役會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十六條　重役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ記名捺印スヘシ

第五章　株主總會

第三十七條　株主總會ヲ分チテ通常臨時ノ二種トス

第三十八條　通常株主總會ハ毎年二月、八月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時場所及會議ノ目的タル事項ハ總裁之ヲ定メ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

第三十九條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

一　總裁ニ於テ必要ト認ムルトキ

二　監事ノ全員ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

三　資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號及第三號ノ請求ヲ受ケタルトキハ總裁ハ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十條　各株主ノ議決權ハ其ノ所有ノ株數一株ニ付一箇トシ十一株以上ハ十株ヲ增ス毎ニ一箇ヲ加フ

第四十一條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主ニ限ル

當銀行ノ役員及使用人ハ法定代理人タル場合ノ外如何ナル場合ニ於テモ代理人タルコトヲ得ス

第四十二條　株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第四十三條　株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁理事及監事之ニ記名捺印スヘシ

第四十四條　株主總會出席名簿ハ總裁理事及監事記名捺印シタル上決議錄ニ附綴スヘシ

第六章　營　業

第四十五條　當銀行ノ業務ハ左ノ如シ

一　爲替手形其ノ他商業手形ノ割引

二　平常取引スル諸會社、銀行又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

三　爲替及荷爲替

四　確實ナル擔保アル貸付
五　諸預リ金及當座貸越勘定
六　金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ
七　地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

前項ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルコトアルヘシ

第四十六條　當銀行ハ前條ニ揭クルモノノ外朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ左ノ業務ヲ營ムコトアルヘシ

一　公共團體ニ對スル無擔保貸付
二　他銀行ノ業務代理

第四十七條　當銀行ハ日本銀行ノ委託アルトキハ國庫金出納ニ關スル事務ヲ取扱フコトアルヘシ

第四十八條　當銀行ハ本定款ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ命令ニ基ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條　當銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動產及不動產ヲ所有スルコトヲ得ス

債務辨濟ノ爲引受ケタル動產ハ六箇月以內ニ不動產ハ一箇年以內ニ之ヲ賣却スヘシ但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代價ヲ不相當ト認ムルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトアルヘシ

第五十條　當銀行ハ如何ナル場合ト雖當銀行ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲サス

第七章　銀行券

第五十一條　當銀行ハ銀行券ヲ發行ス

第五十二條　銀行券ハ當銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨又ハ日本銀行兌換券ト引換フヘシ但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スル迄ハ其ノ引換ヲ延期スルコトアルヘシ

第五十三條　當銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨、地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ仕拂準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外參千萬圓ヲ限度トシ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

第五十四條　當銀行ハ前條ニ規定スルモノノ外市場ノ狀況ニ依リ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前條第二項ニ記載スル證券又ハ手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

第五十五條　前二條ニ於ケル地金銀ノ準備價格及國債證券其ノ他證券ノ保證價格ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

第五十六條　當銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ官報ニ公告スヘシ

第八章　計　算

第五十七條　當銀行ハ其ノ營業年度ヲ每年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ每營業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタル後總裁ハ財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益配當案ヲ通常株主總會ニ提出スヘシ

第五十八條　利益金分配ノ方法ハ總益金ヨリ營業費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘高ヲ以テ利益トシ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一　利益金百分ノ八以上　　損失補塡準備金
二　利益金百分ノ二以上　　配當平均準備金
三　利益金百分ノ十以內　　役員賞與金及交際費
四　利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中ヨリ前三號ノ金額ヲ引去リタル殘額ヲ拂込資本金ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ配當スヘシ

利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中前項各號ノ金額ヲ引去リ尚殘額アルトキハ之ヲ拂込資本金ニ對シ再配當ヲ爲シ又ハ特別積立金若ハ後期繰越金ト爲スヘシ

利益金中第一項第一號乃至第三號ノ金額ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金ニ對シ年百分ノ十二ノ割合ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一ハ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第五十九條　當銀行ノ利益配當金カ政府持株以外ノ株式ニ對シ毎營業年度ニ於テ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ對シ配當ヲ爲サス之ヲ其ノ他ノ株式ニ對シ配當スルモノトス

第六十條　當銀行ノ利益配當金カ政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ創立初期ノ末日ヨリ五年間ヲ限リ之ニ達スル金額ノ補給ヲ政府ヨリ受クルモノトス

第六十一條　當銀行ノ利益配當金カ總株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ先ツ政府持株以外ノ株式ニ對シ年百分ノ六ノ配當ヲ爲シ其ノ殘額ヲ政府持株ニ配當スルモノトス

第六十二條　當銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル後株主ニ利益金ノ配當ヲ爲スモノトス利益金ノ配當ハ其ノ配當ヲ決議シタル株主總會當日ノ株主ニ之ヲ拂渡スモノトス配當金ノ拂渡期日ハ總裁之ヲ定メ株主ニ通知スヘシ

右定款は其の後法律の改正或は資本金の增加・減少等の事由に依り、前後六回に亙り改正せられたり。卽ち大正六年二月從來の資本金一千萬圓（十萬株）を二千萬圓（二十萬株）に增加し、大正七年八月更に之を四千萬圓（四十萬株）と爲し、尋いで翌々大正九年二月一躍之を八千萬圓（八十萬株）に改めしが、大正十四年八月に至り財界不況の打擊を蒙り、缺損整理の必要を生じたる爲め資本金を半減して再び四千萬圓（四十萬株）と爲したるを以て、其の都度定款第八條に改正を加へ、又第五十三條中保證準備發行制限額に關する規定は、同銀行法第二十二條の規定に基くものにして、其の制限額は當初三千萬圓なりしも、大正七年四月法律改正の結果其の額を五千萬圓に擴張せられたるを以て、定款第五十三條も亦之と共に改正せられたり。尙ほ右大正七年の法律改正に依り同行は從來の總裁・理事及監事の外新に副總裁を置くこととなりたるを以て、同時に定款第三章重役及第四章重役會に關する條項中必要なる改正を加へたり。降て大正十三年七月法律改正の結果、從來朝鮮總督の監督下に屬したる同行は爾後直接大藏大臣の監督下に於て業を營むこととなりしを以て、定款中關係條項の『朝鮮總督』を『大藏大臣』に改めたり。

此の如く朝鮮銀行の定款は數次に亙り改正せられしも、其の多くは法律の改正又は資本金の增減に因る所にして、其の事由に至りては前に述べし所に依り明かなるを以て、今此等定款改正の顚末を逐一列擧する必要を認めずと雖も、唯大正七年四月の改正のみは、其の關係條項比較的廣範圍に亙るを以て、次に之を揭げて參考に資すべし。

第二十五條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ニ總裁副總裁各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

第二十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス

第二十九條ヲ左ノ如ク改ム

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

第三十條ヲ左ノ如ク改ム

副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

第三十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

總裁副總裁及理事一箇年ノ報酬額ハ左ノ如シ

一　總　裁　六千圓
二　副總裁　五千圓
三　理　事　一級　四千圓　二級　三千圓

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

總裁、副總裁及理事ニ對シテハ手當ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第三十三條ヲ左ノ如ク改ム

重役會ハ總裁、副總裁及理事ヲ以テ組織ス

第四十三條ヲ左ノ如ク改ム

株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監事之ニ記名捺印スヘシ

第四十四條ヲ左ノ如ク改ム

株主總會出席名簿ハ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印シタル上決議錄ニ附綴スヘシ

第四十五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八　信託ノ業務

第五十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ仕拂準備ニ依ルノ外五千萬圓ヲ限度トシ國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトアルヘシ

又定款第十條は同行創立當時に於ける政府持株數を定めしものなるも、其の後第一回增資以後政府に於ては新株引受のことなかりしを以て、別に右規定を存置する必要なきに至りしかば、大正六年二月第一回增資に伴ふ定款變更の際之を削除したり。

第四項　資本金及積立金

第一目　資本金

朝鮮銀行は舊韓國銀行の資本金を繼承したること論を俟たず。而して韓國銀行創立當初（明治四十二年末）の資本金は一千萬圓にして、內二百五十萬圓の拂込を以て業務を開始したるが、明治四十四年四月更に二百五十萬圓の拂込を徵し、以て資金の充實を計れり。爾後朝鮮貿易の狀勢と一般經濟界の發達に伴ひ、明治四十五年四月竝に大正三年九月各二百五十萬圓の拂込を了し、茲に資本金全額の拂込を完了せり。時恰も世界大戰の開始に當り、爾後局面の展開に伴ひ各國の財政、經濟上に一大動搖を與へ、通商貿易に急激なる變轉を來すに至りしが、帝國は幸に交戰中心地と直接接せざりしが爲め、貿易上却て有利の地位に立ち、世界新市場の開拓、產業の振興、商取引の擴大等財界の殷盛時代を現出し、金融市場も亦空前の大發展を示すに至りたるを以て、同行に於ても四圍の狀勢に適應し、特殊銀行たる機能の發揮上遺憾なきを期せざるべからざるに至れり。仍て大正六年二月二十日の同行株主總會は從來の資本金一千萬圓を二千萬圓に增額の件を付議決定せり。而して右增資方法は、一千萬圓を十萬株に分ち、同年三月一日現在の株主に對し、一株に付新株一株の割合を以て割當て、政府持株に該當する殘餘の三萬株は之を一般より一株百二十圓以上の價格を以て募集せんとするものにして、同行に於ては右に基き三月十二日より同十七日迄應募申込の旨公告したるに、募集株三萬株に對し申込總數十萬五千四百六十一株に達せり。其の內最高百六十五圓以下百三十圓以上の申込株數二萬四千六百八十五株の募入を決定し、不足分五千三百十五株に對しては、價格百二十九圓の申込

分を按分を以て募入と爲し、斯くて全部の募集を確定せり。右增加株式に對しては同年中四月及九月の二回に亙りて各二百五十萬圓の拂込を爲したるも、尙ほ當面の急需に應ずる能はず、引續き翌七年二月及六月に各二百五十萬圓の拂込を徵し、玆に早くも增資全額の拂込を終了するに至れり。

然れども帝國の時局中に於ける商權擴張竝に戰後に於ける新市場の支持に關しては、特に海外銀行として幾多施設の要すべきものありたるを以て、同行に於ては大正七年八月第二回の增資を斷行するに決せり。增資額は現在の資本金二千萬圓（二十萬株）を倍加して四千萬圓（四十萬株）と爲し、新株式は同年九月一日現在の株主に對し、持株一株に付新株一株を割當て引受けしむると共に、政府持株三萬株に對しては割當を爲さず、プレミアム附にて一般より公募するものなり。同行に於ては九月十六日より同月二十日迄、證據金一株に付十五圓（十月十五日拂込）、第一回拂込金二十五圓（外に割增金共）、其の拂込期日十月二十三日より二十八日迄なる條件の下に、前記三萬株の公募を行へり。其の結果申込總數十八萬三千四百五十株に達し、內四十四圓五十錢以上申込の分二萬七千三百九十株、四十四圓申込の分一萬二千七百株、四十三圓五十錢以下申込の分十四萬三千三百六十株にして、四十四圓五十錢以上の分は全部募入となり、不足分二千六百十株は四十四圓の申込に對し、五十株以上申込の分五十株に付十株を割當て、端數は現物團に於て一株四十四圓五十錢にて引受くることに決し、結局四十四圓にて五十株以下申込の分及四十三圓五十錢以下の分は全部募入外れとなれり。斯くて同年十月第一回五百萬圓の拂込を了し、玆に資本金四千萬圓は總額拂込濟となれり。

朝鮮銀行は以上述べし如く既に二回に亙り增資を斷行したるが、而も本邦經濟の發展は依然として銀行資金の不足を惹へ、同行に於ても亦之に應じ資金の充實を圖らざるを得ざる狀態に在りしかば、第二回增資後幾くもなくして大正九年二月更に第三回の增資を決定するに至れり。卽ち同年二月十七日の通常株主總會に於て決議せる所次の如し。

（一）現在資本金四千萬圓の所更に四千萬圓を增加し、資本總額を八千萬圓とすること。

（二）方法及手續

（イ）增加資本金は之を四十萬株に分ち、一株の金額を百圓とし之を新株とす。

（ロ）新株の內三十七萬株は大正九年三月一日株主名簿締切の際に於ける現在株主（政府を除く）に對し、其の所有株一株に付新株一株の割合を以て優先的に引受けしめ、別に證據金は之を徵收せざること。

（ハ）新株の內二萬株は額面以上の價格を以て發行し、一萬株は平價を以て當銀行役員及行員に分配引受を爲さしむること。

（ニ）額面以上の差金は當銀行積立金に組入るること。

（ホ）前諸項の外新株の引受及募集に關し特に議決を爲さざる事項は總て總裁に一任すること。

而して右の方法に依る增資新株募集の結果を見るに、新株四十萬株中株主割當三十七萬株に對する引受申込は三十六萬九千九百八十六株にして、引受なき株式十四株は同行役員に於て額面超過募集株と同一價格なる一株百五十圓の價格を以て之を引受け、一萬株は平價を以て役員及行員に分配し、夫々引受を了れり。又公募株二萬株に對する應募申込は、時恰も經濟界の動搖に會したる爲め成績良好ならず、結局三千餘株の不足を生じたるも、豫め其の引受を定めありしを以て無事募集を終り申込價格百九十五圓以下百五十一圓以上のもの一萬千二百株、百五十圓のもの八千八百株の結果となり、新株四十萬株に對する株金一千萬圓、其の額面超過金百六萬八十圓、合計一千百六萬八十圓は五

月二十七日迄に全部拂込を結了せり。

斯くて朝鮮銀行の公稱資本金は前後三回の增資に依りて八千萬圓に達し、拂込資本金は五千萬圓を算するに至りしが、而も他方戰時及戰後に於ける我國經濟の飛躍的發展は、遂に大正九年に入りて反動的恐慌を惹起し、經濟界の各方面に亙り痛烈なる打擊を與ふることとなり、朝鮮銀行も亦累年膨脹したる貸付金の回收に困難を感ずるに至れり。爾後同行に於ては之が整理回收に努め來りしが經濟界の實狀は容易に其の進捗を許さず、大正十四年上半期末に於ては其の回收不可能に陷りたるもの實に三千六百餘萬圓の巨額に達し、結局之を同期の損失に計上せざるを得ざりき。茲に於てか同年八月二十七日の臨時株主總會に於ては、資本金八千萬圓を半減して四千萬圓と爲し、且つ既拂込資本金二千五百萬圓を切捨て、之を以て損失補塡に充當すると共に、右減株は舊株・新株別々に各二株を併合して一株とする方法に據ることとし、又其の併合に關する一切の處置は商法の規定に據ることととせり。其の結果同行の資本金は公稱四千萬圓、拂込二千五百萬圓となり、以て大正末年に及びしものとす。

朝鮮銀行資本金年末現在高累年表

年次	公稱資本金	拂込資本金	年次	公稱資本金	拂込資本金
明治四二年	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円	大正三年	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
同　四三年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	同　四年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四四年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	同　五年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
大正元年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	同　六年	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
同　二年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	同　七年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
大正八年	四〇、〇〇〇、〇〇〇円	三九、九四五、〇〇〇円	大正一三年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
同　九年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和元年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
同　一〇年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇			
同　一一年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇			

第二目　積立金

朝鮮銀行法は第二十六條に於て積立金に關する事項を規定し、同銀行は毎營業年度に於て資本の缺損を補ふ爲め、利益の百分の八以上を、利益配當の平均を得せしむる爲め、其の百分の二以上を積立つべきことを命ぜり。仍て同行定款に於ても亦右に關する條項を定め、卽ち第五十八條は利益金の百分の八以上を損失補塡準備金として、百分の二以上を配當平均準備金として積立つべきことを規定せり。而して同行に於ては開業以來每期右の規定に依りて利益金中を積立てしが、其の積立額は累年增加して、大正十三年末には損失補塡準備金一千五十八萬圓、配當平均準備金八十四萬圓、合計一千百四十二萬圓に達せり。尤も前者の積立金中には增資割增金を含むものにして、其の額は大正六年六月九十一萬八千百五十六圓、同八年二月百三十四萬七千八百十圓、同九年八月百六萬八十圓合計三百三十二萬六千四十六圓なりとす。

然るに前に述べし如く大正九年の恐慌以後、同行は固定貸の回收困難に陷り、大正十四年上半期に至り終に三千五百八十三萬四千九百三十八圓に達する損失金を見たるを以て、之が補塡の爲め拂込資本金二千五百萬圓を切捨てたる外、損失補塡準備金より一千七十一萬一千四百二十七圓を繰込みて該損失金を補塡し、又配當平均準備金中より配當金補充の爲め二十萬一千九百七十三圓を支出したるを以て、茲に同行の積立金は著しく減少するに至れり。

朝鮮銀行積立金年末現在高累年表

大正一三年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	大正一四年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇			

年次	損失補塡準備金	配當平均準備金	年次	損失補塡準備金	配當平均準備金
	円	円		円	円
明治四二年			大正七年	二、一八〇、〇〇〇	一五三、〇〇〇
同　四三年	二、一〇〇	五五〇	同　八年	四、五八〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
同　四四年	一二、六〇〇	三、五五〇	同　九年	七、二八〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
大正元年	四六、一〇〇	一一、二五〇	同　一〇年	八、八八〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇
同　二年	一一〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	同　一一年	九、八八〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇
同　三年	二〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	同　一二年	一〇、二八〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇
同　四年	三二〇、〇〇〇	五八、五〇〇	同　一三年	一〇、五八〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
同　五年	四四〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	同　一四年	—	八七三、〇〇〇
同　六年	一、五八〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	昭和元年	一一九、〇〇〇	七〇二、〇二六

第五項　保護及監督

朝鮮銀行法は第三十六條及第三十七條に於て、同銀行に對する補助の規定を設け、卽ち政府持株以外の株式に對し、毎營業年度に於て一年百分の六の割合に達する迄は、政府持株に對する配當を免除したるのみならず、一般株式に對する配當にして右の割合に達せざるときは、創立初期の末日より五年を限り、政府に於て之に達する金額を補給することとせり。之れ蓋し同行使命の重大なるに鑑み其の信用を鞏固にし、且つ同行の發展を助長せんとする趣旨に出でたるものなり。而して同行の使命たるや、啻に朝鮮に於ける中央銀行として同地方の開發上頗る重大なるのみならず、他方滿洲、支那に於ける本邦權益の擁護、經濟資源の開發上極めて重要なる任務に從ふものにして、其の業務は帝國

の國策遂行に呼應して最も遺漏なきを期せざるべからず。茲に於てか政府は同行に許すに銀行券發行の特權を以てし、與ふるに右の如き補助を以てしたるが、一面之に對し嚴重なる監理監督を加へ以て其の業務を適切に指導せざるべからざるは論を俟たざる所なり。

朝鮮銀行に對する政府の監督は、前に一言したる如く創立以來大正十三年七月法律の改正行はるる迄は、概ね朝鮮總督之に當りしものなるも、右改正の結果監理の大綱は總て大藏大臣の權限に屬し而して大藏大臣は勅令の定むる所に依り、監理の實際を朝鮮總督に委任することを得ることとなれり。仍て政府は同年八月勅令第二百二號を以て、大藏大臣の職務に屬する事項中朝鮮總督をして行はしむる件を公布したるが、今其の全文を見るに次の如し。

勅令第二百二號（大正十三年八月二十九日）

朝鮮銀行法第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ左ニ揭クル事項ハ朝鮮總督ヲシテ之ヲ行ハシム但シ第七號ノ檢査ハ事宜ニ依リ大藏大臣ニ於テ之ヲ行フ

一　朝鮮銀行法第二條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル支店又ハ代理店ノ設置ヲ命スルコト

トノ「コルレスポンデンス」ノ締約ヲ認可スルコト

朝鮮銀行法第二條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル支店若ハ代理店ノ設置又ハ朝鮮ニ於ケル他銀行

二　朝鮮銀行法第十七條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル左ノ營業ヲ認可スルコト

三　朝鮮銀行法第十八條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル支店又ハ代理店ノ設置ヲ命スルコト

イ　朝鮮ニ於ケル公共團體ニ對スル無擔保貸付ヲ爲スコト

ロ　朝鮮ニ於ケル他銀行ノ業務ヲ代理スルコト

四　朝鮮銀行法第二十條但書ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ同法ニ記載セサル業務ヲ營マシムルコト
五　朝鮮銀行法第三十一條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル貸付若ハ割引ノ金額、方法、利子若ハ歩合又ハ爲替料ニ關シ制限ヲ付スルコト
六　朝鮮銀行法第三十二條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル營業上法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル事項アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ制止スルコト
七　朝鮮ニ於ケル朝鮮銀行ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢査スルコト

附　則

本令ハ大正十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ大正十三年七月の法律改正に依り、政府は朝鮮銀行監理官を置き、以て同行の業務を監理せしむることとなりしが、右監理官は他の特殊銀行監理官と同じく特別銀行監理官處務規程に依り、其の監理を行ふものにして、別に說明を要せざる所なり。

第二款　朝鮮銀行の營業

第一項　營業の範圍

朝鮮銀行の營業範圍は、同銀行法第四章（第十七條乃至第二十條）の定むる所にして、而も此等の規定たるや、大正七年四月の法律改正に依り、營業種目中新に信託の業務を加へたる外、其の制定以來何等の改正を施すことなく、以て大正末年に及びしものとす。卽ち同行は原則として（イ）爲替手形其の他商業手形の割引（ロ）平常取引する諸會社銀行又は商人の爲め手形金取立（ハ）爲替及荷爲替（ニ）確實なる擔保ある貸付（ホ）諸預り金及當座貸越勘定（ヘ）金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り（ト）地金銀の賣買及貨幣の交換（チ）信託の業務等を行ひ、又營業上の都合に依り國債證券、地方債證券其の他大藏大臣の指定する確實なる有價證券の買入を爲すことを得るものなり。又認可業務として公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の代理業務あり、此等の業務は大藏大臣（大正十三年七月迄は朝鮮總督）の認可を得て之を營むことを得るものとす。更に動產、不動產の所有に就きては營業上の必要又は債務辨濟の爲め取得若くは引受くる場合の外之を許さざるなり。

尙朝鮮銀行は創立當初は內地に店舖を有せざりしも、內鮮の經濟關係の密接となるに伴ひ、後述の如く明治四十三年以降漸次大阪、東京、神戶其の他の各地に營業所を開設せしが、此等內地の營業所に於ける業務は、固より同行の朝鮮中央銀行たる本來の任務に立脚して行はるべきものにして、從て其の營業の範圍も亦內地に於ける他の諸銀行に比し之を限定せざるべからざるものなり。依て明治四十三年九月始めて韓國銀行の大阪に支店を設置するや、韓國政府は右支店の行ふべき業務を左の如く限定したり。

第一　韓國銀行大阪支店は當分の內左の業務を營むものとす

一　預　金
二　韓國に關係ある諸會社又は商人の爲め爲替手形其の他商業手形の割引竝に當座貸越勘定
三　韓國向の荷爲替
四　韓國輸出入商品を擔保とする貸付
五　韓國に關係ある他銀行との爲替取引
六　平常取引する得意先の爲め手形金の取立

七　金銀貨貴金屬及諸證券の保護預り

韓國銀行大阪支店は資金の都合に依り前記割引手形の再割引を日本銀行に請求するも妨げなし

第二　韓國銀行大阪支店は遊金あるときは確實なる有價證券を擔保に徵しコールマネーとして放資することを得

但其限度及有價證券の種類は豫め政府の認可を受くべし

第三　前二項以外の業務執行の必要を生じたるときは政府の指揮を受くべし

第四　韓國銀行大阪支店は特に左の諸點に注意し、其狀況は時々本店を經て度支部に報告すべし

一　日韓爲替關係の調査

一　大藏省日本銀行及造幣局との連絡

一　日本金融市場の狀態

第五　從來第一銀行大阪支店に委託したる業務は之を解除して、其の取扱を爲すべし

降て大正十年六月に至り朝鮮總督は更に朝鮮銀行の內地支店に於ける業務範圍に就き一般的の制限を設けて之を下令したるが、該命令に依り定められたる營業範圍は次の如し。

一　諸預金信託預り

二　朝鮮に關係ある爲替手形其の他商業手形の割引

三　朝鮮輸出入貿易品を擔保とする短期貸付及朝鮮開發に資すべき資金の擔保貸付竝當座貸越

四　朝鮮に關係ある荷爲替及手形金の取立

五　朝鮮に關係ある事業に關する信託、社債の引受其の他信託業務

六　朝鮮に關係ある內外爲替取引

七　前各項に關係ある信用狀の發行、保證、引受及手形賣出

八　第二項乃至第七項は滿洲、北支那及西比利亞に關係ある業務に準用す

九　資金の都合に依るコールマネー取入、手形の賣出及コールローン放出、短期手形の割引但コールローンは擔保附に限り、且つ其の限度は豫め朝鮮總督の認可を受くべし

一〇　地金銀の賣買、貨幣の交換、金銀貨幣貴金屬及諸證券の保護預り

一一　國債證券、地方債證券其の他朝鮮總督の指定する有價證券の買入又は處分

一二　對支其の他の借款

一三　公債シンヂケート銀行として國債證券、社債の應募引受及之に附帶する業務

卽ち朝鮮銀行の內地支店に於ける業務は、預金の吸收及朝鮮の金融に影響を與へざる諸業務の外原則として朝鮮（滿洲、北支、西比利亞を含む）の開發を目的とする範圍內に於て行はるべきものとす。

第二項　營業所

朝鮮銀行の營業所（本店、支店、出張所及派出所）は、創業以來必要に應じ屢〻開廢せられたるを以て、時代に依り其の數必ずしも一定せずと雖も、昭和元年末に至る間の開店又は閉店數を通計すれば、開店五十四箇所、閉店十九箇所にして、從て同年末現在の營業所は三十五箇所なりとす。先づ之を朝鮮內に就て見るに、創業當時鮮內の營業所は、京城本店の外に支店及出張所として仁川、平壤、元山、大邱、鎭南浦、木浦、群山、馬山、開城、咸興、鏡城、城津の十二箇所に店舖を有したるが、其の翌年には釜山、羅南、新義州の三箇店を新設すると同時に、開城、咸興、鏡城を閉鎖し、大正元年には會寧を開店すると共に城津を廢止し、從て合計數に於て變化なかりしも、大正七年には馬山、新義州の二店を閉鎖し、尙ほ大正九年には淸津に開店を見たるも、羅南を朝鮮殖產銀行に引繼ぎたるを以て、鮮內支店數は十箇所となれり。

次に滿洲に於ては創業當時安東縣に一箇所の營業所を有せるのみなりしが、大正二年同地方の主要都市に開設することとなり、先づ奉天・大連・長春の三箇所に出張所（後支店となる）を設け、其の後年を趁うて四平街・開原・哈爾賓・營口・傳家甸・龍井村・吉林・奉天・新市街等に順次店舗の新設を見、大正七年には旅順・遼陽・鐵嶺の三箇所を横濱正金銀行より引受け、尚ほ鄭家屯・滿洲里・齊多・齊々哈爾等にも店舗開設せしに依り、滿洲に於ける營業所數は愈〻多きを加ふるに至れり。然るに右の內滿洲里・齊多・齊々哈爾は大正九年に、四平街・吉林・鄭家屯は同十四年に夫〻閉店したるを以て、滿洲に於ける昭和元年末現在の店舖は十三箇所なりき。

更に內地に於ける同行の營業所は、明治四十三年九月大阪支店の設置を以て嚆矢と爲し、東京支店は大正二年、神戸支店は大正五年の開設に係り、次に大正八年下關支店の開設を見たるも、同支店は其の後幾くもなく閉鎖せられたり。尚ほ大正十一年には浦鹽斯德支店の連絡機關として敦賀派出所を置きたるも、同十四年之を閉鎖し、其の前年には大阪西區派出所の開設を見たり。從て昭和元年末現在の內地營業所は東京・大阪・神戸三支店及大阪西區派出所の四箇所なりとす。

最後に同行の海外支店に就て見るに、同行が支那各地に店舖を開設したるは、滿洲內の支店網が殆ど完成したる大正六年以後のことに屬す。卽ち青島支店は大正六年十月之を開設し、翌七年には上海・天津・濟南等の各支店を設置することとなり、其の內濟南支店のみは大正十四年に至り店舖縮小の方針に依り閉鎖するの已むを得ざるに至りしかば、昭和元年末現在の在支營業所は青島・上海及天津の三箇店なり。又西比利亞方面に於ては、大正八年浦鹽斯德支店開始前、旣に同地に於ける松田銀行部を買收して事實上支店の業務を營み來りしが、大正八年十二月より名實共に其の支店として之を存置したる外、大正七年にはハバロフスク・スバスカヤ・ブラゴウエシチエンスク、大正九年にはニコリスク・北樺太亞港等の各地にも開店せり。然りと雖も浦鹽斯德を除く他の營業所は大正九年乃至同十一年の間に何れも閉鎖せられたり。此の他大正七年五月には倫敦に派遣員詰所を設け、同八年十一月には紐育出張所を開設せり。今昭和元年末現在の同行營業所を揭ぐれば左の如し。

朝鮮銀行營業所一覽表

店名	所在地	開設年月	備考
本店	京畿道京城府南大門通三丁目	明治四十二年十一月	
仁川支店	同　仁川府本町一丁目	同	株式會社第一銀行支店繼承
平壤支店	平安南道平壤府里門里	同	同上
元山支店	咸鏡南道元山府本町一丁目	同	同上
大邱支店	慶尙北道大邱府大和町	同	同上
鎭南浦支店	平安南道鎭南浦府三和町	同	同上、當初出張所、大正五年九月支店と改稱
木浦支店	全羅南道木浦府濱町一丁目	同	同上、當初出張所、大正五年九月支店と改稱
群山支店	全羅北道群山府本町通	同	株式會社第一銀行支店繼承
釜山支店	慶尙南道釜山府大廳町一丁目	同　四十三年四月	當初出張所、大正五年九月支店と改稱
會寧出張所	咸鏡北道會寧郡會寧面二里	大正元年十一月	株式會社咸鏡農工銀行出張所繼承
清津支店	同　清津府明治町	同　九年三月	
安東縣支店	奉天省安東縣市場通七丁目	明治四十二年十一月	株式會社第一銀行出張所繼承、大正五年九月支店と改稱
奉天支店	同　奉天小西關	大正二年七月	
大連支店	關東州大連市第三區	同　年八月	
長春支店	吉林省長春東第二區	同　年九年	

滿洲	開原支店	奉天省開原鐵道附屬地第四區	大正四年九月	
	哈爾賓支店	吉林省哈爾賓埠頭ヒルコール公爵街	同五年七月	當初派出所、大正五年四月以降出張所に變更、同六年九月支店と改稱
	營口支店	奉天省營口元神廟街	同年九月	
	傳家甸派出所	吉林省傳家甸頭道街	同年十二月	
	龍井村出張所	同間島龍井村	同六年三月	
	新市街派出所	奉天省奉天浪速通	同年十一月	
	旅順出張所	關東州旅順市青葉町	同七年一月	株式會社橫濱正金銀行出張所繼承
	遼陽出張所	奉天省遼陽車站街	同	同上
	鐵嶺出張所	同鐵嶺西町	同	同上
支那本部	青島支店	山東省青島所澤町	同六年十月	
	上海支店	江蘇省上海南京路	同七年四月	
	天津支店	天津佛租界七號路	同年九月	
西比利亞	浦潮斯德支店	浦潮斯德ペキンスカヤ街	同八年十二月	
米國	紐育出張所	紐育ブロードウエイ	同年十一月	
內地	大阪支店	大阪市東區今橋五丁目	明治四十三年九月	
	東京支店	東京市麹町區永樂町二丁目	大正二年四月	
	神戸出張所	神戸市榮町通五丁目	同五年十月	
	大阪西區派出所	大阪市西區南堀江通三丁目	同十三年二月	

第三項　營業の趨勢

朝鮮銀行は朝鮮及滿洲を以て主なる業務地域と爲すものにして、卽ち創業以來朝鮮に於ける特殊銀行として政府財政の整備、金融の改善、產業貿易の發達等に寄與すると同時に、內地對鮮滿の金融疏通を圖り、更に滿洲の富源開發を資くる所多かりしが、之と共に他面海外銀行として支那或は極東露領より、遠くは歐米に對する本邦の經濟的發達に盡瘁し來れり。今同行の創業以降取扱ひ來れる各種業務の經過及實績を顧るに、固より鮮滿其の他に於ける一般經濟界の實勢と、同行自身の營業方針とに依り、自ら幾分の消長を免れざりしと雖も、大體に於て各種業務の創業以來著しき膨脹發展を遂げしは言を俟たざる所なり。而して同行の業務種類は旣述の如く法令を以て規定せらるる所なるが、其の內中央銀行としては銀行券の發行·地金銀の賣買·國庫事務取扱·政府貸上金·公債の應募及買入·地方公共團體に對する貸出等の特殊業務を取扱ひ、同時に預金·貸出·爲替·保護預り其の他一般普通銀行の營業を爲すものにして、同行は此等の業務遂行に當り、常に鮮滿に於ける金融中樞機關として金融の疏通、金利の低下を圖り、以て其の經濟發展に資せんことを期したるものとす。

此の如き朝鮮銀行の業務に關聯して、玆に忘るべからざることは、政府及日本銀行の同行に對する支援之なり。卽ち政府は法律の定むる所に依り、朝鮮銀行の創業に關し厚き援助を與へたる外、世界大戰後の財界反動期に際し、同行取引先中甚しく惡影響を蒙りたるものありし爲め、貸出金の回收に支障を生じ、延いて同行自身の資金調節に圓滑を缺くに至るや、當時政府及日本銀行は低利資金の供給を與へ、以て善後の策を講ぜしめたり。而も財界は尙ほ頗る多難の時機に在りたるのみならず、大正十二年には關東大震火災の影響を蒙り、業務上多大の障碍を來し、根本的の整理改善を要することとなるや、政府及日本銀行は更に適切なる利便を與へ、以て同行の整理に對し極力之を援助するの擧

に出でたり。蓋し朝鮮銀行の營業の發展に關し、政府及日本銀行の援助は眞に重要なる役割を演ずるものなりと謂ふべし。以下同行の業務中主要なるものに就き、其の發展の趨勢を窺はんと欲す。

先づ預金に就きて見るに、同行創立の當初は鮮内に於ける其の成績甚だ良好ならざりしが、諸般の施設の進捗、産業の發達等財政・經濟上の狀態改善せらるるに從ひ、逐年增加の趨勢を示し、又滿洲に於ては創立以來久しく一出張所を置くに過ぎざりしを以て、預金業務亦極めて微々たりしが、大正二年以後多數の店舗を開設したるを以て、其の增進頗る顯著となれり。而して支那に在りては大正五年の進出以來比年激增を示し、又内地各店に於ては何れも開設當初の數年間は預金の增加極めて遲々たりしも、世界大戰以來我が外國貿易の激增之に伴ふ財界の發展は自ら海外銀行たる同行の活躍を促し、從て此等對外貿易の膨脹竝に鮮滿其の他在外各店の對外取引は多く其の決濟を内地殊に東京支店に集中したる關係上、内地各店の業務は著しく膨脹するに至り、其の結果預金業務亦頗る繁忙を告ぐるに至れり。之を表示すれば左の如し。

朝鮮銀行預金累年表

年次	上半期 總預高	上半期 現在高	下半期 總預高	下半期 現在高	一年總預高
	円	円	円	円	円
明治四二年					
同四三年					
同四四年	一〇〇、四一三、六二三	六、四三一、三八四	一一〇、一六八、四三六	六、九七八、二八一	二〇四、一五〇、六七五
大正元年	一二〇、三三〇、六六五	一〇、三三二、三三七	一四三、三一六、九六六	一四、一六九、八七七	二五三、三一五、二九四
同二年	一六四、二七三、八七五	二二、六二七、一五〇	一五八、三七四、五九七	二〇、八〇一、九二五	三〇〇、〇二一、三二二
同三年	一六二、一七七、〇六九	一八、三九六、六三五	一五〇、四〇一、五〇四	一七、五九八、五〇四	二九四、一八一、九三八
同四年	一七一、七五四、三九五	二〇、九一七、一九一	一八五、一一四、四五五	一八、五八八、六〇二	三三五、九五一、六五九
同五年	二五二、四五八、八九一	二三、八二九、八六五	四二五、八六七、一五三	三三、〇三三、四一〇	六五四、四九六、一七九
同六年	五七五、二八八、六九二	四七、五三三、一九八	一、〇五四、七八一、一三二	八八、四一三、三七三	一、五八三、五三六、六二六
同七年	一、三五四、四四七、二〇九	一二四、九九八、七九一	二、三三三、九四一、五四三	一八二、九六〇、一四九	三、五六三、三八九、九六一
同八年	二、二五五、五二六、一七四	一八五、六三五、三八七	三、〇七〇、八八四、〇五五	一八九、一五一、七五四	五、一四〇、七七四、八四二
同九年	三、〇五一、六六一、九八七	一六〇、四二六、二五七	二、二五四、〇八九、四〇七	一六〇、六二四、三五四	五、一四五、三二五、一三七
同一〇年	二、〇九〇、八二九、〇四八	一七一、六四七、五九五	二、五三四、六八六、五一八	一五二、九四七、九六二	四、四五三、八六七、九七一
同一一年	二、九四六、七八四、三一七	一五二、七二六、五四六	二、七四四、一一五、一八二	一六〇、五五七、一五七	五、五三八、一七二、九五三
同一二年	三、一一五、九三八、〇七〇	一七五、六四〇、一七六	二、七一六、四〇二、四〇三	一六三、一四九、三九一	五、六五六、七〇〇、二九七
同一三年	三、六八五、〇四〇、八一八	一九九、三四四、〇四三	三、一九八、八三二、七五〇	二〇四、六二三、五七二	六、六八四、五二九、五二五
同一四年	三、五五六、九三九、六八〇	一五八、〇七二、一七〇	三、一〇一、一五、五二六	一三二、七三六、五四七	六、四九九、九八三、〇三六
昭和元年	三、一二九、五一七、二六八	一〇〇、七三七、八四九	二、九〇六、六四二、八二三	八八、六六八、一七七	五、九三五、四二二、二四二

（備　考）總預高中には繰越高を含む。

次に同行の貸出金に就て一言せんに、同行は元來朝鮮及滿洲に於ける中樞金融機關たる職責を有するを以て、内外經濟界の情勢、市況の推移及民度に對應して、常に愼重の考慮を拂ひ、最善の努力を盡さざるべからざるは勿論にして、殊に鮮滿の財界を通じ、特殊銀行として重きを爲せるのみならず、或は支那本部に業域を開拓し、或は對露金融の改善に任じ、或は外國爲替業務を開始する等、其の施設年と共に廣汎に亙り、業務の膨脹驚くべきものあり、從て主要業務たる貸出金の如き、産業の發達、貿易の進展に伴ひて、左表の如く比年著しき增加を示せり。

朝鮮銀行貸出金累年表

年次	上半期 総貸出高	上半期 現在高	下半期 総貸出高	下半期 現在高	一年総貸出高
	円	円	円	円	円
明治四二年	六七、〇七六、九九一	八、四七七、九四四	七一、一七七、〇三四	一〇、一〇三、七四六	一二九、七七六、〇八一
同　四三年	八二、八五四、〇七四	一一、四八四、一六八	九八、一三一、三八五	一五、四八七、五二七	一六九、五〇一、二九一
同　四四年	一一一、八六四、四七二	七、一八〇、〇〇五	一四九、九四八、五六八	二三、五〇八、九八九	二四四、六三三、〇三五
大正元年	一四九、八五八、五六〇	一九、一九七、四九三	一三五、八三八、二二八	二三、四五四、六四五	二六六、四九九、二九五
同　二年	一五五、一七〇、一六一	二五、二九四、四四七	一四五、五五三、一八〇	二九、六四八、六五一	二七五、四二八、八九四
同　三年	一六八、一二五、五六九	二五、八四一、四七六	二二五、〇二一、五〇八	三六、七、三〇五、六〇一	三六七、三三〇、一一七
同　四年	二九三、二一七、九九九	四八、〇三七、八六九	五四二、〇五七、三三五	四三、一八六、七〇一	七八七、二三七、四六五
同　五年	二一六、一六六、六五一	一一四、三九八、九四五	一、二一六、八一四、六一四	九四、八二一、〇一九	一、九一八、五八二、三二〇
同　六年	八一六、一六六、六五一	一一四、三九八、九四五	一、二一六、八一四、六一四	九四、八二一、〇一九	一、九一八、五八二、三二〇
同　七年	一、八七四、九九二、九六五	二二二、三九四、七六三	二、五八六、四一五、三九四	一九五、二一六、四三四	四、一四二、三六五、一七八
同　八年	二、六六五、六四八、八〇八	二五三、五〇九、〇二一	一、七五一、九八〇、九九三	三〇〇、七一一、七〇三	四、七三二、八五九、〇四二
同　九年	一、五三一、八七〇、六五一	二三〇、九五九、八二一	一、八三五、三六一、三五〇	三〇〇、七一一、七〇三	四、七三二、八五九、〇四二
同　一〇年	一、七八三、〇四九、一五三	二五四、三六五、一七八	一、四七三、八五九、〇四二	二七〇、七三八、九六八	五〇、八六八、四〇五
同　一一年	一、七三〇、二七五、八四五	二七五、六一一、四五三	一、六三五、一三四、三三四	三一九、一八二、四九四	五〇、八六八、四〇五
同　一二年	一、八八四、三六一、一三〇	三〇三、四四五、七三一	一、五七一、三〇七、一七八	三二八、五〇七、七七六	五〇、八六八、四〇五
同　一三年	一、三八六、四五三、六六五	二六五、七五七、四〇八	一、二六九、二九八、八一一	二七五、一三一、二五八	五〇、八六八、四〇五
同　一四年	一、三〇五、〇六九、〇四〇	二八三、〇三四、五三五	一、一四九、四一七、五四四	二九六、二六四、三五二	五〇、八六八、四〇五
昭和元年					

更に同行の爲替業務は、鮮滿經濟界の膨脹に伴ひ、内外に對する資金の移動自ら頻繁を加ふると共に益〻繁劇となれり。同行に於ては夙に内外樞要の地の銀行とコルレスポンデンス約定を締結し、或は送金手數料の引下を斷行し、或は又無料送金區域を擴大する等、努めて便宜の處置を講じたる結果爲替取扱高は次第に增進し、直接間接に財界の進運に資せるもの尠からざるに至れり。之を送金爲替取組高及支拂高に徵するに、取組高は明治四十三年上半期に公金六百九十九萬餘圓、普通一千四百九十二萬餘圓、合計二千百九十一萬餘圓なりしもの、世界戰後の大正八年下半期には公金六千二百九十八萬餘圓、普通六億七千五十九萬餘圓、合計七億三千三百五十八萬餘圓となり、卽ち公金に於て十倍普通に於て四十九倍てふ激增を示せり。而して其の支拂高も明治四十三年上半期の公金一千百三十萬餘圓、普通七億三千八百八十一萬餘圓、合計七億九千七百十六萬餘圓となり、卽ち公金は五倍、普通は實に八十倍以上の躍進を遂げたり。其の後大正九年上半期を最高として、經濟界の沈衰と共に幾分增加の氣勢を失ひしも、比年堅實なる步調を保ちしことは之を認めざるべからず。卽ち次の如し。

朝鮮銀行送金爲替取組及支拂高累年表

期次	取組高 公金	取組高 普通	取組高 計	支拂高 公金	支拂高 普通	支拂高 計
	円	円	円	円	円	円
明治四二年　下	二、三四四、五一三	三、二七、七三三	五、五八二、二三六	四、七二一、八四四	二、五〇一、六四四	七、二二四、五二九
同　四三年　上	六、九三三、七八一	一四、九三五、六八〇	二一、八七三、四六一	九、〇五一、二五七	二〇、三五一、七七六
同　四三年　下	二一、九六四、三五〇	二一、四三四、八六八	三四、三九九、二一九	一六、八三六、三七九	三三、〇四四、五九一
同　四四年　上	九、二五一、九三七	三三、九五二、三七八	三一、四四五、三二六	一九、七九五、六四八	二七、八五六、二六
同　四四年　下	一〇、〇六七、三四一	二八、〇七二、一五一	三八、一三九、四九三	二五、〇〇一、五七九	三六、〇五四、六一七
大正元年　上	九、九六六、九三一	三一、五六六、三九九	四一、四九三、一六〇	二七、八三四、一二三	三七、〇四四、六一七
大正元年　下	一四、八三三、一七三	三六、〇〇五、一三三	五〇、八六八、四〇五	一四、八三〇、六九三	三一、三七、〇五、五六

大正二年上	一八、〇一四、四三一円	三八、八二三、一四七円	五六、八二六、五七九円	一七、二六〇、一三九円	三五、〇〇八、〇四一円	五二、二六八、一八一円
同　下	一五、五九〇、一七三	三九、八三二、七四八	五五、四三三、九二〇	一八、六四八、六八一	三六、一五九、五二九	五四、八〇八、二二〇
同三年上	一三、二九一、一四五	三七、九二二、二六五	五〇、二二二、四一一	一三、三九六、二六三	三五、四七一、三七〇	四八、八六七、六三三
同　下	一五、七六七、六四〇	三五、九九六、三五五	五一、七六三、九九五	一四、五八六、〇一六	三五、三五一、〇三四	四九、九三七、〇五一
同四年上	一五、五五九、九八九	四一、八一六、〇一三	五七、三七六、〇一三	一四、四三八、三三〇	三九、八五八、二七七	五四、二九六、六〇七
同　下	一六、五四六、八五六	四四、九八一、四八三	六一、五二八、三四〇	一七、五六八、四〇七	四四、一五一、二三三	六一、七一九、六四〇
同五年上	二六、六一三、一四三	四八、五六九、三六〇	七五、一八二、五〇四	二七、四七〇、八七〇	五〇、二五四、四四七	七七、七二五、三一七
同　下	一九、四六二、二六四	八五、八六〇、四一二	一〇五、三三二、六八五	二〇、四八六、五九五	八四、四一五、三三八	一〇四、九〇一、九三四
同六年上	三三、三一六、一五三	九八、三七六、七八二	一三〇、六九二、九三五	三四、七〇六、六〇三	一〇〇、一二六、八九〇	一三四、八三三、四九三
同　下	二七、二四〇、五一八	一八四、九〇〇、一〇七	二二二、一四〇、六二五	一九、五七九、六七九	二〇一、四五三、三七〇	二二一、〇三二、〇四九
同七年上	四九、〇二六、六〇六	二一三、六二五、二二六	二七二、六五一、八三三	五三、〇八四、八八二	二三八、二二二、五六〇	二八〇、二九七、四四二
同　下	四七、二五六、〇一六	三七三、七四七、四一〇	四二一、〇〇三、四二六	四七、三九三、四五九	三八〇、二三〇、四五六	四二七、六一三、九一五
同八年上	五三、五五五、一二八	四六六、九〇〇、六一三	五二〇、四五五、七四二	六二、〇〇七、三七〇	四五八、七九〇、四三七	五二〇、七九七、八〇七
同　下	六二、九八四、〇九〇	六七〇、五九九、四九七	七三三、五八三、五八八	五九、一五五、〇五九	七三八、八二一、七六九	七九七、九六六、八二九
同九年上	九二、二二二、八九〇	六五三、一七三、一五三	七四五、三八六、〇四三	九六、五八七、六七八	七七八、七六五、七二八	八七五、三三三、四〇七
同　下	九二、七五四、九二五	四八四、一〇〇、九〇七	五七六、八五五、八三二	七八、八七〇、七〇三	五三二、二八四、六四九	六〇〇、一五五、三七二
同一〇年上	七七、九八四、七八六	三六四、六三一、九〇四	四四二、六一六、六九〇	八〇、六二四、四〇三	四〇二、一一七、二三一	四八二、七四一、六三三
同　下	八一、二二九、六六四	四七二、九五三、五三〇	五五四、一七三、一九四	一〇一、一四九、六九八	四八三、四〇〇、九五四	五八四、五五〇、六五二
同一一年上	八三、一一三、八六五	四五八、六〇一、六五六	五四一、七一五、五二二	九四、一〇九、四〇六	五一八、一七三、九五三	六一二、三八二、三五九
同　下	四五、九〇一、四一三	四一七、一四六、八一八	四六三、〇四八、二三〇	四〇、五七七、一三七	四七三、九一九、四四一	五一四、四九六、五七八
同一二年上	七六、一九七、一二一	四八三、三八一、九一四	五五九、五七九、〇二五	七三、四七一、四一〇	五一八、〇六七、九六九	五九一、五三九、三一九
同　下	三三、八三四、九〇八	四一九、四七三、三八二	四五三、三〇八、二九〇	三一、一六五、八〇九	四五一、二九一、〇七四	四八二、四五六、八八三
同一三年上	七四、二二四、九八五	四八〇、九三九、四八一	五五五、一五四、四六六	七五、三〇一、四八七	五二二、一〇四、七八八	五九六、四〇六、二七五
同　下	四七、一二三、四五六	五二五、一二一、二二八	五七二、二四四、六八四	四九、六九四、九六九	五五六、五二四、五二一	六〇六、二二九、四八〇
同一四年上	五〇、六八一、四二一	六一三、一七四、八〇三	六六三、八五六、二二三	五三、二六二、七五七	六六一、四〇〇、五二八	七一四、六六三、二八五
同　下	四三、五〇八、四六三	六〇四、七九〇、七八一	六四八、二九九、二四四	五〇、七六九、九二九	六四四、五八四、八四一	六九五、三五四、七七〇
昭和元年上	五三、一一〇、四〇三	五三六、六〇五、四二〇	五八八、七一五、八三三	四七、五七一、九二三	五六六、五四三、六七四	六一四、二一五、五九六
同　下	四〇、五一三、一九〇	五〇二、八一五、二二八	五四三、三二八、四一八	四五、九〇七、〇一四	五〇四、二〇三、〇〇七	五五〇、二一〇、〇二一

次に外國爲替に關しては、同行は明治四十四年より外國手形の賣買を開始したるも、僅に其の端を發したるのみにして、未だ業績の見るべきものなかりしが、其の後大正五年下半期外國爲替勘定を新設してより、恰も我對外貿易の増進顯著なるに至りたると相俟ちて業務次第に擴大し、實に左表の如き膨脹を示したり。

（一）朝鮮銀行外國手形賣買高累年表

期次	買入高	賣却高	期末現在高
明治四二年下	—円	—円	—円
同四三年上	—	—	—
同　下	—	—	—
同四四年上	三八、六八六	二一、五九七	一七、〇八九
同　下	二三、九四七	三〇、一八二	一〇、八五四
大正元年上	二四、二五九	二九、五三三	五、五八〇
同　下	二四二、〇三二	二〇三、五一五	四四、〇九七
同二年上	六三、七九〇	九〇、二〇四	一七、六八三
同　下	一一一、五二五	一一八、〇五四	一一、一五四
同三年上	六三、六四四	六〇、九〇五	一三、八九三
同　下	二五八、三四六	二六六、一七八	六、〇六一

大正四年上	二四七、六三三円	二四一、六一七円	一二、〇七七円
大正四年下	六八四、六〇四	三八〇、〇八八	三一六、五九四
同五年上	二、七四七、七七〇	二、〇四〇、六三七	一、〇二三、七二六

（備考）右外國手形勘定は大正五年下半期以降外國爲替勘定と變更す。

（二）朝鮮銀行外國爲替取扱高累年表

（イ）外國へ向けたる分

期次	賣爲替 手形	賣爲替 電信爲替	賣爲替 計	買爲替 手形	買爲替 電信爲替	買爲替 計
大正五年下	一、五六〇、三五一円	一三、九九七、三五九円	一四、五五七、七一〇円	九、八二七、五八九円	九三、七五〇円	九、九二一、三三九円
同六年上	一、二三六、九五四	二三、八八九、四六一	二五、一四六、四一五	一〇、四二一、九三三	六、四三五、九八四	一六、八四七、九一七
同六年下	三、〇四五、七四三	一五、八一五、三一三	一八、八六一、〇五六	一三、九四九、三六五	一三、九一〇、七四四	二七、八六〇、一〇九
同七年上	四、二七九、〇五九	二八、七八八、八四〇	三三、〇六七、八九九	五四、五六九、〇六七	一三、八〇二、一五二	六八、三七一、二二〇
同七年下	一三、六三七、〇二四	六四、三九二、七五二	七八、〇二九、七六七	一〇三、五九八、五六四	二一、二三九、一一三	一二四、八三七、六八七
同八年上	一八、六二五、三六四	一〇一、〇八八、九二三	一一九、七〇四、二八七	一一六、五三三、二六七	二三、二六六、四二一	一三九、七九九、六八八
同八年下	二四、八四一、四九二	一二七、八二九、五四六	一五二、六七一、〇三八	九二、八四四、二九七	三六、三三七、〇四四	一二九、一八一、三四一
同九年上	二〇、九五五、〇九八	一五一、四〇四、一五四	一七二、三五九、二三二	九三、七九〇、七二三	三七、一六三、七〇四	一三〇、九五四、四二七
同九年下	二、四八五、四三〇	五四、九六七、一三六	五七、四五二、五六六	一七、二三一、八六三	三三、〇四〇、八九一	五〇、二六二、七五四
同一〇年上	一、五七二、五三三	九五、八二九、六三三	九七、四〇二、一六六	一四、七八九、九二九	九一、〇五四、六九〇	一〇五、八四四、六一九
同一〇年下	三、八五四、八五九	一二七、六七一、一一七	一三一、五三五、九七六	二〇、〇四一、三六四	一一四、七〇四、九五四	一三四、七四六、三一八
同一一年上	一、〇〇二、四八〇	一三二、五六七、八五二	一三三、五七〇、三三二	一六、八五六、七九五	一一三、五〇六、〇〇九	一二九、三六二、八〇四
同一一年下	一、四七三、二三五	一〇〇、五八二、七三二	一〇二、〇五五、九六七	一九、四三二、二七五	九八、五九九、七四三	一一八、〇三一、〇一八
同一二年上	二、二六八、四二五	一二六、八七九、五一四	一二九、一六七、九三九	二六、一七五、五一九	一三三、五〇八、三七一	一四九、六八三、八九〇
同一二年下	一、八一九、三八二	一〇七、九九五、〇六二	一〇九、八一四、四四四	二〇、七七〇、一五三	一一七、四六三、〇四四	一三八、二三三、一九七
同一三年上	二、〇〇一、九六七	一五五、一〇八、一八一	一五七、一一〇、一六八	一八、七四〇、三五二	一四二、五九四、九一一	一六一、三三五、二六三
同一三年下	一、五三五、九七二	一一四、五〇八、七四八	一一六、〇四五、七二〇	一二、六九一、九四六	一一六、三一〇、〇八〇	一二九、〇〇二、〇二六
同一四年上	一、九九五、五六九	一三八、二六四、七二七	一四〇、二六〇、二九六	二〇、四七八、九四四	一二七、一四〇、二一六	一四七、六一九、一六〇
同一四年下	二、三六五、三〇五	一七五、八三四、一五〇	一七八、一九九、四五五	二六、九一六、八三〇	一六四、五一七、六六〇	一九一、四三四、四九〇
昭和元年上	五、五九六、二〇二	二二八、四二二、八七三	二三四、〇一八、〇七五	一六一、八四〇、三二五	六、一八六、九二五	一六八、〇二七、二五〇
昭和元年下	五、〇二八、四〇一	二〇四、二五〇、五一五	二〇九、二七八、九一六	一八九、〇一四、七三一	一二、九九九、七〇五	二〇二、〇一四、四三六

（ロ）外國より向けられたる分

期次	賣爲替 手形	賣爲替 電信爲替	賣爲替 計	買爲替 手形	買爲替 電信爲替	買爲替 計
大正五年下	二、七七三、四二一円	—円	二、七七三、四二一円	二、六二五、〇六〇円	五、九八四、六八八円	八、六〇九、七四九円
同六年上	五、六五一、五七五	—	五、六五一、五七五	三、九四〇、八一八	一〇、八三三、六一六	一四、七七三、四三四
同六年下	一〇、一九〇、二六三	—	一〇、一九〇、二六三	二、五三三、六五八	七、四一二、〇九〇	九、九三四、七四八
同七年上	二一、〇四五、二三六	—	二一、〇四五、二三六	三、九三九、五三七	一九、七九九、五三三	二三、七三八、八七一
同七年下	三三、八七八、二三〇	—	三三、八七八、二三〇	一七、六〇一、八四四	五四、二九九、三五一	七一、九〇一、一九六
同八年上	四五、八四〇、二四一	七二、二六九	四五、九一二、五三〇	二六、二九二、九二六	七六、四九一、五二九	一〇二、七八四、四五五
同八年下	七三、九八四、六三八	九、七一〇、四一五	八三、六九五、〇五三	二三、四二五、三〇三	一二四、五二一、五七四	一四六、九三六、八七七
同九年上	九一、四九八、五二三	二、四二五、八〇五	九三、九二四、三二八	二三、四七七、七九三	二〇八、〇九六、〇三〇	二三一、五七三、八二三
同九年下	二、〇八八、九九六	二〇、一七七、六〇三	二二、二六六、五九九	九、九八〇、七一〇	九、二六八、八二〇	一九、二四九、五三〇
同一〇年上	三、三〇二、五一五	二四、二四六、七八二	二七、五四九、二九七	一三、六九三、六二三	二三、六二二、四七〇	三七、三一五、〇九三
同一〇年下	一、五四六、七〇六	四〇、〇四四、三六九	四一、五九一、〇七五	八、八五一、八一〇	三二、九四八、三九三	四一、八〇〇、二〇三

大正一一年	上	一、七七、八五〇	円	四八、三〇〇、九三八	円	五〇、二六八、七三八	円	八、八三、三七	円
	下	六五〇、五六七		一七、五五四、〇六七		一八、二二四、六三四		二、一二四、八六三	
同一二年	上	一、〇六四、六一六		三〇、一五三、九一九		三一、二六八、五四五		二、一六八、一七六	
	下	四六七、〇一八		三、八〇三、五二五		三四、二五〇、五五三		一四、七三三、三七二	
同一三年	上	二、〇七九、六七六		四九、九九一、四九二		五二、〇七一、一六八		九、〇八二、七四四	
	下	二、三五〇、八六二		五〇、五〇〇、八五六		五三、八五一、六九九		八、五六三、三四五	
同一四年	上	二、九二七、九四五		四五、八〇五、六八三		四八、七三三、六八八		八、三五七、九一〇	
	下	四、二二一、四三八		六四、七二一、二三〇		六八、八四二、六五八		一五、四三六、七三二	
昭和元年	上	五、六九八、九五五		一四二、三九八、三三八		一四八、〇九七、二九三		八〇、九四五、二九二	
	下	二、六九〇、四〇四		一五八、〇一六、〇一四		一六九、七六六、四二八		六三、七四一、四一七	

以上朝鮮銀行の營業趨勢に就き極く概觀を試みしが、次に一言すべきは同行の朝鮮に於ける金利引下政策にして、本政策の實施は朝鮮及內地間の金融調理上にも極めて重要なる意義を有するものとす。

抑〻日韓合併前後に於ける朝鮮の經濟界は、未だ發達の初期に在りたるのみならず、朝鮮人は概して貯蓄思想乏しく、市場の遊金亦極めて少かりし爲め、各銀行とも預金業務は閑散なる狀態を示し、朝鮮銀行に於ても亦同樣なりしが、其の後產業の開發、商工業の振作等漸次其の步を進むるに伴ひ、同行の預金業務は大いに伸展を示すに至れり。而して朝鮮銀行は朝鮮に於ける中央銀行として、金融調節の重責を帶ぶるものなるを以て、資金の貸出には最も苦心を要し、常に內外經濟界の趨向に鑑み、市況の推移を察し、緩急其の宜しきを制せんとし、必ずしも貸出額の增加のみを念としたるに非ざるや論を俟たざる所なり。而も朝鮮の地元銀行は元來自己資金豐富ならず、預金の吸收亦困難なりし爲め

大正一一年	上	五〇、二六八、七三	円	五五、六二〇、五五三	円	五三、六二〇、五五三	円	四四、七四七、二五	円
	下	一八、二二四、六三四		二三、七三五、一八五		二、一八六、八六二		二、一六、八六二	
同一二年	上	三一、二六八、五四五		四四、二四三、〇五九		三三、一四〇、一七六		三、一六、一七六	
	下	三四、二四〇、五五三		五一、三二一、五三一		三五、一四九、一四九		三六、五八、一四九	
同一三年	上	五二、〇七一、一六八		五三、六二五、五六七		四四、五四二、七九三		四七、八六九、六六五	
	下	五三、八五一、六九九		五六、四五三、〇一〇		四七、八六九、六六五		四六、二六〇、四五七	
同一四年	上	四八、七三三、六八八		五四、六二八、三七七		四六、二六〇、四五七		五六、〇五二、九五九	
	下	六八、八四二、六五八		七三、四八九、六九一		五六、〇五二、九五九		五八、〇四四、七九三	
昭和元年	上	一四八、〇九七、二九三		九〇、四九九、三六四		九、五五四、〇九二		八〇、九四五、二九二	
	下	一六九、七六六、四二八		八〇、三二一、一三九		一六、四七九、七三		六三、七四一、四一七	

其の活動資金を朝鮮銀行に求むること多く、同行は中央金融機關として此等地元銀行の發達を促すと共に、其の活動と相俟て鮮內金融調節の任務を完うする爲め、進みて之が補導誘擁の任に當り、以て鮮內金融機關の內容充實と、系統整備に貢獻したること決して尠からざるなり。卽ち同行は日常此等諸銀行よりの資金需要に對しては十分の便宜を圖る外、特に其の內容整備に必要なる低利資金を供給したること一再ならず、又此等地元銀行或は信託會社にして、業態改善又は基礎强化の爲め、相互間に於て其の合併乃至買收を適當としたる場合、朝鮮銀行は努めて之が斡旋調停の勞を執ることせり。而して此の如く中央銀行としての職務遂行に當り常に障碍となりしは、金利の一般に高率なりしこと之にして、金利の低下問題は金融政策の基調としての一日も早く解決せざるべからざる所なりしなり。されば同行に於ては常に之が低下促進を念としたるが、朝鮮舊來の高金利は明治三十九年農工銀行設立せられ、同四十年地方金融組合設置せらるるに及び、多少低落の傾向を生じ、尋いで四十四年十一月利息制限令の發布せられし以來、大に面目を改むるに至れり。今利息制限令の全文を揭ぐれば左の如し。

利息制限令（明治四十四年十一月七日制令第十三號）

第一條　金錢貸借ニ關スル契約上ノ利息ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

元金百圓未滿　年三割以下

元金百圓以上千圓未滿　年二割五分以下

元金千圓以上　年二割以下

質屋營業者ノ貸借元金五十圓未滿及市場ニ於ケル貸借元金三十圓未滿ノ利息ニ付テハ前項第一號ノ規定ヲ適用セス

第二條　契約上ノ利息ニシテ前條ニ定メタル制限ヲ超過シタルトキハ其ノ超過部分ヲ無效トス

第三條　禮金、割引金、手數料、引去金、借替金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス金錢ノ貸借ニ關シ債權者ノ受クルモノハ之ヲ利息ト看做ス

第四條　裁判所ハ當事者カ金錢ヲ目的トスル債務ノ不履行ニ付豫定シタル賠償額ヲ不當ト認ムルトキハ相當ノ額迄之ヲ減少スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて一般に金利低下の機運を醸成したると共に、朝鮮銀行に於ては終始一貫既定の方針に則りて金融市場の大勢を指導し、漸次金利の低落を圖ることに力を致せり。今之を商業手形の割引日歩に就きて見るに、同行創立以前の第一銀行時代に在りては、其の日歩最低三錢內外なりしが、同行創立と共に進みて之を二錢五厘に引下げ、爾來內鮮金融市場の實勢に鑑み、之が調整の必要上貸出標準金利を更改したること數次に及び、此の間往々にして之が引上を爲したることありしも、最低利率は二錢六厘を維持し、而も斯かる引上は何れも金融調節上已むを得ざるに出でたる措置なりき。而して右の如き金利政策が朝鮮の市場金利に及ぼしたる影響を見るに、明治四十二年に於ける普通銀行の割引日歩は、普通利率年中平均四錢二厘の高率なりしも、大正八年には三錢一厘となりて、創立當時より一錢一厘の低落を示し、次で大正九年より同十四年迄は反騰して三錢七厘となり、爾後大勢は再び漸落に轉じ、朝鮮地元銀行は二錢九厘、內地銀行の鮮內支店は二錢一厘となれり。

此の如く朝鮮銀行は朝鮮の金利引下に努力し來りしが、此の間政府は同行の預金及貸出金に就きては、豫め其の最高利率を定めて認可を受けしめ、以て同行の金融調整に遺漏なきを期したるものにして、卽ち夙に韓國銀行の設立せらるるや、隆熙三年十一月韓國度支部大臣は預金及貸出金の最高利子歩合竝に手形割引の最高歩合に就きては、豫め政府の認可を受くべきことを命じ、爾後合併後に於ても該命令の趣旨に依り、常に之が認可を受けしむることとせり。而して同行創立當初に於ける最高歩合は不明なるも、試みに大正二年三月三十一日付を以て朝鮮總督の認可を得たる預金の最高利率は、(イ)定期預金半箇年以上年六分(ロ)當座預金百圓に付日歩九厘(ハ)特別當座預金同一錢二厘(ニ)通知預金同一錢四厘なりき。爾後同行は右利率の範圍內に於て實際利率を定め來りしが、大正十一年に至り內地諸銀行に於ける預金利率昂騰の傾向あり、却て資金の朝鮮より內地に流出する懸念ありたるのみならず、財界の狀勢は益〻金利の先高見込なりしを以て、玆に同年三月同行は預金の最高利率改定方に就き左の如く申請し、朝鮮總督の認可を得て之を(イ)年七分(ロ)九厘(ハ)一錢四厘(ニ)一錢八厘に引上げたり。

從來當行鮮內預金最高利率は大正二年一月十七日付理第一〇五號により御認可に基き實施致居候處、其の後財界は幾多の曲折を經て金利引緊りの傾向を生じ、

一、對外貿易は將來引續き巨額の入超を持續し、益々內地金融市場を壓迫すべき懸念ありて、一般に金利先高見込なること。

二、或は一時的若くは人爲的に金融緩慢の兆を示すことなきを保せざるも、政府公債及各種事業會社の社債等が其の機に應じて市場に現はるべきを以て、忽ち硬化の狀態に復するものと想定せらるること。

三、內地金融の緊迫に隨ひ近來鮮內資金內地逸脫の傾向顯著たり。

試に大正九年下半期以後本年二月迄の當行扱の對內地鮮內資金の流出入狀況を見るに

大正九年下半期内地より朝鮮へ受入超過　六四、七八二、〇〇〇圓
大正十年上半期内地より朝鮮へ受入超過　六、六九七、〇〇〇圓
大正十年下半期朝鮮より内地へ支拂超過　三、九四二、〇〇〇圓
大正十一年自一月至二月朝鮮より内地へ支拂超過　六、六七〇、〇〇〇圓

の如くにして、此の情勢にて推移せば本年上半期に約二千萬圓の資金が朝鮮より内地方面に流出する懸念あり。

今後の事情右の如く豫想致され候に付、此際預金利率に手加減を加へ、一は以て鮮内資金の内地逸脫を防止し、一は以て比較的長期の資金を吸集し鮮内資金の擁護を圖るは時宜に適する措置と被存候に付、鮮内預金最高利率を左記の通り改訂、四月一日より實施致度候間、御認可相成度此段申請候也。

大正十一年三月三十一日

朝鮮銀行總裁　美濃部俊吉

朝鮮總督男爵　齋藤實殿

左記

（イ）定期預金　半箇年以上　年七分
（ロ）當座預金　百圓に付日歩　九厘
（ハ）特別當座預金　同　一錢四厘
（ニ）通知預金　同　一錢八厘

更に貸出金の最高利率は、其の改廢一再にして止らずと雖も、今主要なる改正に就きて見るに、大正三年九月一日に定めたる利率は（イ）京城・仁川・釜山・大邱に於て百圓に付日歩三錢五厘（ロ）木浦・群山・平壤・鎭南浦・元山に於ては同三錢七厘（ハ）清津・羅南・會寧に於ては同三錢九厘なりしが、大正九年六月十一日之を改正して（イ）三錢八厘（ロ）四錢（ハ）四錢三厘に引上げたり。蓋し當時に於ける世界的金利高の狀勢に順應したるものとす。其の後大正十五年十一月十六日認可を得て最高、最低金利を次の如く改定せり。

貸付種別	同業者		清津及會寧支店		龍井村出張所		其の他の朝鮮各店	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
商業手形割引	二二	二七	二三	三四	二四	三五	二二	三二
國債擔保貸付及手形割引	二二	二四	二三	二六	二四	二七	二二	二五
國債以外の擔保貸付及手形割引	二三	二七	二五	三六	二六	三七	二四	三二
當座貸越及爲替貸越	二四	二八	二六	三六	二七	三八	二五	三三

（備考）一、利率は單位厘にして百圓に付きて示す。
二、同業者に對する利率は清津・會寧に於ては揭出利率より一厘高、龍井村は二厘高とす。
三、爲替貸越は同業者に對してのみ行ふものとす。

尙ほ最後に一言せざるべからざるは朝鮮銀行の滿洲及支那に於ける業績之なり。既に述べし如く、同行は初め安東縣に第一銀行より引繼ぎたる一出張所を有するに過ぎざりしが、其の後我國の滿蒙經營は漸次其の歩を進め、彼我經濟・交通關係の次第に密接となるに從ひ朝鮮の對滿貿易も異常の發展を示し、我國勢の伸張と商權の擴大とは滿洲に於ける金融上の施設緊急を要するものあるに至れり。而も當時朝鮮の對外貿易は連年逆調を改めず、之が解決は朝鮮經濟上の重大問題とせられしが、其の根本的解決は畢竟朝鮮產業の隆盛を俟つの外なしと雖も、當面の對策として朝鮮銀行は滿洲に於て輸出手形を買入れ、朝鮮に於て負ふ所の對外債務は、之を滿洲に於て得たる對外債權に依り其の一部を償却するの手段を講ずることを以て、同行經營上緊急の措置なることを認め、仍ち大正二年

七月奉天に、八月大連に、九月長春に各支店を開設したり。然るに時恰も邦人の對滿投資漸く盛ならんとし、關東州及南滿地方に進出を試むるもの續出し、且日露兩國の發行する金本位の銀行券は、各鐵道線の南北より流入して漸次流通區域の擴大を見んとするの傾向あり、日本銀行券は勿論朝鮮銀行券も亦夙に沿線地方の通貨として、各種の取引に使用せられ、金資金の需要增加と相俟ちて金券の普及益〻有望の形勢となれり。玆に於てか朝鮮銀行は右の如き大勢に順應して徐に業務の擴張を企圖し、順次營業所を政治經濟上の中心地方乃至特產の集散市場に開設し、以て滿洲の對內地輸出爲替を買取り、朝鮮貿易の移入超過決濟に備へたり。之が爲め隣接兩地の貿易金融は我商權の扶植を受けたること尠からざるなり。而して大正六年十一月帝國政府は滿蒙に對する特殊金融機關の機能を統一するに決し、前に述べし如く朝鮮銀行發行の金券に對し、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける强制通用力を認むると共に、橫濱正金銀行の金券發行を停止したり。

斯くて滿洲に於ける信用鞏固となり、營業の基礎定まると共に、同行の業務も漸次隆盛に赴き、大正元年迄は微々として振はざりし預金の如きも、翌二年支店增設以來逐年增進の勢を續け、大正八年末には四千四百五十餘萬圓に上れり。其の後は財界各方面の不振を反映し、增減不定の間に推移し來りしも、尙ほ三千萬圓內外を維持し、大正十四年後は四千萬圓となれり。又貸出に就ては同行の滿洲進出當時は輸出超過を常態とせし滿洲貿易の發展を幇くると共に、旣述の如く其の輸出爲替を買入れ、以て輸入超過を常態とせる朝鮮貿易の決濟に資し、併せて日本內地との經濟關係を圓滑ならしむることを期したり。然るに大正三年七月歐洲戰亂の勃發するあり、一時財界の動搖を來したるも、戰禍の中心に遠き東洋方面は却て其の好影響を受け、滿洲に於ては大豆·豆粕·豆油の輸出頓に旺盛となり、又大正四年上半期に至り高粱·包米·雜穀等の初めて歐洲向輸出あり、引續き財界の好況時代に入りて輸出資金の需要を增加し、朝鮮銀行亦大正五年下半期以來外國爲替勘定を開放して、一層海外輸出の助成を圖りたる結果、滿洲貿易の盛況と相俟て一般商取引促進の動機となり、諸貸金は急激なる增加を示せり。然るに大正九年の財界大動搖は滿洲にも著しき打擊を與へ、爲に特產品輸出市場の混亂、輸入貿易の頓挫、新規企業の挫折、金融の梗塞等頗る慘憺たる狀を呈するに至れり。而も其の後財界は一張一弛依然不況裡を彷徨しつつ容易に立直らず、從て同行の貸出高も捗々しき進展を示さざりしは、蓋し已むを得ざる所なりき。而して右の如き財界未曾有の難局に處して緩急宜しきを得、之が救濟整理を完うし、更に其の好轉に資せんとするは因より容易の業にあらざるも、朝鮮銀行は各地市場の窮迫に際しては適宜救濟資金を放出して之が緩和に努め、此の間同業者の救援に就ては特に力を致し、或は合併を慫慂して資力を豐富ならしめ、或は內部の改造を勸說して取引を堅實ならしめ以て金融界の破綻を未然に防止し、一方輸出入貿易殊に特產物の輸出、農鑛水產運輸電氣瓦斯其の他各種企業の經營に必要なる資金の需要に對しては、能ふ限りの便宜を圖り、以て滿洲の富源開發と其の產業の發達とに寄與せんことを期したり。更に滿洲に於ける資金の移動狀態を反映する爲替業務に就て見るに、朝鮮銀行滿洲各店の爲替受拂高は、明治四十三年の受入高二百七十二萬餘圓、拂出高百五十二萬餘圓より、大正八年の受入高十五億七千三百餘萬圓、拂出高十四億三千四百餘萬圓に躍進して未曾有の記錄を現出したるも、其の後は財界の實勢に應じ、增減常なくして大正時代を終れり。

又朝鮮銀行の支那に於ける業務は、大正六年十月青島に始めて支店を開設し、次で上海·天津·濟南等に相尋いで店舗を開き、次第に其の繁榮を見、邦人貿易商を援助して日滿支間の輸出入貿易の發展に

貢獻する所ありたり。卽ち之を預金及貸出に就きて見るに、大正六年業務開始以來預金貸出共增加を續け、大正八年には預金千六百五十餘萬圓、貸出千六百五十餘萬圓に上りしが、其の後減少に傾むきて大正時代を終り、又爲替受拂高は大正八年に受入高三十五萬餘圓、拂出高三十四萬餘圓を算し、爾後多少の伸縮を見たるも概して減少に傾けり。

而して同行の支那に於ける業務に關聯して注目すべきものに對支借款放資のことあり。抑〻日支親善は從來帝國外交の一大綱領にして、我官民努力の目標たりしが、之を實現するの途は日支兩國の財政經濟に對し、能ふ限り聯絡提携の促進を計り、相互の利害關係をして愈〻密接ならしめ、以て彼我經濟の發展を企圖するに在りとせられたり。就中世界大戰の結果、列國の均勢は自ら變革せられ、政治上・經濟上著しき動搖を生ずるに至りしが、當時我國は國際貸借上極めて有利なる地位を占め、對外放資に絶好の機會を得たるを以て、政府は一面聯合與國の爲に財政的援助を爲すと共に、他方日支經濟契合の目的を以て、或は日支合辦事業の進捗を援け、或は民間の企業投資を奬勵し、或は金融の聯絡を策して彼我貿易の助長發達に勗むる等、鋭意施設する處ありたり。爾後對支金融機關の整備と放出資金供給の潤澤と相俟て、日支兩國の經濟關係は頗る良好の度を加へ、獨り滿洲及北支那方面に於て本邦經濟力の色彩大に濃厚となりたるのみならず、特に支那經濟の中心地たる揚子江沿岸に於ても亦極めて急速の發展を示し、山東地方に對する獨逸勢力の一掃と相呼應して、將に先進英國と角逐するの域に達し得たり。而して我對支投資の主なるものは、各種借款に對する資金の放下にして、時局中日本興業・臺灣・朝鮮三銀行は相提携し、主として經濟借款共同引受の任に膺り、又政治借款に在りては專ら橫濱正金銀行をして之を取扱はしむる方針の下に、著〻實行の歩を進め、尙ほ內地金融市場との聯絡に便ずる爲め、民間有力銀行の結合せる銀行團を以て其の後援と爲し、大正八年末現在に於て總額一億八千萬圓の借款成立を見るに至れり。而して朝鮮銀行は業務を滿洲に擴張して以來、常に日支經濟提携の實を擧ぐるを以て念とし、苟くも支那產業の開發乃至彼我通商の上に利便ありと信ずるものは、努めて之を實行することを期したるが、其の借款に投資したるは大正五年同行奉天支店（當時出張所）と奉天財政廳との間に締結せる百萬圓の支那銀行救濟借款を以て嚆矢とす。爾來同行に對する一般支那人の信賴を厚からしめ、同行業務の擴張と相俟ちて對支那人取引を著しく增進し、滿洲に於ける金資金の普及に尠からざる好影響を齎すに至れり。斯くて前記興業銀行及臺灣銀行との提携成るや、諸種の經濟借款竝に民國政府との軍事協定に基く支那參戰借款に盡瘁し、以て大正末年に及べり。今朝鮮銀行の支那借款放資額を表示すれば左の如し。

年次	六月末現在	十二月末現在	年次	六月末現在	十二月末現在
大正五年	一、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	大正七年	二四、〇一三、〇〇〇円	五〇、三九五、〇〇〇円
同六年	四、九六六、〇〇〇	一一、八〇七、〇〇〇	同八年	四九、九四五、〇〇〇	—

（備考）本表には證券引受の形式に依る放資額を含まず。

第一節附表

第一表　朝鮮銀行損益勘定累年表

期次	總益金	前期繰越金	總損金	損失補塡準備金	配當平均準備金	役員賞與金及交際費	配當金	後期繰越金	合計
明治四二年下半期	六一、五〇三円	△二〇、七一三円	一五三、八〇五円	—円	—円	—円	一八、四一〇円	—円	一八、四一〇円
同四三年上半期	五九七、八〇六	△三一、〇〇九	五七一、五六六	二、一〇〇	五五〇	二、一〇〇	五三、五〇〇	—	五七、二五〇
同四三年下半期	六九五、六一三	△一九、六四三	六五五、七五四	?	?	?	?	?	五九、五〇一
同四四年上半期	七七二、八四九	△一〇、一七〇	六九九、〇二〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	—	八四、〇〇〇
同四四年下半期	七八五、四九一	—	六五〇、三二〇	一五、〇〇〇	三、五〇〇	九、五〇〇	一〇五、〇〇〇	二、一七〇	一三五、一七〇
大正元年上半期	九七八、九五九	二、一七〇	八一六、二六〇	二三、一〇〇	五、七五〇	?	?	五、九九八	一六四、八六九
大正元年下半期	一、五〇四、五六六	五、九九八	一、二九九、一六二	二四、〇〇〇	五、五〇〇	一四、三〇〇	一五七、五〇〇	一〇、一〇三	二一一、四〇三
同二年上半期	一、六四三、一五五	一〇、一〇三	一、四二〇、〇七一	三九、九〇〇	七、二五〇	一五、六〇〇	一五七、五〇〇	一三、九三七	二三三、一八七
同二年下半期	一、九四二、二九六	一三、九三七	一、六九四、九〇三	四〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一七、五〇〇	一五七、五〇〇	三七、三三〇	二六〇、三三〇
同三年上半期	一、九八三、〇一四	三七、三三〇	一、五八三、六六六	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇	二七、九〇〇	二六二、五〇〇	八八、二五八	四三六、六五八
同三年下半期	二、一二〇、一九八	八八、二五八	一、七〇六、八八五	五五、〇〇〇	八、〇〇〇	二八、九〇〇	三一〇、〇三四	八九、一三六	五〇一、五七〇
同四年上半期	二、一八五、六二三	八九、一三六	一、七二二、七〇三	六五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三二、四〇〇	三五〇、〇〇〇	九五、六五七	五五三、〇五七
同四年下半期	二、二三一、二九八	九五、六五七	一、七八四、一四七	五〇、〇〇〇	九、五〇〇	三一、三〇〇	三五〇、〇〇〇	一〇三、〇〇八	五四二、八〇八
同五年上半期	二、六八三、〇八三	一〇三、〇〇八	二、二〇三、一九四	三四〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	?	?	一一八、二九七	五八一、八九八
同五年下半期	三、四五四、〇六三	一一八、二九七	二、八八八、五〇八	一〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	三九、五〇〇	三五〇、〇〇〇	一八二、三五二	六八三、八五二
同六年上半期	四、三六二、三四三	一八二、三五二	三、七四四、三一二	?	?	?	?	二三七、九七八	八〇〇、三八三
同六年下半期	六、六六一、〇三〇	二三七、九七八	五、七六一、七九八	?	?	?	?	二九三、〇三三	一、一三七、二〇〇
同七年上半期	九、三六六、九〇七	二九三、〇三三	八、一〇九、三三一	?	?	?	?	三五三、六五三	一、五五〇、七〇八
同七年下半期	一五、〇四三、四五〇	三五三、六五三 ◎一、三四七、八〇一	一三、三八二、七七五	一、八五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	八五、〇〇〇	九七八、九〇三 外五二、二〇〇	三六一、〇三三	三、三六二、一三六
同八年上半期	一九、七一〇、八九六	三六一、〇三三	一七、七二三、三七〇	?	?	?	?	四二三、二〇八	二、三四九、五五八
同八年下半期	二八、一四三、三八八	四二三、二〇八	二五、六七九、五六四	七〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、五〇四、一〇八 外五五、九八一	四五五、九四二	二、八七六、〇三三
同九年上半期	三八、三五三、七五九	◎四五五、九四三 一、〇六〇、〇八〇	三五、一一六、三九一	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一、九七五、〇六八 外八〇、一〇三	五〇八、二二八	四、七五三、三九〇
同九年下半期	三四、八七〇、三三九	五〇八、二二八	三一、三三二、九一八	八〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇 外四〇、八三九	五二四、八〇〇	四、〇六五、六三九
同一〇年上半期	二八、七五四、五〇七	五二四、八〇〇	二五、二三八、〇一二	八〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇 外三三、四三三	五一八、八七三	四、〇四一、二九七
同一〇年下半期	二八、五三六、六四八	五一八、八七三	二五、〇一二、三六一	八〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇 外二五、九二八	五一七、二三二	四、〇四三、一五九
同一一年上半期	二九、九五二、二七五	五一七、二三二	二七、五三九、五四九	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五九九、九五六	二、九二九、九五六
同一一年下半期	二六、三一五、四五一	五九九、九五六	二三、九七七、七〇六	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六一七、七〇〇	二、九三七、七〇〇
同一二年上半期	二八、五一八、九二四	六一七、七〇〇	二六、二九六、七六九	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五一九、八五六	二、八三九、八五六
同一二年下半期	二八、七〇九、〇〇一	五一九、八五六	二七、五五三、八五七	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	—	一、六七五、〇〇〇
同一三年上半期	三〇、四九四、二五九	＊二三〇、〇〇〇 □五〇、〇〇〇	二八、八三九、二五九	一四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	—	一、六五五、〇〇〇
同一三年下半期	二三、二五八、六六一	＊三三、六八七 □五〇、〇〇〇	二一、六一九、二三四	一三一、四二七	三三、〇〇〇	六五、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	—	一、六三九、四二七
同一四年上半期	二〇、七六三、三二七	—	五六、五九八、二六五 内三六、三五二、〇〇〇	一〇、七一二、四二七	◦二五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	◬一三三、五一〇	三五、八三四、九三七
同一四年下半期	一九、〇九〇、九九九	◬一三三、五一〇 ◎二〇一、九七三	一八、四五九、九六一	五七、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五八七、五〇〇	—	七〇九、五〇〇
昭和元年上半期	一六、二五四、九八二	—	一五、四八六、四九一	六二、〇〇〇	一六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五八七、五〇〇	五二、九九一	七六八、四九一
昭和元年下半期	一三、七五一、〇三四	五二、九九一	一三、九七五、六八〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	•五八七、五〇〇	一〇〇、八四四	八二八、三四四

(備考)一、△印は政府補給金、外印は政府納付金、?印は調査材料不足、◎印は新株割增金、大正十三年中□印は債權減價銷却、＊印は所有物價額銷却、大正十四年上半期中内印は債權銷却、◦印は資本金充當、◬印は後期繰越損失金、同下半期中◬印は前期繰越損失金、◈印は配當平均準備金組入なり。

二、圓位未滿切捨に依り合計符合せざる所あり。

第二表　銀行資產負債累年表

(イ)　資產之部

期次	貸出金	預ケ金	有價證券	地金	他店貸	未拂込資本金	所有物	金銀有高	各種勘定	合計
明治四二年下半期	一九、六二四、六二八円	六、三二三円	一五〇、〇〇〇円	二三三、〇九二円	四、八二三、一八三円	七、五〇〇、〇〇〇円	一、六六四、三七一円	六、二四二、五八八円	一三二、三〇三円	四〇、三七六、四七七円

明治四三年上半期	二〇、四六九、〇二四円	六、〇三九円	一八〇、二四五円	三一九、四五〇円	一、三五五、四四〇円	七、五〇〇、〇〇〇円	一、七八〇、八三二円	六、四〇一、〇一九円	三〇、〇〇〇円	三八、〇四二、〇四九円
同　下半期	三三、一九三、〇五三	三三三、二八四	一、八六五、二四五	一一六、九七〇	一、七二〇、一四九	七、五〇〇、〇〇〇	一、九五〇、三〇三	七、九八五、〇三九	二〇、〇〇〇	四三、六八四、〇三一
同　四四年上半期	一八、一九四、六七〇	九二五、四七七	五、一八七、三八六	二四二、六九三	二八一、六〇四	五、〇〇一、九七五	二、一六八、一八九	八、七二七、四八六	六五、八三三	四〇、七九五、三一三
同　下半期	二一、八九七、六〇九	一、〇二八、一六四	五、五四九、三一七	二、〇七六、六一三	四三三、五八〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、三七七、三四三	八、〇三六、〇五三	四九、六一七	四六、四一七、二九五
大正元年上半期	三〇、七七七、〇三三	八八一、一七四	五、六六九、二五三	二、一二三、一〇五	四一〇、七二八	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇二、三四七	七、三三四、六四〇	三六、四二四	五三、三二四、七〇三
同　下半期	三三、五〇六、三九三	一、五八八、八五九	五、三四三、二三三	一、八五〇、五六二	三九五、九四六	二、五〇〇、〇〇〇	二、六五五、五〇七	八、二三九、三五九	二六、五二八	五五、一〇五、三八五
同　二年上半期	三四、六〇四、一九〇	三、四六四、九九七	六、二八四、一七〇	一、六五〇、三八四	三九〇、六九一	二、五〇〇、〇〇〇	二、六六〇、二八一	六、三一三、三六六	三一、四二三	五七、八九九、五〇五
同　下半期	三七、五三二、六五七	一、〇五七、五一五	七、一四九、三三九	一、八七一、〇三八	五二〇、八一四	二、五〇〇、〇〇〇	二、七四七、四五六	八、七四三、一五五	三三、一一七	六二、一五五、〇四二
同　三年上半期	三三、二二九、五二〇	一、四四一、八八五	七、一四八、九〇九	一、六六三、九八四	五三九、一二七	二、五〇〇、〇〇〇	二、七四六、八八四	六、四四七、四〇七	一一、七二八	五五、七一九、四三四
同　下半期	三七、〇七六、〇一三	一、〇七一、七五六	七、三八三、三八一	一、二九八、二七二	四七九、二三一	—	二、七六六、六二三	七、六八九、八七五	三四、五五三	五七、七九九、六九五
同　四年上半期	三八、九二一、〇七一	二、八八二、〇一六	七、五六九、一四三	一、〇八一、六七九	九一八、五三三	—	二、八〇一、六三二	七、八三〇、九四三	五九、七一〇	六二、〇五四、七二五
同　下半期	四二、八六二、五〇一	二、七四七、九三四	七、五九一、一七六	一、四九九、一五一	五七五、六二九	—	二、九〇五、三六八	一一、九一三、五七二	四八、八八五	七〇、一四四、二三〇
同　五年上半期	四〇、五四四、七一二	一、四三七、二五三	一一、六四九、一八〇	二、二九六、五六三	七三四、七七三	—	二、九五〇、七三三	一〇、〇八五、四九三	三四、四〇七	六九、七三三、一一五
同　下半期	五八、三八六、七一四	三、四三〇、五二六	一〇、〇七八、五一三	一、〇八五、二五四	一、九八五、六一五	—	二、九四四、四二二	一七、七九七、二九三	三、二四七、三四四	九八、九五五、六八二
同　六年上半期	六五、一一二、九四一	三、五六二、一八二	一三、一一三、一〇三	一、一二五、五四三	六、五八四、六二八	七、五〇〇、〇〇〇	二、九一四、六〇五	一四、一九九、二七一	三、八七四、一二〇	一一六、九九四、三九三
同　下半期	一一九、九二六、二九〇	三、七〇七、五一六	一五、五三七、一五三	二、八四六、七三八	六、六六七、三五四	五、〇〇〇、〇〇〇	三、二七〇、五六六	二七、八九七、六七三	六、三〇八、四二四	一九一、一六一、七一七
同　七年上半期	一四九、〇六一、六一九	一、一二六、九二六	一四、五一九、一八〇	二、七九九、三〇九	八、三三五、八一六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五五一、六七四	二一、六一三、八六六	二三、〇二六、三三六	二二四、〇五五、三二九
同　下半期	二四四、六六六、一五〇	二九、三五一、六四四	一六、七二〇、一九八	二、八二〇、一〇四	七、八九九、六四三	一五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇六六、五〇八	五四、七四三、四四五	四〇、九五四、一八四	四一三、〇六一、一三三
同　八年上半期	二七四、三二六、二一三	一四、〇九三、八八一	一四、五三七、四四一	三、九八五、九二九	一六、七六二、九一六	一〇、〇〇一、四二五	四、三二九、〇九五	三五、一三八、二七五	五九、五九二、七一八	四三二、六六七、八九四
同　下半期	三八五、四二〇、九八六	七、一一九、五〇三	二一、九二一、一〇八	二四、八一九、三八五	七、四七七、九三五	五、五五五、〇〇〇	四、八六四、六三五	五一、一〇六、九七六	八一、七九一、八三三	五九〇、〇六七、三六四
同　九年上半期	三〇八、三五五、四〇七	六、八四六、六〇三	三三、三〇五、三四六	二、七一二、四五四	五、八八九、二一六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	五、六七六、八三六	三六、四三六、〇〇八	七三、八一〇、六七八	五二二、〇三二、五四九
同　下半期	二九八、四七五、一〇五	六、五三六、〇四三	二七、五七九、五五六	七、〇七二、二〇二	五、九〇一、九六〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	七、四五〇、七六二	六三、二三八、〇九九	六〇、七九四、四二二	五〇七、〇三八、一五〇
同　一〇年上半期	三〇五、二五六、三九九	七、一七〇、七一三	二五、二九七、二八四	四、〇五五、六三四	一三、三九九、五四六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	八、四一〇、〇〇〇	五一、一六九、三四七	六一、一一八、七三九	五〇四、八七七、六六五
同　下半期	三七四、五七七、〇二六	三、八七二、四三四	四〇、九一四、一九八	四、〇六〇、四九三	一四、九一九、七二七	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、五三六、六〇八	五〇、〇六四、二九三	七〇、七五六、九六三	六〇〇、七〇一、七四五
同　一一年上半期	三三三、三〇四、六〇四	三、九五五、二〇三	四四、四六四、八二三	四、〇七〇、七一七	一〇、〇三八、六三七	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、九七七、八九一	三八、二八二、〇八五	六二、三三五、四三三	五二八、四一九、三九三
同　下半期	三三三、四七二、五七九	三、三四二、九六三	五四、二七五、七〇九	三、〇七九、〇六〇	一四、〇二五、七一六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、九七九	三七、八八四、七三六	八七、七一九、七二七	五六五、〇〇一、四七〇
同　一二年上半期	三三六、九五七、〇五三	四、四二六、二五三	五六、七二三、九三二	三、一五一、六三七	一一、五四三、〇三六	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、一九三、〇四三	三九、〇七八、五六五	九一、四三〇、三四一	五八五、五〇三、八六三
同　下半期	三八三、三三二、八八五	八、四二八、二七二	六〇、一五四、八七三	三、一一五、二九六	一三、八七二、七〇一	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、三五二、九〇一	四〇、一七三、七〇八	九九、七七六、四三九	六六〇、二〇七、〇七八
同　一三年上半期	三七〇、四八九、〇九二	三、七四三、〇〇四	六四、四五二、三九三	二、九九四、二〇九	一六、九五五、五二一	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、四六三、七五二	三五、五三三、四五三	五二、八五〇、二〇三	五八九、四八一、六一九
同　下半期	三九六、一五二、九四三	五、四四八、五七三	七二、六四七、八七三	一、三四四、五二一	二〇、二六八、二六二	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、九一七、一四四	四八、四八二、九四六	五六、九六二、二六七	六四四、二三五、五二三
同　一四年上半期	三三四、七六七、四六四	五、六五二、四〇二	六六、九七三、六六七	三、〇一九、三一五	一五、〇五八、五二三	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、九七三、三三一	三九、三三二、七五三	八七、一七九、一七六	五九四、九五六、六三五
同　下半期	三四五、七一七、一七九	七、五一八、四三一	六二、三四五、三一五	三、〇〇五、二〇三	一四、一八四、七四六	一五、〇〇〇、〇〇〇	一二、九五六、〇三八	四五、七九九、四〇三	四〇、四八二、二〇四	五四七、〇〇八、五一一
昭和元年上半期	三三〇、二三七、一一三	五、四二三、三八九	七〇、八七九、一九六	二、九九六、一四九	九、八五六、九七〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一二、九四四、五八一	三二、二九一、四八九	四二、九九〇、八六一	五三三、六一九、七四九
同　下半期	三四三、四六六、九二九	六、八四七、三三八	七九、三一二、二八七	三、九九六、〇六八	三、四三四、三五三	一五、〇〇〇、〇〇〇	一二、四四三、四三三	四〇、四八六、三六〇	五六、五二四、四二七	五六〇、五二一、〇八九

（備考）一、貸出金中には政府貸上金・定期貸・當座貸越・手形貸・證書貸・通知貸・爲替當座貸・割引手形・荷爲替手形・コールローン・別途貸付金を合算す。

二、他店貸中には松田銀行部へ貸を合算す。

三、各種勘定中には假拂金・仕拂承諾見返・利付爲替手形・買爲替・當期純損金を合算す。但し明治四十五年上半期以前に於ては純損金・創立費・假拂金・外國貨幣・賣爲替手形を合算す。

四、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

（ロ）負債之部

期次	發行券	借用金	預り金	他店借	株主勘定	各種勘定	損益勘定（純益金）	合計
明治四二年下半期	一三、四三九、七〇〇円	一、七三〇、〇〇〇円	一四、二五六、八二四円	六七八、〇八五円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二七一、八六八円	—円	四〇、三七六、四七七円
同　四三年上半期	一三、二五五、〇〇〇	一、七三〇、〇〇〇	一〇、六五五、五六三	二、三二一、一一三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六四、一三四	二六、二四〇	三八、〇四二、〇四九
同　下半期	二〇、一六三、九〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一〇、九六〇、六五一	六四六、〇五八	一〇、〇〇二、六五〇	六五〇、九一五	三九、八五八	四三、六八四、〇三一
同　四四年上半期	二三、〇四七、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	六、四三一、三八四	九七三、九五六	一〇、〇〇七、一五〇	四一、九九三	七三、八三〇	四〇、七九五、三一三
同　下半期	二五、〇〇六、五四〇	三、三三〇、〇〇〇	六、九七八、二八一	四九〇、八四六	一〇、〇一六、一五〇	五八〇、三〇七	一三五、一七二	四六、四一七、二九五

大正元年	上半期	二四、五三九、三〇〇円	六、二二〇、〇〇〇円	一〇、三三二、三三七円	五一四、三七二円	一〇、〇三四、六五〇円	四三一、三四六円	一六三、六九八円	五二、二二四、七〇三円
	下半期	二五、五五〇、四〇〇	四、五七三、五九六	一四、一六九、八七八	五三六、六三六	一〇、〇六三、四七一	—	二一一、四〇三	五五、一〇五、三八五
同　二年	上半期	一九、五八七、七九〇	四、三二八、五九五	三一、六二七、一五〇	四六四、〇八四	一〇、〇九三、四六五	六六五、二三四	二三三、一八七	五七、八九九、五〇五
	下半期	二五、六九三、二六〇	四、二三六、二三〇	二〇、八〇一、九二五	六二六、六六八	一〇、一三九、八四五	四〇六、七八三	二六〇、三三〇	六二、一五五、〇四二
同　三年	上半期	一九、四七〇、〇五〇	六、一七七、八四八	一八、三九六、六三五	六六六、二四三	一〇、一八八、三四二	三八三、六五七	四三六、六五八	五五、七一九、四三四
	下半期	二一、八五〇、三七〇	六、一八九、三八〇	一七、五九八、五〇三	八八九、三五〇	一〇、二四七、一五八	五三三、三六二	五〇一、五七一	五七、七九九、六九四
同　四年	上半期	三三、三六〇、二三〇	六、二三〇、二九二	二〇、九一七、一九四	一、二二五、八七四	一〇、三一三、八二六	四六四、二五三	五三三、〇五七	六二、〇五四、七二五
	下半期	三四、三八七、五二〇	四、二六〇、三三八	一八、五八八、六〇〇	一、〇八七、五一六	一〇、三九一、一四三	八八六、二九四	五四二、八〇八	七〇、一四四、二三〇
同　五年	上半期	二九、一八三、三一〇	四、二三六、九一九	二三、八二九、八六五	七四〇、一六三	一〇、四五二、五一六	七〇八、四四三	五八一、八九七	六九、七三三、一二五
	下半期	四六、七三三、三五〇	四、四五三、四八三	三三、〇三三、四〇九	二、三三五、〇〇四	一〇、五三五、一一八	一、二九一、四六三	六八三、八五三	九八、九五五、六八二
同　六年	上半期	三九、九九四、五〇〇	四、三四五、九一八	四七、五三三、一九八	一、七四一、八六三	二一、五六六、四六三	一、〇一二、〇六八	八〇〇、三八三	一一六、九九四、三九三
	下半期	六八、一九八、三六九	四、五八五、一〇三	八八、四一三、三七二	四、二八三、三八三	二一、七〇三、九三〇	二、八四一、三五八	一、一三七、二〇〇	一九一、一六一、七一七
同　七年	上半期	六三、三三三、八一七	六、三五三、八〇〇	一三四、九九八、七九〇	二、五〇七、一三八	二一、九二七、三六八	三、三九三、七〇六	一、五五〇、七〇七	二二四、〇五五、三三九
	下半期	一一六、六〇八、四六〇	一三、四四九、三七八	二二八、九六〇、一四九	三、八〇五、二七三	四三、七二〇、七九二	一四、五〇二、七五五	二、〇一四、三二八	四一三、〇六一、一三五
同　八年	上半期	一〇四、〇七九、九二八	四一、三八二、五五七	一八五、六三五、三八七	一七、五九七、七二五	四四、二六八、五一五	三七、三五四、二二二	二、三四九、五五八	四三二、六六七、八九四
	下半期	一六五、二九九、一四九	八九、一八四、四二四	一九四、三〇〇、八〇〇	七、九九〇、六三三	四四、八七六、七四九	八五、五三九、五八五	二、八七六、〇三三	五九〇、〇六七、三六四
同　九年	上半期	一〇九、八一七、九三〇	九四、八九四、五三二	一七八、五七三、四五六	三、七一七、六三六	八六、七〇五、八三三	四四、六二九、七六九	三、六九三、三一〇	五三二、〇三三、五四九
	下半期	一一五、六一二、一六五	七一、五七〇、二二七	一七一、七三四、八五三	三、二〇九、六一四	八七、七二一、九五七	五三、一一三、六九二	四、〇六五、六三九	五〇七、〇三八、一一五
同　一〇年	上半期	九九、七九二、八三三	六九、四六八、六五六	一七一、六四七、五九五	四、七七〇、七三一	八八、六二〇、四四三	六六、五三六、一〇九	四、〇四一、二九六	五〇四、八七七、六六五
	下半期	一三七、六一一、五五九	九二、七七七、〇二六	一六二、九四七、九六二	七、七七三、八二〇	八九、五二〇、〇九三	一〇六、〇三九、一二四	四、〇四三、一五九	六〇〇、七〇一、七四五
同　一一年	上半期	九六、一七三、五三七	八〇、一四〇、八一六	一五二、七二六、五四五	七、三八五、八四〇	九〇、三八七、六七二	九八、六七六、〇三三	二、九二九、九五六	五二八、四一九、三九三
	下半期	一〇一、六五八、二四五	一〇五、四八六、四七八	一六〇、五五七、一五七	五、六九九、〇八三	九〇、六三七、三五五	九八、〇三五、四五〇	二、九三七、七〇〇	五六五、〇〇一、四七〇
同　一二年	上半期	八九、八二八、一九五	一三一、一七四、六八二	一七五、六四〇、一七六	九、五〇五、七五三	九〇、八九九、一一四	九五、六一五、九八五	二、八三九、八五五	五八五、五〇三、八六三
	下半期	一一〇、七五〇、五二一	一八一、四四二、三五八	一六三、一四九、三九一	八、五〇四、九二二	九一、一五九、五三一	一〇三、五二五、三六四	一、六七五、〇〇〇	六六〇、二〇七、〇七八

大正一三年	上半期	八三、九二四、八四八	一五三、二九一、〇二二	一九九、三四四、〇四三	四、七〇六、五六八	九一、三六一、四四二	五五、一九八、六九三	一、六五五、〇〇〇	五八九、四八一、六一九
	下半期	一三九、五六四、三三五	一四〇、八七六、八八六	二〇四、六二三、五七二	四、六二八、七三五	九一、五四二、二三四	七一、三五〇、三四〇	一、六三九、四二七	六四四、二二五、五三三
同　一四年	上半期	九四、八四二、〇六一	一七〇、四七六、七四一	一五八、〇七二、一七〇	四、六六三、六八五	九一、七一三、四八五	七五、一八八、四九二	—	五九四、九五六、六三五
	下半期	一二〇、八九八、〇九八	一八八、四九八、二六四	一三二、七三六、五四六	五、一六一、六三四	四〇、九九六、二九九	五八、〇八六、六三一	六三一、〇三七	五四七、〇〇八、五一一
昭和元年	上半期	八〇、〇六七、〇〇九	二〇一、五九三、七二一	一四七、九四〇、四二六	八、三六二、一八〇	四〇、八七〇、四一三	四三、〇一七、五一八	七六八、四九一	五三二、六一九、七四九
	下半期	一一一、二七八、六五二	二二四、三三八、六六八	一三五、八七〇、七五四	六、六五七、九五五	四〇、九五三、一〇六	五〇、五八三、六〇六	八二八、三四四	五六〇、五二一、〇八九

（備　考）一、株主勘定中には資本金・新株割增金・諸積立金・仕拂未濟配當金を合算す。
二、發行券中には銀行券・仕拂手形振出高を合算す。
三、借用金中には政府貸下金・借入金・再割引手形・コールマネー・仕拂爲替手形を合算す。
四、他店借中には松田銀行部より借を合算す。
五、各種勘定中には賣爲替・本支店未達・仕拂承諾・預り有價證券・假受金を合算す。但し明治四十五年上半期以前に於ては仕拂手形振出高・仕拂爲替手形・支拂未濟配當金・賣爲替・本支店未達勘定を合算す。
六、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

第二節　政府關係事務

第一款　國庫事務

第一項　朝鮮に於ける國庫事務

朝鮮に於ける帝國政府の國庫事務に就ては、日清・日露兩戰役に際し一時臨時中央金庫派出所を設置したる場合を除き、金庫の常置を見るに至りしは明治三十九年七月京城に本金庫を創設し、日本銀

行の委託を受け第一銀行の之に當りたるを以て最初と爲し、其の後韓國銀行の創立と共に、同行は第一銀行の受託事務を繼承したるものなり。當時は京城本金庫の外、同行の支店出張所中開城及馬山を除く十箇所に所屬支金庫を置き、主として統監府及駐箚軍の歳入歳出を取扱ひたるに過ぎざりしも、明治四十三年の日韓併合に依り、舊韓國政府の歳計を擧げて帝國會計に編入せられたる結果、其の事務俄然膨脹し、同年十月舊韓國政府の國庫事務を引繼ぐと同時に、舊韓國政府金庫所在地たりし公洲外十二箇所に帝國政府の支金庫を增設することと爲し、此等舊韓國政府の金庫事務を取扱ひたる韓國銀行の代理店をして、新に帝國金庫事務を取扱はしむるの契約を締結し、以て制度の急變に應じたり。而して金庫所在地外に於ける國庫金の取扱に關しては、夙に韓國時代より實施し來れる各地郵便局所を利用することとなり、卽ち併合後明治四十三年十月大藏省令を以て引續き之を踏襲するに決し、頗る好成績を收め得たり。而して當初其の取扱局所は金庫所在地外の郵便局及郵便取扱所に限り、又其の取扱種目は租稅受入金と歳出金拂渡及歳出定額戻入金の三種に限定したるも、明治四十三年四月より郵遞所以外の郵便局所をして國庫金中關稅金の出納保管事務を取扱ふことと爲し更に同年十月以降は總督府及所屬官署に屬する總ての歳入歳出金、竝に保管物取扱規程に依り金庫に寄託せらるる歳入歳出外の現金にも之を及ぼし、又其の取扱局所も金庫所在地外に於ける總ての郵便局所を包含せしむるものとし、以て本制度の利用を普からしめたり。

爾來總督府の施政方針確立を告げ、總督府特別會計の設定と共に、新豫算愈〻施行せられ、施設經營其の歩を進むるに從ひて政費次第に膨脹し、普通經費以外に事業費の增加著しきものあり、一面歳入も比年增加を見たるのみならず、海軍要港部の設置竝に大正四年帝國議會の協贊を經たる師團增設等の爲め、一般會計所屬の軍事費に於ても、右新營費及維持費等諸經費の增加を見、國庫金の出入頗る繁忙を加ふるに至れり。此の間朝鮮銀行は日本銀行代理店として、其の本支店及代理店をして鋭意金庫事務の取扱に當りたるが、大正十一年四月以降金庫制度は預金制度に改められたるを以て、從來の本支金庫は之を廢し、單に日本銀行代理店として國庫金の出納及政府有價證券の取扱事務に當り、以て大正末年に及びしものとす。

第二項　滿洲に於ける國庫事務

前に述べし如く、大正六年十一月政府は滿蒙に對する特殊金融機關の機能を統一し、根本的に我經濟の基礎を樹立すると共に徐に貨幣市場及貿易取引の秩序を整理するの目的を以て、先づ東洋拓殖株式會社法を改正して、滿蒙方面の起業資金供給の任に當らしめ、更に朝鮮銀行を一般商業金融の中心機關として專ら金建取引の需要に應ぜしむると同時に、橫濱正金銀行をして其の本然の職務たる爲替取引及貿易金融の調節に努力せしむることとせり。玆に於てか從來正金銀行が取扱の任に當りたる滿洲に於ける國庫金取扱事務は、大正七年一月一日以降朝鮮銀行に於て之を繼承することとなり、卽ち正金銀行の取扱ひ來れる大連本金庫は、大正六年十二月三十一日限り朝鮮銀行に移管せられ、同時に同金庫所屬の支金庫又は派出所として事務を取扱ひ來りし旅順・奉天・遼陽鐵嶺安東縣の五店も亦朝鮮銀行に於て引受け、此の內安東縣及奉天には從前設置の同行支店をして國庫事務を繼承せしめたるも、他の三地に對しては新に正金銀行の出張所を繼承し、以て金庫事務の取扱に當らしめたり。

又大正七年帝國の西比利亞出兵に際し、朝鮮銀行は軍隊に附屬して鐵道沿線に於ける主要地たる齊々哈爾・滿洲里・ハバロフスク・ブラゴウエシチエンスク・スバスカヤ・ニコリスク及北樺太亞港に各派出所を開設して、臨時國庫事務を取扱ひたることありしも、此等の派出所は後順次之を撤廢せり。

第二款　通貨事務

明治三十七年目賀田種太郎の韓國財政顧問に就任するや、先づ貨幣制度の改革を以て第一急務と爲し、卽ち貨幣整理部を置き第一銀行と契約を結びて之が事務取扱に當らしめ、以て舊貨幣の引揚及新貨幣の普及に努めたるが、韓國銀行の設立せらるるに及び、同行は金庫事務と共に之を第一銀行より繼承し、爾來專ら舊貨の回收及新貨の普及に努めたる結果、併合後に至り該事業は殆ど一段落を告ぐるの域に達したるを以て、明治四十四年二月末日限り貨幣整理部の閉鎖を見たり。而して當時同部に引上現存せる舊貨幣にして加工せるものは全部之を賣却處分し、加工せざる舊貨幣竝に未發行の新貨幣は之を京城本金庫に引繼ぎ、玆に全く舊韓國貨幣整理に關する事務の完了を告ぐるに至りしものとす。

又政府は併合後に至り、朝鮮に於ける本位貨及補助貨を總て帝國貨幣に依り統一するに決し、從來韓國貨幣條例に依り鑄造散布したる所謂貨幣は、爾來共の發行を停止すると共に、順次之が回收の方針を採り、一度金庫に收納せられたる同新貨幣は再び市場に拂出さざることとせり。而して他方帝國貨幣を普及せしむる必要あるを以て、明治四十四年十月以降補助貨散布資金として、國庫金中より帝國補助貨五十萬圓を朝鮮に預入し、更に同行をして之を各農工銀行竝に地方金融組合に分布せしめ、新貨幣の引揚に膺らしむると同時に、帝國貨幣の散布流通に努力せしめ、以て流通貨幣の一大整理を遂行し、財界の發展と相俟ち、大いに舊態を一新するに至れり。而して大正七年四月に至り愈〻帝國貨幣法を朝鮮に實施せらるるに及び、舊韓國貨幣の處分に關する法律を公布し、舊韓國貨幣條例に依り發行し、又は通用を認められたる貨幣は大正九年十二月末日限り流通を停止し、爾後五箇年間政府に於て之が引換に應ずることとなりたるを以て、朝鮮に於ける貨幣の統一は玆に其の方針を確立し整理事業に有終の美を濟さしむるの結果となれり。

以上に述べし通貨の整理又は普及に關する事務は、中央銀行たる朝鮮銀行が其の實際の取扱に當りたるものにして、玆に敢て再言を要せざる所なり。

第三款　國債の引受及政府貸上金

以上述べし如く朝鮮銀行は朝鮮に於ける中央銀行として、其の創立當初より國庫金出納事務竝に貨幣整理事務の取扱を委託せられ、政府財務の執行に多大の貢獻を爲し來りしが、他方此等の事務取扱に關聯して、國庫金貸越及貨幣整理資金貸越を爲すべき義務を負擔し、舊韓國銀行當時既に韓國政府に對し八百五十八萬五千餘圓（明治四十三年八月末現在）の貸上を爲したり。其の後併合と同時に此等の債務は帝國政府の繼承する所となり、次いで同四十四年三月法律第十八號を以て朝鮮事業公債法發布せられ、政府は五千六百萬圓を限り五十五年以內の期限を以て公債を發行し、又は三年以內の期限を以て借入金を爲し得ることとなり、尙ほ從來朝鮮に於ける事業費支辨の爲め負擔したる債務及本法に依る借入金の整理又は償還の爲め必要ある時は、同

じく公債又は借入金に財源を求め得ることとなれり。而も當時内外市場の狀勢は、新に公債の募集を容さざるものありしを以て、政府は鐵道及通信事業の擴張、港灣の修築、道路の開鑿等諸事業費の財源を朝鮮銀行の借入金に依るの方針に出で、仍ち同行は政府の希望に應じ、明治四十四年三月以降前後八回に亙りて二千八百九萬四千餘圓の貸上金を爲し、尙ほ其の後事業公債の募集に當りては率先之に應募し、以て必要なる資金の融通を幇け、緊急の施設に對し貢獻する所ありたり。爾後拓殖事業の進歩に伴ひ、益〻事業費の支出を必要とするに至りしを以て、大正五年三月、大正六年七月竝に大正七年三月の三回に亙りて、朝鮮事業公債法第三項に改正を加へ、同公債の發行限度を一億六千八百萬圓に擴張したるのみならず、更に釜山、元山等に於ける海關工事を始め、事業經營の規模年々擴大せられたると、大正八年度以後財政自立計畫立案の結果、臨時部歳入に於て一層公債募集金又は借入金の繰入を要するに至りたる關係上、翌八年三月更に該法律を改正して、結局公債借入金總額を一億七千八百萬圓に增大するに至れり。然れども朝鮮に於ける諸事業費は其の後比年累加の一途を辿るのみにして、益〻財源の擴張を必要としたるのみならず、大正十年には煙草專賣制度の實施せられ、之に伴ふ交付金及諸經費を他に求めざるを得ざるが如き事情ありたりたるを以て、旁〻公債の發行限度は大正九年七月二億六百五十萬圓に、同十年四月二億三千六十萬圓に增額し、尋いで大正十一年三月三億四千四百八十萬圓に、翌十二年三月更に三億九千三百七十萬圓に擴張せられたり。而して此の間朝鮮銀行は大正十年十一月五百五十萬圓の貸上を爲し、其の貸上金總額は前後總計三千三百五十九萬餘圓に達せり。

右の外又政府は韓國併合に際し、舊韓國二皇族に對し一時各八十四萬圓の恩賜公債を公付し、之と同時に榮爵を授けられたる朝鮮貴族七十六名を初め、功勞者及其の遺族、舊韓國政府の官吏等三千六百四十五人に對し恩賜金を配付せしが、其の總額六百七十九萬圓に達したるのみならず、其の他賑恤、表彰等數萬人に亙りて賜金の恩典を與へ、又教育の奬勵、産業の振興を圖らんが爲め、臨時恩賜金一千七百三十九萬八千圓を右事業の基金として十三道三百二十有餘の府郡に分配し、明治四十三年十月訓令第四十六號に依り、其の利子金額の五分の三は兩班、儒生其の他恒産なき者に對する簡易なる授産の費に供し、其の他の五分の一五は教育費の補助に、五分の〇五は凶歉救濟費の財源に充てしむるの法を講じ、以て愛撫の實を擧げ、永く治平の恩に浴せしむることを期せり。其の結果此等臨時恩賜金の費に充つる爲め、政府は明治四十三年八月緊急勅令を以て、三千萬圓を限り五分利付國債を發する旨を公布し、翌四十四年五月迄に現に發行したるもの二千六百二十一萬八千百圓に達し、内二千五百六十八萬二千二百圓を記名、五十三萬五千九百圓を無記名とし、之を十二府三百十七郡八萬七千餘人に下付したり。而して此等の恩賜公債は受領者又は相續人にして朝鮮總督の認可を得て之を賣却せんとする者あるときは、額面價格を以て朝鮮銀行之を買收すべき旨明治四十三年十一月告示第四十號に依り公示せられたり。茲に於てか、買上を希望する者續出し、同行仍ち之が買收の任に當りたる結果、該公債の所有額最高六百四十四萬圓の多きに達せり。

朝鮮銀行政府貸上金累年表

年次	上半期			下半期		
	總貸出高	現在高		總貸出高	現在高	
明治四四	二、〇九四、六七七円	二、〇九四、六七七円	一年總貸出高	四、五九四、六七七円	四、五九四、六七七円	一年總貸出高

大正元	？円	一二、〇九四、六七七円	一四、五九四、六七七円	一〇、〇九四、六七七円	七、〇九四、六七七円
同二	一六、〇九四、六七七	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	一六、〇九四、六七七
同三	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
同四	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
同五	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
同六	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
同七	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
同八	一一、〇〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
同九	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇
同一〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇
同一一	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	—	一〇、五〇〇、〇〇〇

第三節　銀行券

朝鮮に於ては朝鮮銀行設立前に於て韓國銀行の發行せる銀行券あり、更に韓國銀行の創立前には我第一銀行の發行せる銀行券あり、此等は何れも朝鮮銀行法制定の結果朝鮮銀行に就て發行せしものと看做されたり。從て玆に朝鮮銀行券に就て述ぶるに當り、聊か其の來歷に關し說述する所なかるべからず。

第一款　韓國に於ける第一銀行券

明治十六年十月、第一國立銀行は朝鮮政府と海關稅取扱條約を締結して手形の發行を爲さんことを大藏省に願出たり。依て大藏省は此の請願を審按したる結果、持參人拂の振出手形は流通最も便利にして、各銀行猥りに之が發行を爲すに至りては、紙幣同樣の結果を生じ、危險少からざるが故に、內地に於ては夙に一般に禁止する所なりと雖も、本願の如きは在外支店の發行に係り、各行之に倣ふの患なく、且海外貿易上の利便蓋し亦尠しとせざるを以て、特に同年十一月七日を以て之を許可したり。今其の條約の全文を揭ぐれば左の如し。

第一條　朝鮮國通商三港卽チ仁川・釜山・元山ノ海關ヘ納ムル所ノ稅金手數料罰金等ハ都テ右三港ニ在ル第一國立銀行支店又ハ分店ニ於テ稅務司ノ指揮ニ從テ之ヲ取扱フヘシ

第二條　右ノ取扱ヲ爲スニ就テハ朝鮮政府ニ於テハ右三港海關ニ納ムヘキ稅金手數料罰金等ハ都テ第一國立銀行支店又ハ分店ニ納付シ該銀行ノ預リ手形ヲ以テ海關ヘ納付スヘキコトヲ各國人ヘ布達スヘシ

第三條　第一國立銀行支店又ハ分店ハ右ノ稅金手數料罰金等ヲ各國人民ヨリ收受セハ其金額ニ相當スル預リ手形ヲ發付スヘシ

第四條　右ノ手形ハ極メテ精密ナル印刷法ヲ以テ勉メテ贋造ノ弊ヲ防キ其見本印影手鑑等ヲ前以テ稅務司ニ差出シ置クヘキニ付稅務司ニ於テハ其手形ノ紙質印影手鑑等ヲ鑑定シテ後之ヲ受取ルヘシ

但右手形鑑定ノ爲メ稅務司ノ望ミニヨリテハ當分ノ中第一國立銀行ヨリ一人宛ヲ海關ヘ派出スヘシ尤モ右派出ニ係ル費用ハ稅務司ヨリ之ヲ支給スヘシ

第五條　右ノ稅金手數料罰金等ハ朝鮮國通商章程ニ照シ朝鮮銅錢ヲ以テ之ヲ受取ルヘシ故ニ若シ各國人民ノ都合ヲ以テ日本銀貨又ハ「メキシコ」銀ヲ納ムルトモ第一國立銀行支店又ハ分店ニ於テ時價ヲ以テ之ヲ買取リ更ニ朝鮮銅錢ヲ以テ其上納ニ充テシメ其手形面ハ都テ銅錢ヲ記入スヘシ

第六條　海關ニ於テ各國人民ヨリ受取リタル第一國立銀行支店又ハ分店ノ手形ハ十日每ニ之ヲ取纏メ該銀行ヘ交付シ該銀行ニ於テハ其手形ノ枚數及ヒ金額ヲ調査シテ豫テ調製セル通帳ニ登記シ押印ノ上海關ニ

納ムヘシ

第七條　右ノ手續ヲ以テ第一國立銀行支店又ハ分店ヘ預リタル稅金手數料罰金等ハ二箇月毎ニ朝鮮銅錢ヲ以テ海關ヘ納付シ第六條ノ通帳ハ稅務司ノ受取印ヲ受ケ置クヘシ

但稅務司ノ望ミニヨリ此ノ銅錢ヲ以テ日本銀貨又ハ「メキシコ」銀ニ交換セント欲セハ第一國立銀行ハ其望ミニ應シ其日ノ時價ヲ以テ之ヲ賣上クヘシ

第八條　若シ第一國立銀行支店又ハ分店ニ於テ受取リタル稅金手數料罰金等ノ中贋造物又ハ不足等アルモ都テ該銀行ニ於テ之ヲ負擔シテ海關ニ關係ナカルヘシ又海關ニ於テ受取リタル該銀行手形ノ中贋造ノモノアルモ均シク海關ニ於テ之ヲ負擔シテ第一國立銀行支店又ハ分店ニ關係ナカルヘシ

第九條　若シ意外ノ事變アリテ第一國立銀行支店又ハ分店ハ其收受シタル稅金手數料罰金等ヲ保護シ能ハスト思惟スル時ハ速ニ海關ニ報導シテ其ノ保護ヲ乞フヘシ而シテ其ノ報導ヲ爲スモ海關ニ於テ保護ノ途ヲ盡ササルカ又ハ其ノ保護未タ及ハサルノ時間ニ於テ稅金手數料罰金等ヲ損害スル時ハ第一國立銀行支店又ハ分店ニ於テ可及的防禦ヲ盡シタル事實鮮明ナルニ於テハ其ノ保護ノ責ヲ免カルルヲ得ヘシ

第十條　朝鮮政府ハ此海關稅金手數料罰金等ノ受取方ヲ第一國立銀行ヘ附託スルニ付其ノ手數料トシテ附託高千分ノ二分五厘ヲ第一國立銀行ヘ附與スヘシ而シテ此手數料ハ每年兩度卽チ日本曆五月ト十一月トニ於テ其取扱高ニ割合ヒ之ヲ交付スヘシ

第十一條　此條款ヲ履行スル年限ハ向フ滿五箇年間ト定ムヘシ若シ期限中海關又ハ第一國立銀行支店分店ノ都合ニヨリテ之ヲ改正增補セント欲スル時ハ三箇月前ニ其事ヲ一方ニ通知シ朝鮮政府及ヒ第一國立銀行本店ニ稟議シテ後之ヲ更正スルヲ得ヘシ

第十二條　海關稅務司又ハ第一國立銀行支店分店ニ於テ若シ前ニ揭載スル條款ニ背戻シタル一方ハ其損害ヲ辨償スルノ義務アルヘシ又朝鮮政府又ハ第一國立銀行ニ於テ期限中此條款ヲ廢停セント欲スルトキハ一方ニ於テ滿足スヘキ丈ケノ費用賠償ヲ爲スニ於テハ之ヲ中廢スルヲ得ヘシ

但第一國立銀行ニ於テ萬一營業ノ都合ニヨリテ朝鮮各港ノ支店分店ヲ閉鎖スルコトアルニ於テハ此限ニアラス

爾來第一國立銀行は本條約に據りて朝鮮國海關稅取扱を繼續し、仁川・釜山・元山（但し二十九年九月より長崎第十八國立銀行支店に代理事務囑託）・木浦の各開港場に於て此の事務を處辨せり。尤も明治二十六年以降は手形の發行を停め專ら現金の取扱を爲したり。

爾來我邦と韓國との貿易は著しく進歩し、明治三十三年に至りては輸出入の總高一千八百餘萬圓に上りしが、第一銀行は海關稅の出納を取扱ひ來りたるのみならず、韓國政府に對し時々資金を調達し、其の財政をも裨補せり。是を以て第一銀行は、在韓國支店に於て引換ふべき無記名式一覽拂の銀行券を發行せんことを願出で、明治三十四年十月二十一日を以て認許を得、券面壹圓・五圓・拾圓の三種とし、同三十五年五月初めて發行を試みたり。勿論之が發行方に就ては、金融上至大の關係を有し彼我貿易上にも影響すること尠からざるを以て、政府は特に在韓國領事をして、嚴密に之を監督せしめたり。同年十月に至り韓國政府は該一覽拂券の流通を禁止したるも、我在韓公使の斡旋により、翌三十六年一月之が禁止を撤回せしめたるのみならず、進で流通の便法を求め、內外商人をして、故障なく通用せしむることと爲したりき。蓋し當時韓國の幣政は頗る不確實にして屢、貨幣市場の激變を來すこと尠からざりしかば、我國は此の如き被害を避くるが爲めの自衞策として、在韓國銀行中信用鞏固なる第一銀行の發行券に、特別の便宜を與へたるものなり。而も一覽拂券の流通は固より發行銀行の信用如何に存し、單に政府の保護のみに依賴すべからざるは論を俟たざる所なるを以て、第一銀行に於ては銀行券の信用保持上第一に交換力の充實を圖

り、第二に濫發の弊に陷らざる様周密の注意を爲さざる可からず。而して其の方法としては發行高の最高限度、支拂準備の比例、交換の方法及豫備券・回收券・損傷券の出納及保管等に就き愼重の注意を爲すことを必要とし、萬一自己の不注意より銀行券の信用を失墜するが如きことあらんか、啻に銀行自身の損害たるに止まらず、延いて帝國の威信に影響を及ぼすの虞なしとせざるなり。玆に於てか政府は第一銀行をして特に銀行券規則を制定せしめて之が發行に遺漏なきを期することとせり。試みに明治三十六年七月三日を以て認許を與へたる該規則の要點を摘記すれば左の如し。

（一）準備金は金銀貨及日本銀行兌換券を正貨準備とし、公債證書・商業手形及政府證券（韓國の分共）を保證準備とすること。

（二）發行高に對し同額の準備を置くこと。但發行高百萬圓迄は三分の二を正貨準備とし、百萬圓以上は半額を正貨準備とし、其の他は保證準備を置くべきこと。而して保證準備の準備價格は大藏大臣の認可を受くべきこと。

（三）發行高は各支店を通じて五百萬圓を限度とすること。但右の制限を超過して發行の必要ある場合には大藏大臣の認可を受くべきこと。

（四）準備金中正貨準備は韓國各支店出張所に於て、保證準備は京城支店に於て保管すること。

（五）銀行券には時效を付せず、永久兌換の義務あるものとす。

（六）損傷又は滅失したる銀行券は、銀行の信用上便宜の方法を設け無手數料にて引換ふること。

（七）豫備券・回收券・損傷券の出納及保管は主任者の責任を明確にし取扱を嚴にすること。

（八）銀行券の發行及準備に就ては、各支店出張所の分共京城支店に取纏め、在韓帝國公使に報告すること。

次で明治三十七年二月二十七日經濟界の必要に依り、拾錢・貳拾錢・五拾錢の小額券發行の件を認許したり。

而して斯の如く一方に於て本邦銀行事業の漸次海外に發展すると共に、他方に於ては當該國の經濟事情又は商工業の習慣に依り、臨時便宜の規定を設くるの必要あるに至りしを以て、政府は第二十一回帝國議會の協賛を經て、明治三十八年三月法律第四十七號を以て「外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件」を公布し、外國に於て銀行業を營むものに付ては勅令を以て特別の規程を設け、之に準據せしむることを得るものと爲し、而して之に基きて同月勅令第七十三號を以て、左の如く「株式會社第一銀行ノ韓國ニ於ケル業務ニ關スル件」を定めたり。

勅令第七十三號（明治三十八年三月二十四日）

第一條　株式會社第一銀行ノ韓國ニ於ケル業務ハ外務大臣及大藏大臣ノ監督ニ屬ス

第二條　株式會社第一銀行ハ韓國貨幣整理事務、韓國官金取扱及銀行券發行ニ關スル業務ニ付テハ韓國京城ニ設置シタル支店ヲ以テ韓國總支店ト爲シ韓國各支店、出張所及代理店ヲ總轄セシムヘシ

第三條　株式會社第一銀行ハ支店、出張所若ハ代理店ヲ韓國ニ設置シ又ハ之ヲ廢止セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ株式會社第一銀行ニ命シテ韓國ニ支店又ハ出張所ヲ設置セシムルコトヲ得

第四條　株式會社第一銀行ハ韓國ニ於テ營ム業務ノ爲ニ特ニ資本金額ヲ定メテ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　株式會社第一銀行ハ韓國各支店及出張所ニ於テ營ムヘキ業務ノ種類及方法ヲ定メテ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　株式會社第一銀行ハ每營業年度韓國各支店出張所ノ損益勘定ヲ集計シ其ノ總益金ヨリ總損金ヲ差引タル利益金ノ二十分ノ一以上ヲ少クトモ韓國ニ於ケル營業資本金ノ半額ニ達スル迄積立テ特別準備金

トシテ京城支店ニ備ヘ置クヘシ

第七條　株式會社第一銀行ハ韓國ニ於テ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スヘキ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第八條　株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ韓國各支店及出張所ニ於テ營業時間中何時ニテモ通貨ヲ以テ引換フヘシ但シ京城以外ノ支店及出張所ニ於テハ京城支店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　株式會社第一銀行京城支店ハ韓國ニ於ケル其ノ銀行券發行總高ニ對シ同額ノ金貨、金銀地金及日本銀行兌換銀行券ヲ置キ其ノ引換準備ニ充ツヘシ但シ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

前項準備ニ依ルノ外株式會社第一銀行ハ一千萬圓ヲ限リ國債證券、商業手形其ノ他確實ナル證券ヲ保證トシテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ準備價格ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

經濟上ノ景況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ノ特ニ指定スル條件ニ依リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ韓國貨幣整理ノ經過又ハ金融ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ銀行券ノ種類及發行高ヲ制限スルコトヲ得

第十條　銀行券ノ樣式及種類ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　銀行券ノ所有者ハ韓國ニ於ケル株式會社第一銀行ノ財產ニ付先取特權ヲ有ス

第十二條　株式會社第一銀行カ韓國政府ト契約ヲ締結シ又ハ韓國政府ヨリ特許特權ヲ受ケムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條　主務大臣ハ株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ營ム業務ニ關シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ韓國各支店、出張所及代理店ノ金庫、券書庫、帳簿其ノ他ノ文書ヲ檢查シ又ハ諸般ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ營ム貸付、割引ノ金額及方法又ハ其ノ利子歩合其ノ他爲替料等ニ關シ相當ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十五條　主務大臣ハ株式會社第一銀行監理官ヲ置ク

監理官ハ主務大臣ノ指揮ヲ承ケ株式會社第一銀行韓國各支店、出張所及代理店ノ業務ヲ監視ス

第十六條　株式會社第一銀行監理官ハ何時ニテモ株式會社第一銀行韓國各支店、出張所及代理店ノ金庫、券書庫、帳簿其ノ他ノ文書ヲ檢查シ又ハ諸般ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

第十七條　株式會社第一銀行ハ銀行券ノ發行額及引換準備ニ關スル平均高表ヲ公告スヘシ公告ノ方法ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十八條　株式會社第一銀行ノ定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條　株式會社第一銀行ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ

第二十條　主務大臣ハ株式會社第一銀行カ法令又ハ定款ニ背戻シ若ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキハ役員ノ更任ヲ命シ、認可ヲ取消シ又ハ韓國ニ於テ營ム業務ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命スルコトヲ得

附　則

本令施行前株式會社第一銀行カ韓國ニ於テ發行シタル銀行券ハ本令ニ依リテ發行シタルモノト看做ス

蓋し韓國の財政を整理し、金融を圓滑にし、日韓貿易を發達せしめ、以て利權を擴張することは、當時我國の頗る急務とする所なりしが、第一銀行は韓國に於て業務を營み、營業の基礎既に成て信用亦廣く、右の如き目的を達せんとせば、同行をしてその機關たらしむるの最も便宜なるものありしを以てなり。而して第一銀行は該勅令の趣旨を奉じて、韓國に開設する支店出張所の件、韓國に於て營む業務の資本總額の內特に三百萬圓を以て其の資本金と定むる件、韓國に於て營む業務の種類及其の方

法の件、韓國に於て發行する銀行券の保證準備に充つべき有價證券の保證價格の件、韓國に於て現在發行せる銀行券の種類の件、韓國貨幣整理事務取扱及韓國貨幣整理資金貸上に關し韓國政府と締結せし契約の件、韓國政府に對する貸付金の件、定款の件、韓國海關稅取扱に關し韓國政府と締結せし契約の件等に就きて同年三月三十日認許を得、又同日銀行券及其の發行準備取扱順序の認可を得たり。

既にして明治四十二年六月韓國中央銀行たる韓國銀行の設立決定せらるるや、同國政府と第一銀行との間に協定を遂げ、又同年七月我政府は韓國政府と韓國中央銀行に關する協約を締結したるが今韓國政府と第一銀行との協定中、銀行券に關する要項を擧げんに、韓國中央銀行は第一銀行發行の銀行券銷却の義務を承繼し、第一銀行は正貨準備を無償にて韓國中央銀行に引渡し、保證準備發行額に就ては、二十箇年の期限を以て韓國中央銀行へ年賦償還するものにして、同年十一月韓國銀行の開設せらるるに及び、同月二十日を以て其の引繼を完了したり。斯くて此等の第一銀行券は韓國銀行條例第四十八條の規定に依り、韓國銀行に於て發行したるものと看做されたり。今第一銀行が當初以來明治四十二年十一月韓國銀行に引繼迄に發行したる銀行券の數額を示せば左の如し。

第一銀行發行銀行券累年表

期	永	總發行高	保證準備			
			正貨		計	
明治三十五年五月末		一四、三三二円	一四、七四三円		一四、七四三円	
同　年六月末		五二、八三五	五三、四七一		五三、四七一	
同　年十二月末		七〇三、三五八	四六一、四八〇		四六一、四八〇	
同　三十六年六月末		五八〇、三一八	五一四、〇九五		五一四、〇九五	
同　年十二月末		七四四、三二六	六二四、七〇〇		八九一、七〇〇	
同　三十七年六月末		一、七八五、〇五三	一、三三六、〇〇〇		一、九五三、〇〇〇	
同　年十二月末		三、三七一、八一七	一、九二一、〇〇〇		三、七四一、〇〇〇	
同　三十八年六月末		六、〇六八、八三二	二、五〇〇、〇〇〇		六、〇六八、八三二	
同　年十二月末		八、一二五、二六七	二、八二八、〇〇〇		八、七〇六、〇〇〇	
同　三十九年六月末		五、五五一、八八七	二、四五一、〇〇〇		六、七七九、〇〇〇	
同　年十二月末		九、二二四、四〇〇	三、二六六、〇〇〇		九、二二四、四〇〇	
同　四十年六月末		九、五七六、九〇〇	三、三八六、〇〇〇		九、五七六、九〇〇	
同　年十二月末		一二、八〇五、三〇〇	四、五八二、五〇六		八、二二二、七九四	
同　四十一年六月末		八、九一四、六〇〇	三、一六〇、〇〇〇		五、九二九、六〇〇	
同　年十二月末		一〇、三八五、九〇〇	三、五〇四、六七三		六、八八一、二二七	
同　四十二年六月末		一〇、〇五一、一〇〇	三、三六〇、〇〇〇		六、六九一、一〇〇	
同　年十一月二十日		一一、八三三、一二八	三、九四四、三七六		七、八八八、九六五	

尙韓國銀行は第一銀行の業務を引繼後自行の銀行券を發行し、以て四十四年朝鮮銀行の開設の時に至りしが、之が發行額等に就ては朝鮮銀行券の部を參照すべし。

第二款　朝鮮銀行券

第一項　發行の制度

明治四十四年朝鮮銀行法發布せられ、韓國銀行の業務を之に引繼ぐに及び、同銀行法第四十五條に

依り韓國銀行の發行したる韓國銀行券及其の發行と看做したる第一銀行の銀行券は、何れも朝鮮銀行に於て發行したるものと看做さるるに至れり。朝鮮銀行券の發行制度は所謂屈伸制限法にして卽ち正貨を準備として銀行券を發行するの外、一定限度の保證準備發行を許可せられ、尙ほ必要に應じ朝鮮總督(後に大藏大臣、以下同じ)の認可を受けて制限外發行を爲すことを得るものなり。而して朝鮮銀行法制定當時は保證準備發行限度を三千萬圓、銀行券の通用區域を朝鮮總督府管轄地域內と定められしが、大正六年十一月勅令第二百十七號を以て、其の通用區域を關東州及南滿洲鐵道附屬地に及ぼし、更に翌七年四月法律第二十八號を以て朝鮮銀行法中を改正して、保證發行の限度を五千萬圓に擴張したり。試に朝鮮銀行法に依り同銀行券の發行制度を見るに、凡そ銀行券の樣式及種類に關しては朝鮮總督の認可を受くべく、發行銀行券に關しては、本店及支店に於て營業時間中何時にても金貨又は日本銀行兌換券と引換ふることを以て原則と爲す。銀行券の發行高に對しては同額の金貨・地金銀又は日本銀行兌換券を置きて其の仕拂準備總額の四分の一を超過することを得ず。而して準備發行の外保證發行を爲す場合には、國債證券其の他確實なる證券又は商業手形を以て之が保證に充て、更に朝鮮總督の認可を得て制限外の保證發行を爲す場合には、政府の命ずる所に依り、其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合を以て發行稅を納付することを要す。又銀行券の製造・發行・損券引換及銷却等の手續は朝鮮總督之を定むるものとす。依て明治四十四年十一月朝鮮總督は右の規定に依り、府令第百四十六號を以て「朝鮮銀行券ノ製造發行損券引換及銷却等ノ手續」(明治四十四年十一月二十九日朝鮮總督府令第百四十六號)を公布し、以て同銀行券の發行に關する細部規定を設けたり。次の如し。

朝鮮銀行券ノ製造發行損券引換及銷却等ノ手續

第一條　朝鮮銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、百圓ノ四種トス

第二條　朝鮮銀行券ノ番號ハ一記號毎ニ九十萬トス

第三條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ樣式ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　朝鮮銀行前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ銀行券ノ樣式ヲ發行期日ヨリ少クモ一月前ニ公告スヘシ

第五條　朝鮮銀行銀行券ヲ製造セムトスルトキハ各種類毎ニ其ノ需要額ヲ見積リ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第六條　朝鮮銀行ハ銀行券ノ製造高發行高竝仕拂準備及保證ニ關スル出納日報ヲ製シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第七條　銀行券ノ發行及還收ニ關シテハ特ニ朝鮮銀行監理官ヲシテ之ヲ監督セシムヘシ

第八條　金貨又ハ日本銀行兌換券ヲ銀行券ニ引換ヘムコトヲ請フ者アルトキハ朝鮮銀行本店及朝鮮ニ在ル支店ハ無手數料ニテ之ヲ交換スヘシ

第九條　銀行券ノ汚染、毀損ニ依リ通用シ難キモノハ朝鮮銀行本店及朝鮮ニ在ル支店ニ於テ左ノ各號ノ標準ニ依リ無手數料ニテ之ヲ引換フヘシ

一　表裏兩面ヲ具備シタル銀行券ニシテ其三分ノ二以上ヲ存スルモノハ券面金額ノ全額、五分ノ二以上ヲ存スルモノハ券面金額ノ半額

二　分裂シタル細片ナリト雖之ヲ接續シテ同一銀行券ノ紙片ナルコトヲ認メ得ヘキモノハ前號ニ準ス

第十條　銀行券ノ紙質、色彩ノ變化又ハ其ノ他ノ源因ニ依リ眞僞鑑別シ難キモノハ前條第一號若ハ第二號ニ該當スルモノト雖其ノ引換ヲ行ハス

第十一條　銀行券ノ銷却ハ燒棄方法ニ依リ朝鮮銀行總裁之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　本手續ニ關スル細則ハ朝鮮銀行總裁之ヲ定メ朝鮮銀行監理官立會ノ上之ヲ執行ス

第十三條　第九條以下ノ規定ハ朝鮮銀行ニ於テ發行シタルモノト看做シタル韓國銀行券及株式會社第一銀

行券ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次で大正十三年七月法律第二十一號を以て、朝鮮銀行法中改正せられ、爾後同行營業の直接大藏大臣の監督下に置かるるに及び、同年八月大藏大臣達を以て右の手續は改めて大藏大臣より下達せられたり。されど規定の全文は從來『朝鮮總督』とありたるものを『大藏大臣』と改めたる以外、何等變更を加ふることなかりしものとす。

第二項　發行及流通

斯くて朝鮮銀行は前述の規程に基き韓國銀行に引續き每年銀行券の發行を行ひしが、業務の進展に伴ひ銀行券の發行高は比年增加し、鮮滿兩地を通じて圓滿なる流通を見るに至りたるのみならず世界大戰以後は西比利亞及山東省に迄及び、其の流通範圍は益〻廣汎ならんとするに至れり。之を創業以來の實績に徵するに、明治四十二年韓國銀行が第一銀行より引繼ぎたる銀行券の金額は一千百八十餘萬圓なりしが、同年末には一千三百四十三萬九千七百圓に上り、尋いで明治四十三年下半期末には二千萬圓の新記錄を作り、引續き同四十四年及大正元年には二千五百萬圓臺に上り、其の後三年間は一進一退の形勢を持續したりしが、大正四年下半期末に於て俄然三千四百萬圓に達し、爾來發行高は急激なる增進を示せり。卽ち大正五年下半期には四千六百萬圓に上り、更に大正六年下半期に入るや、其の發行高益〻增進して十二月末には六千七百萬圓に達し、此の內八百六十萬圓の制限外發行

を見たるが如きは、將に同行創立以來の新例に屬す。尋いで大正七年には未曾有の激增を示し、年末に至るや一億一千五百五十餘萬圓の巨額に上り、內制限外發行額一千七百六十萬圓に達せり。又大正八年に入り其の上半期は從來の例として一時多少の收縮を示したるも、期末再び增加して一億二百七十餘萬圓（內制限外一千八百三十萬圓）となり、下半期に入り益〻增加の趨勢を呈せり。

朝鮮銀行券の此の如き膨脹を示したる所以は、朝鮮の開發、財界の進步に職由する所多しと雖も、又大正二年同行が滿蒙の主要地に支店出張所の設置を開始したる以來、此の方面に於ける流通高逐年增進を加へ、特に後述する如く大正六年十一月政府が朝鮮銀行券を以て關東州及南滿洲鐵道附屬地一帶に於ける法貨と爲し、橫濱正金銀行發行の金券を統一せしめしより、日支人間に於ける信用一段の重きを加へたると、時局以來南滿洲蒙古のみならず、北滿洲西比利亞及山東省に於て邦貨建取引の益〻增加したる結果、同方面に流通せる朝鮮銀行券多額に上りたるに因らずんばあらず。加之大正四年以降世界の一大變局に遭遇し、財界未曾有の殷賑を極めたる爲め、信用の膨脹、取引の增大を促し、延て銀行券の發行增加を促したるものにして、其の結果大正七年末の決濟期に際し、發行高は一億一千五百餘萬圓に上ると共に、一面巨額の制限外發行を見るに至り、十二月二十八日其の最高額一千九百九十六萬圓に達し、遂に同行創立以來の一新記錄を開きたるものなり。

而して滿洲に於ける本邦通貨の統一に就きては、既に橫濱正金銀行の章下に詳述したる所なるも本問題は朝鮮銀行券の流通地域の擴張、其の信用の向上に就き重大なる關係を有する所なるを以て此の點に就きてのみ便宜玆に一言すべし。抑〻日露戰後南滿洲の我勢力範圍に歸してより、關東都督府及南滿洲鐵道會社は勿論駐屯軍經理部等に於ける諸計算は總て金建を採用し、且つ在滿邦人は年

年其の數を增加して十數萬人に上り、隱然一大勢力を形成するありて、租借地たる關東州は勿論特殊地域たる鐵道附屬地竝に支那領內の日本居留地に於ける金券の授受は當初より行はれしのみならず、橫濱正金銀行の金勘定開始及朝鮮銀行の滿蒙進出と共に、金資金の移動は逐年旺盛を加へ、一面日滿取引の發展に伴ひて爲替作用に基く金券の受拂を見るに至れり。茲に於てか夙に滿洲に流入し前記邦人の勢力圈を中心として日支人間に圓滿に流通したる日本銀行兌換券及帝國補助貨は、漸次回收せられて正金銀行金券又は朝鮮銀行券之に代り、大正二年末には日本銀行兌換券の流通額約三十萬圓、補助貨約二十萬圓內外に縮小し、爾後益〻減少すべしと推定せられたり。而も滿洲に於ける邦人の經濟的發展に伴ひ、金資金の需要は愈〻增加の傾向にありたるを以て、大正二年七月政府は正金銀行に對し金貨又は日本銀行兌換券を以て引換ふべき銀行券の發行を命じ、同行は該命令に基き同年十月一日先づ一圓券を發行し、引續き五圓券及十圓券を發行して、其の普及を圖りたる結果、其の發行高は同十月末の約八萬圓より十一月末の五十萬圓、十二月末の百十萬圓に達し、爾來益〻增進して大正六年十一月末には三百三十八萬餘圓を算するに至れり。他方朝鮮銀行券に就て見るに、同行は創業當初は安東縣に一店を有するに過ぎざりしも、同銀行券は當時旣に右地方に於て日本銀行兌換券と竝びて相當多くの流通額を示し、爾後同行業務の擴大と共に、非常の速度を以て南滿洲鐵道沿線の各地方に普及し、大正二年以降奉天、大連其の他の樞要地に支店の增設せらるるに至り其の流通は更に圓滑となり、日支人間に故障なく授受せられ、春年ならずして市場流通高百萬圓を超ゆるに至れり。爾來滿蒙の開發に伴ひ邦人の商勢著しく進展し、延て日本金券の滿洲流入額の夥しき增加を來すと共に、金融機關の整備統一を必要とする時機に到達したるを以て、仍ち帝國政府は大正六年十一月二

十八日、勅令第二百十八號を以て正金銀行の金券發行を停止すると同時に、勅令第二百十七號を以て朝鮮銀行發行の銀行券に對し無制限通用力を公認したる結果、同行は遂に正金銀行に代りて、滿洲に於ける唯一の金本位銀行券の發行銀行として、事實上同地方の中樞金融機關たるの任務に服し、日本金券の統一竝に其の普及に努力することとなり、爾來同銀行券の流通は益〻擴大し、其の發行高は愈〻膨脹するに至りしものなり。

以上述べし所の如く、朝鮮銀行券は世界大戰以來、諸種の事情に依りて比年其の發行高の膨脹を見たるが、大正九年三月の財界反動以來、物價の下落と取引の縮小とに依り、同銀行券の發行高も亦勢ひ減少を免れず、大正十年以降に於ては各年末現在發行高一億圓臺を維持したるも、固より大正八年末には及ばず、一進一退して大正末年に至れり。

次に朝鮮銀行券の種類に就きて一言せんに、韓國銀行創業の際第一銀行より繼承せる旣發銀行券は法律上韓國銀行の發行したるものと看做され、當然同行銀行券と何等の差異なかりしは勿論なりと雖も、右の外同行業務の開始と共に、其の銀行券の發行は一日も緩うすること能はざりしも、當時之が印刷には相當の期間を必要とせしを以て、同行は更に第一銀行より其の未發行に係る銀行券の引繼を受け、認可を得て便宜之が發行に當れり。されど春年ならずして韓國銀行券の製造成り、明治四十三年十二月始めて韓國銀行の記名ある壹圓券を發行し、更に翌四十四年八月五圓券及拾圓券を發行するに至れり。而も同年八月十五日より朝鮮銀行法施行せられ、韓國銀行は其の名稱を改めて朝鮮銀行となりたるを以て、茲に再び銀行券改刷の必要を生じ、其の印刷を朝鮮總督府印刷局に依賴したるが、大正三年九月に至り漸く朝鮮銀行の記名ある新百圓券の發行を見、尋いで翌四年一月壹圓券

同十一月五圓券及拾圓券の發行を見たり。爾來新券を以て漸次整理の歩を進め、大正十年頃には殆ど舊券の影を留めざるに至れり。尚ほ此の外に明治三十七年日露戰役に際し、軍需用として第一銀行舊韓國支店の發行せる拾錢・貳拾錢・五拾錢の三種の小額券あり。之れ又朝鮮銀行の繼承する所となりしも、元來同券は永久通用の目的を以て發行せられしものに非ざりしかば、明治四十四年三月朝鮮總督府告示第八十九號に依り、翌年三月三十一日限り通用を禁止せられたり。更に大正六年十一月橫濱正金銀行より壹圓券・五圓券・拾圓券を繼承すると共に、卽時朝鮮銀行券を以て之に代らしめしが、爾後同行券は既述の如く益〻其の流通範圍を擴大し、朝鮮・滿洲より支那本部竝に西比利亞方面の各種取引に迄使用せらるるに至れり。而して券面種類別に發行景況を窺ふに、十圓券は每期總發行高の四割內外を占め、壹圓券亦大同小異にして、五圓券は一割五分乃至二割の間を往來し、百圓券は時に一割以上に及べるものとす。今其の累年發行額・兌換準備及制限外發行額を揭ぐれば左の如し。

（一）朝鮮銀行兌換銀行券累年表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
明治四二		円	一五、九八〇、四七八	一三、四三九、七〇〇	一五、九八〇、四七八
同四三	二一、〇六九、七〇〇	二二、〇四七、〇〇〇	二六、六二三、〇〇〇	二六、六二三、〇〇〇	三四、四三七、七〇〇
同四四	三七、〇二八、九〇〇	二四、五三九、三〇〇	四〇、五九七、〇〇〇	二五、〇〇六、五四〇	五五、五七八、九〇〇
大正元	四五、七六六、五四〇		四三、七九一、三〇〇	四三、七九一、三〇〇	六五、〇一八、五四〇
同二	三八、九三〇、四〇〇	一九、五八七、七九〇	四五、〇七六、七九〇	二五、五五〇、四〇〇	六四、四一九、四〇〇
同三	四三、七八三、二六〇	一九、四七〇、〇五〇	四六、五一八、〇五〇	二五、六九三、二六〇	七〇、八三一、二六〇
同四	五二、八〇一、三七〇	二二、三六〇、二三〇	六〇、〇五五、二三〇	三四、三八七、五二〇	九〇、四九六、三七〇
同五	六八、二七〇、五二〇	二九、一七〇、〇一〇	七八、九七四、〇一〇	四六、六二七、〇八〇	一一八、〇七四、五二〇
同六	九一、一〇七、〇八〇	三九、八九三、七八〇	一三〇、六三一、二五六	六七、三六四、九五〇	一八一、八四四、五五六
同七	二〇七、六三六、三〇四	六二、五一六、三〇八	二七五、〇〇八、八〇六	一五、五二三、六七一	四二〇、一二八、八〇二
同八	三五七、七四七、五七七	一〇二、七九七、三三九	四〇六、五五七、六一〇	一六三、六〇〇、〇五六	六六、一五〇七、八四八
同九	四七四、一六八、〇四九	一〇八、二三九、六九一	四五六、〇八六、一六三	一一四、〇三四、六二〇	八二二、〇一四、五二一
同一〇	四五九、二九一、三九二	九八、六〇八、四二五	四八九、六八八、三二二	一三六、三六〇、五〇〇	八五〇、三七一、二八九
同一一	四八一、八四八、六五四	九五、〇二四、四八四	二二六、五三七、五〇六	一〇〇、五四四、八六四	六一三、三六一、六七六
同一二	二三五、三五一、〇四二	八九、一〇三、二八〇	二四〇、九四九、四四〇	一一一、二三三、〇六八	三八七、一九七、二〇二
同一三	二五一、〇九七、〇七四	八三、四七一、三一九	二九二、三五二、五〇一	一二九、一一八、七一三	四五九、九七八、二五六
同一四	三〇〇、九二五、四五九	九四、四五八、二二一	四八九、八八八、三二二	一二〇、五四〇、七八三	五〇四、三七四、九二八
昭和元	二七三、八二〇、八七九	七九、七二〇、一三〇	二四六、七八九、五〇〇	一一〇、九三六、五三一	四四〇、八九〇、二四九

（二）朝鮮銀行兌換銀行券發行高及正貨保證準備累年表

期次	現發行高	正貨準備 金貨及金地金	正貨準備 日本銀行券	保證準備 國債證券	保證準備 政府證券	保證準備 商業手形其他	保證準備 計	備考
明治四二・一二月末	一三、四三九、七〇〇円	一、五二一、五〇〇円	三、五二五、〇〇〇円	円	円	円	五、〇四六、五〇〇円	
同四三・六	一三、二五五、〇〇〇	二、〇二一、五〇〇	三、四二五、〇〇〇				五、四三六、五〇〇	
同一二	二〇、一六三、八〇〇	二、〇三二、七五〇	五、〇〇三、〇〇〇				七、〇三五、七五〇	
同四四・六	三三、〇四七、〇〇〇	一、九八一、〇〇〇	五、八五三、〇〇〇				七、八三四、〇〇〇	
同一二	二五、〇八六、五四〇	三、九七九、九八〇	四、八五七、〇〇〇				八、八三六、九八〇	
同四五・六	二四、五三九、三〇〇	三、九七九、〇〇〇	四、二六〇、〇〇〇				八、二三九、〇〇〇	
大正元・一二	二五、五四〇、四〇〇	三、六八二、六三〇	五、〇四四、〇〇〇				八、七二六、六三〇	
同二・六	一九、五八七、七九〇	三、四四〇、四五〇	三、三七五、〇〇〇				六、八一五、四五〇	

大正二年・一二月末	五三、六九三、二六〇円	三、四三七、七五〇円	五、五〇五、二〇〇円	八、九四二、九五〇円	—円	—円	—円	一六、七五〇、三一〇円
同　三・六	九一、四七〇、〇五〇	三、四二九、七五〇	三、二九〇、二〇〇	六、七一九、九五〇	—	—	—	一三、七五〇、一〇〇
同　一二	二一、八五〇、三七〇	二、四三〇、一〇〇	五、〇二三、二〇〇	七、四五三、三〇〇	—	—	—	一四、三九七、〇七〇
同　四・六	三三、三六〇、二三〇	二、二三六、三四〇	五、四九六、二〇〇	七、七三二、五四〇	—	—	—	一四、六二七、六九〇
同　一二	三四、三八七、五三〇	二、二三八、〇四〇	九、三六二、五〇〇	一一、六〇〇、五四〇	—	—	—	二三、七八六、九八〇
同　五・六	二九、一七〇、〇一〇	二、二四二、〇四〇	七、七三七、〇六六	九、九七九、一〇六	—	—	—	一九、一九〇、九〇四
同　一二	四六、六二七、〇八〇	二、二四五、五四〇	一四、三八一、五四〇	一六、六二七、〇八〇	—	—	—	三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　六・六	三九、八九三、七八〇	二、二五八、〇四〇	一一、〇四一、四二六	一三、二九九、四六六	—	—	—	三九、八九三、七八〇
同　一二	△六七、三六四、九五〇 八、五七七、〇〇〇	四、二三七、六四一	二四、五四九、六九〇	二八、七八七、三三一	—	—	—	六七、三六四、九四九
同　七・六	六二、五一六、三〇八	四、二三七、一四三	一六、九九四、三三〇	二一、二三一、四七三	九、九四四、一二八	七、五〇〇、〇〇〇	二六、四二二、八九七	四三、八五七、〇三五
同　一二	△一二五、五二三、六七一 一七、六〇二、三三九	四、二三七、一四三	四三、六八四、二〇〇	四七、九二一、三四三	六三三、七二〇	五、五〇〇、〇〇〇	六七、四二六、五四一	七三、五六〇、二六一
同　八・六	△一〇二、七九七、三三九 一八、二九二、八六八	五、四一〇、二〇一	二九、〇九四、二七〇	三四、五〇四、四七一	六四、九七六	五、五〇〇、〇〇〇	六五、二二八、〇九七	七〇、七九三、〇七三
同　一二	△一六三、一〇〇、〇五六 四七、七三〇、九八四	二六、二二七、〇六五	三九、六四二、〇〇六	六五、八六九、〇七一	三、九九四、五四八	五、五〇〇、〇〇〇	九五、六六〇、九七五	一〇五、一五五、五三一
同　九・六	一〇八、二三九、六九一	三三、三八四、七二四	二七、八〇〇、九五八	五〇、一八五、六八二	三、九九四、五四八	五、五〇〇、〇〇〇	五一、九二九、七〇三	六一、四二四、二五〇
同　一二	一二四、〇三四、六三〇	二五、三一〇、一四四	三八、七九二、〇二七	六四、一〇三、一七一	三、三七八、一五五	五、五〇〇、〇〇〇	四五、〇三七、三一三	五三、九一五、四六七
同　一〇・六	九八、六〇八、四二五	三二、五六四、九二四	二七、〇六一、五一七	四九、六二六、四四一	三、三七八、一五五	一〇、五〇〇、〇〇〇	三五、一〇三、八二九	四八、九八一、九八四
同　一二	△一三六、三六〇、五〇〇 三七、七二六、三〇一	三二、六五九、二六一	二五、九七四、九三八	四八、六三四、一九九	三、〇八〇、六五五	一〇、五〇〇、〇〇〇	七四、一四五、六四六	八七、七二六、三〇一
同　一一・六	△九五、〇二四、四八四 九、〇三〇、五八三	一六、七三二、三四九	一九、二六一、五五一	三六、〇〇三、九〇〇	三、三二四、六五五	—	五五、七九五、九二八	五九、〇三〇、五八三
同　一二	△一〇〇、五四四、八六四 一五、四六三、九四六	一四、二六九、一四四	二〇、八二一、七七四	三五、〇八〇、九一八	二、九四九、〇〇〇	—	六二、五一四、九四六	六五、四六三、九四六
同　一二・六	△八九、一〇三、二六〇 五、九六四、六五八	一四、一九一、〇九九	一八、九四七、五三三	三三、一三八、六三二	二、八〇五、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	五〇、四五九、六五八	五五、九六四、六五八
同　一二	△一一〇、二三三、〇六八 二三、四八八、一五九	九、一四八、六二三	二七、五九六、二八五	三六、七四四、九〇八	二、三八〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	六七、七〇八、一五九	七二、四八八、一五九
同　一三・六	△八三、四七一、三一九 二、一八九、四〇九	九、〇八六、九七一	三三、一九四、九三九	三一、二八一、九一〇	二、三八〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	四七、四〇九、四〇九	五三、一八九、四〇九

同　一二	△一二九、一一八、七一三 三五、二七九、〇七一	七、四二三、六六六	三六、四一六、九七六	四三、八三九、六四二	一、九八九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	八一、一九〇、〇七一	八五、二七九、〇七一
同　一四・六	△九四、四五八、三二一 一〇、二〇五、一五〇	九、〇九四、六四六	二五、一五八、四二五	三四、二五三、〇七一	一、九八九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	五六、一一六、一五〇	六〇、二〇五、一五〇
同　一二	△一三〇、五四〇、七八三 二六、八八一、八〇三	九、〇八一、一四〇	三二、五七七、八四一	四一、六五八、九八一	三、四七八、二〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	七三、六〇三、六〇三	七八、八八一、八〇三
同　一五・六	△七九、七二〇、一三〇 一、三七一、〇〇七	九、〇七二、四〇六	一九、二七六、七一七	二八、三四九、一二三	三、四七八、二〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	四六、〇九二、八〇七	五一、三七一、〇〇七
昭和元・一二	△一一〇、九三六、五三一 二三、八〇一、二三〇	一〇、〇七三、四一六	二八、〇六二、八八五	三八、一三五、三〇一	一、一五五、一五〇	一、五〇〇、〇〇〇	七〇、一四六、〇八〇	七二、八〇一、二三〇

（備　考）現發行高中△印あるは制限外發行高にして、內書とす。

（三）朝鮮銀行兌換券制限外發行沿革表

認可及發行年月日	發行期限	稅率	發行認可高（千円）	限外發行高（千円）	認可事由其他
大正六年十一月卅日	當分の間	年五分	一〇、〇〇〇		米穀及棉花の出廻期に際せると横濱正金銀行より金券引繼の爲
同　十二月末				八、五七七	
同　七年十月十二日	右同斷	六分	二〇、〇〇〇		滿鮮各地の出穀期と浦鹽出兵等に伴ふ發行增加の爲囊の壹千萬圓限度を貳千萬圓に改む
同　十二月末				一七、六〇二	
同　八年十一月廿七日	右同斷	七分	五〇、〇〇〇		右同斷に依り參千萬圓追加せるものなり
同　十二月末				四七、七三〇	
同　九年三月廿八日	右同斷	七分	五〇、〇〇〇		三月末迄に參千萬圓回收の豫定なりしも旱害に基く補充食糧の輸入資金需要多きと滿洲貸出金、銀高の爲回收思はしからず爲に却て滯貨多く依て壹千萬圓は四月末、貳千萬圓は七月末迄に回收延期認可せり
同　三月末				四八、七一三	
同　四月卅日	右同斷	七分	五〇、〇〇〇		內地財界の急變に依り資金の流入思はしからず豫め資金の準備を爲し調節の要あり仍て參千萬圓は七月末迄に回收することとして之を認めたり
大正十年十二月七日	右同斷	七分	四〇、〇〇〇		業務發展並に目先出穀及歲末資金の需要增加の爲め十一年五月末日迄を限り貳千萬圓の追加を認可せり
同　十二月末				三七、七二六	
同十二年十二月十七日	右同斷	七分	三〇、〇〇〇		米穀棉花等の輸出入激增及歲末決濟資金の需要の爲向ふ六ケ月間を限り壹千萬圓の追加を認可せり
同　十二月末				二三、四八八	

大正十三年十二月十一日	大正十四年二月末限	七分	三〇、〇〇〇		
同	大正十四年一月十五日限	七分	一〇、〇〇〇		
同	十二月廿六日				
同	十二月末				
大正十四年二月廿七日	自三月一日至四月末日	七分	一五、〇〇〇	三五、二七九	滿洲特產物竝に鮮內米穀資金の回收豫定の如くならざりしと、新に外米肥料資金需要見込の爲
同	自五月一日至六月末日	七分	一五、〇〇〇		鮮滿金融市場の狀勢は尙新資金需要增加見込の爲
同	五月六日				
同	六月廿七日				
同	自七月一日至八月末日	七分	一〇、〇〇〇		鮮滿金融市場の狀勢急速なる收縮困難なる爲
同	八月廿八日				
同	自九月一日至九月末日	七分	一五、〇〇〇		米穀、小麥、大豆等の移出資金需要激增見込の爲
同	九月廿九日				
同	自十月一日至十月末日	七分	一五、〇〇〇		輸移出入資金需要の爲
同	十月卅日				
同	自十一月一日至十一月末日	七分	二五、〇〇〇		右同斷
同	十一月卅日				
同	自十二月一日至翌年一月末	七分	四〇、〇〇〇	二八、八八一	輸移出入資金及歲末決濟資金需要增加の爲
同	十二月末				
同	十五年一月廿九日				
同	自二月一日至二月末日	七分	二〇、〇〇〇		特產物輸移出入資金需要の爲
同	二月末				
同	自三月一日至三月末日	七分	一六、〇〇〇	一一、〇〇二	右同斷
同	三月末				
同	自四月一日至五月末日	七分	一五、〇〇〇	一〇、一二二	右同斷
同	三月卅一日				
同	四月末				
同	自六月一日至七月末日	七分	一〇、〇〇〇	四、一一一	滿の移出及土木事業資金需要の爲
同	五月廿六日				
同	六月末				
同	自八月一日至九月末日	七分	六、〇〇〇	一、三七一	滿の移出、小麥、大豆の輸移出資金の需要の爲
同	七月廿八日				
同	九月末				
同	自十月一日至十一月末日	七分	一七、〇〇〇	六三四	特產物の出廻、米穀の移出入、綿布等冬物の輸移入資金需要の爲
同	九月廿八日				

同	十一月末				
同	十一月廿七日				
昭和元年十二月末	自十二月一日至翌年一月末	十二月廿日より六分	三〇、〇〇〇	一四、八一六	農產物、綿絲布、竝に特產物の輸移出入及冬物仕入資金需要の爲
				二二、八〇一	

第三款　仕拂手形

朝鮮銀行に於ては以上述べし銀行券の外、大正五年六月十二日以降滿洲支店に於て發行したる拾錢・貳拾錢・五拾錢の仕拂手形あり。該券の發行は朝鮮銀行の信用を以て、滿洲通貨の不備を補はんとする目的に出でたるものにして、同行は大正四年八月二十一日之が發行に關し朝鮮總督の認可を得たるものとす。

請し、翌五年六月二日左の如き條件の下に其の認可を得たるものとす。

（一）小額仕拂手形の種類は五拾錢・貳拾錢及拾錢の三種とす。

（二）小額仕拂手形は其の行在滿洲支店に限り之を振出すべし。

（三）小額仕拂手形の支拂は其の行在滿洲支店に於て之を爲すべし。

（四）小額仕拂手形に關しては朝鮮銀行法中銀行券に關する規定に依るものとす。

右仕拂手形は發行以來同行銀行券同樣何等の支障なく日支人間に圓滿なる流通を見たり。又大正六年九月以降朝鮮に於ける補助貨の缺乏を緩和する爲め、一時同地に於ても之を發行するに至りしが、大正七年五月以來漸次之を回收する方針を採れり。本仕拂手形の發行高は大正五年下半期末の發行現在高は僅々十萬餘圓なりしが、時局に依る經濟界の好況に伴ひ漸次增加し、大正八年末には百八十九萬餘圓を算するに至れり。然れども其の後に於ては急激に減少の傾向を辿り、昭和元年末に於ては三十四萬餘圓となれり。卽ち次の如し。

朝鮮銀行發行仕拂手形累年表

年次	上半期 總發行高	上半期 期末現在高	下半期 總發行高	下半期 期末現在高	一年總發行高
大正五	一七、九〇〇円	一三、三〇〇円	一九五、四〇〇円	一〇六、二七〇円	二〇〇、〇〇〇円
同六	二五五、四七〇	一〇〇、七二〇	九八八、一二八	八三三、四二〇	一、一四二、八七八
同七	一、六八六、四五〇	八〇七、五一〇	二、〇二二、二五〇	一、〇八四、七八九	二、九〇一、一九〇
同八	二、一二五、五二九	一、二八二、五八九	二、七五〇、七一四	一、六九九、〇九四	三、五九三、六五四
同九	三、三九一、〇九四	一、五七八、二四〇	二、九一八、〇四〇	一、五七七、五四六	四、七三〇、八九四
同一〇	二、一七一、二四六	一、一八四、四〇八	二、一七〇二、六〇八	一、二五一、〇六〇	二、九九九、四四六
同一一	一、八九六、八〇七	一、九四九、〇四三	二、一一七、三二七	一、一三、三八二	二、八六五、〇九一
同一二	一、四一二、五〇一	七二四、九一五	七六八、八〇一	五一七、四四三	一、四五六、三八七
同一三	五四六、九六三	四五三、五三〇	四九六、三九七	四四五、六一三	五八九、八三〇
同一四	四四六、八四八	三八三、八四一	三八四、二六六	三五七、三一五	四四七、二七三
昭和元	三五七、五九五	三四六、八七九	三四六、八七九	三四二、一二二	三五七、五九五

第九章　臺灣銀行

第一節　總　說

第一款　臺灣銀行の組織

第一項　臺灣銀行法

第一目　法律の制定

臺灣銀行は明治三十年四月法律第三十八號臺灣銀行法に基き、明治三十二年八月を以て創立せられしものにして、其の創立の趣旨を明にするが爲め、臺灣銀行法制定理由書を掲ぐれば左の如し。

臺灣銀行ハ臺灣ノ金融機關トシテ商工業竝ニ公共事業ニ資金ヲ融通シ臺灣ノ富源ヲ開發シ經濟上ノ發達ヲ計リ尙ホ進ンデ營業ノ範圍ヲ南清地方及南洋諸島ニ擴張シ是等諸國ノ商業貿易ノ機關トナリ以テ金融ヲ調節スルヲ以テ目的トス。今ヤ臺灣ニ於テ金融機關トシテ見ルベキモノ甚ダ微々タル景況ニシテ金融疏通ノ途ナキガ爲メ非常ノ高利ニ苦シメラレ又各種ノ事業ハ本邦人ノ經營ニ係ルモノ甚ダ稀ニシテ概ネ外人ノ專有スル所トナレリ。故ニ此新領土ノ人民ヲシテ金融機關ノ信用ヲ悟ラシメ同時ニ我國人ガ漸次ニ臺灣ニ於テ事業ヲ爲スニ便益ヲ與ヘ以テ之ヲ誘掖スルノ途ヲ開カザルベカラズ。又臺灣ハ我本土ト遠ク隔離セルガ故ニ經濟上同島ノ獨立ヲ計ルハ最モ必要ニシテ一朝事アルニ當テモ能ク經濟上ノ獨立ヲ維持シ得ベキ方策ヲ施設スルヲ要ス。又臺灣ニ於テハ內外ノ貨幣雜然流通シ幣制殆ンド紊亂ノ極ニ達セルヲ以テ臺灣銀行ヲシテ幣制整理ノ任ニ當ラシメントス。是レ速ニ臺灣銀行設立ヲ必要トスル所以ナリ。

斯くて臺灣銀行法は第十回帝國議會の協贊を經て、明治三十年四月法律第三十八號を以て公布せられしが、今其の全文を揭ぐれば左の如し。

臺灣銀行法（明治三十年四月一日法律第三十八號）

第一條　臺灣銀行ハ株式會社トス

臺灣銀行ハ本店ヲ臺灣ニ設置ス

第二條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ要地ニ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得

主務大臣ニ於テ支店代理店ヲ必要ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三條　臺灣銀行ノ存立期間ハ設置免許ノ日ヨリ滿二十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ期限ヲ延長スルコトヲ得

第四條　臺灣銀行ノ資本金ハ五百萬圓以上トス

第五條　臺灣銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

第一　爲換手形其ノ他商業手形ノ割引

第二　爲換及荷爲換

第三　平常取引スル諸會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

第四　確實ナル不動產ヲ抵當トシ又ハ動產ヲ質トスル貸付

第五　諸預リ金及當坐貸越勘定

第六　金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

第七　地金銀ノ賣買

第八　他銀行ノ業務代理

右ノ外營業ノ都合ニ由リ國債證券、地方債證券又ハ勸業債券、農工債券ヲ買入ルルコトヲ得

第六條　臺灣銀行ハ此ノ法律ニ記載スル事業ノ外他ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　政府ハ臺灣銀行ヲシテ國庫金ノ取扱ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條　臺灣銀行ハ五圓以上ノ無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ無記名式一覽拂ノ手形ノ所有者ハ臺灣銀行ノ財產ニ就キ先取特權ヲ有ス但シ其ノ順位ハ公課ノ次トス

第九條　臺灣銀行ハ無記名式一覽拂ノ手形發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ支拂準備ニ充ツヘシ

前項準備ニ依レル外無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行セムトスルトキハ五百萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ發行額ハ前項準備ニ依レル發行額ニ超過スルコトヲ得ス

市場ノ狀況ニ由リ前二項ノ外更ニ無記名式一覽拂ノ手形ノ發行ヲ必要トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第十條　臺灣銀行ヨリ發行スル無記名式一覽拂ノ手形ハ臺灣總督府管轄地方內ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得

第十一條　臺灣銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動產、不動產ヲ買取ルコトヲ得ス

第十二條　臺灣銀行ニ頭取、副頭取各一人理事四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第十三條　頭取、副頭取ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ四箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

理事及監査役ハ選擧ノ六箇月前ヨリ引續キ本條規定ノ株數ヲ所有スル者ニ限ル

第十四條　頭取副頭取及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス

第十五條　頭取ハ臺灣銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副頭取ハ頭取事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ頭取缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副頭取及理事ハ頭取ヲ補助シ臺灣銀行ノ業務ヲ分掌ス

監査役ハ臺灣銀行ノ業務ヲ監査ス

第十六條　株主總會ヲ通常臨時ノ二種トス

通常株主總會ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ頭取之ヲ招集ス

臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲何時ニテモ頭取之ヲ招集スルコトヲ得

監査役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ頭取ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ頭取ハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第十七條　株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託スルコトヲ得ス但シ法律上ノ代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　主務大臣ハ臺灣銀行監理官ヲ置キ臺灣銀行ノ業務ヲ監視セシム

第十九條　臺灣銀行監理官ハ何時ニテモ臺灣銀行ノ金庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ臺灣銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條　臺灣銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立テ及利益配當ノ平

第二十一條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條　臺灣銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條　主務大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ臺灣銀行ノ貸付金額及方法ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條　主務大臣ハ臺灣銀行ノ營業上此ノ法律又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十五條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

臺灣銀行ハ無記名式一覽拂手形ノ發行額及仕拂準備ニ關スル毎週平均高表ヲ新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第二十六條　臺灣銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ頭取若ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副頭取ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處シ其ノ事犯ニシテ副頭取理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副頭取理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一　第六條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二　第九條ノ規定ニ反シ手形ヲ發行シタルトキ

三　第二十條ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テサルトキ

附　則

第二十七條　政府ハ臺灣銀行創立委員ヲ置キ其ノ設立ノ免許ヲ與フルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十八條　創立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス
第二十九條　創立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ臺灣銀行設立ノ免許ヲ申請スヘシ
第三十條　創立委員ハ前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ臺灣銀行頭取ニ引渡スヘシ
第三十一條　設立初度ノ理事及監査役ノ第十三條ニ依リ所有スヘキ株數ノ時期ニ就テハ同條第四項ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第二目　法律の改正

臺灣銀行法は右の如く明治三十年三月公布せられ、臺灣銀行の開業に至る迄に既に兩度の一部改正を見たるが、其の後に於ても亦臺灣經濟界の現狀に應じ、又同行業務の實際に徵し、之に改正を加へらるること數次に及びたり。以下其の沿革に就き順次說述する所あらんとす。

臺灣銀行は同銀行法第八條に依り、五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特典を賦與せられしが該手形の發行高は臺灣金融上至大の關係を有し、從て右特典濫用は嚴に之を戒めざるべからざるに鑑み、之に政府直接監督を加ふるの必要ありと爲し、明治三十一年六月法律第十七號を以て同銀行法第二十三條中に左の如き改正を加ふることとなれり。

法律第十七號(明治三十一年六月二十五日)
明治三十年法律第三十八號臺灣銀行法中左ノ通改正ス
第二十三條　主務大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ臺灣銀行ノ無記名式一覽拂ノ手形發行高貸付金額及貸付方法ヲ制限スルコトヲ得

然るに臺灣銀行の發行券を右の如く無記名式一覽拂手形として一般手形法の規定に拘束せしむるに於ては、商法の改正に伴ひ諸種の不便を生ずるの虞あり、更に又臺灣は未だ幣制の統一なく、從來の通貨は各種銀貨幣を以てせらるる關係上、直に內地の金本位制を移して之を實施するは頗る困難なる事情あると共に、臺灣の經濟事情は內地に比し未だ著しく低位に在り、日常取引にも小額銀貨幣を使用する狀態なりしを以て、旁〻臺灣銀行の發行する一覽拂手形を壹圓銀貨一枚以上の銀行券と爲すの必要ありと爲し、政府は第十三回帝國議會に臺灣銀行法中改正法律案を提出し、議會の協贊を經て、明治三十二年三月法律第三十四號を以て左の通り公布したり。

法律第三十四號(明治三十二年三月二日)
臺灣銀行法中左ノ通改正ス
第八條　臺灣銀行ハ券面金額一圓銀貨一枚以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ銀行券ハ臺灣銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ一圓銀貨ト引換フルモノトス
但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得
第九條第十條第二十三條中「無記名式一覽拂手形」第二十六條中「手形」ヲ「銀行券」ニ改ム

既にして臺灣銀行は同年九月開業の運びとなりしが、其の後同行の業務は順調に發展を遂げ、從て銀行法の改正も亦之を見るに至らざりしが、明治三十五六年に至りて銀價の變動甚だしく、銀本位の銀行券を發行する同行は、爲に業務の基礎を危くするの惧なき能はざる狀態に際會せり。依て同行は從來の銀兌換の銀行券を廢し、金兌換の銀行券を發行することに改め、以て臺灣に於ける商取引の圓滿なる運行を期し、併せて銀價の騰落により銀行業務に不測の患を蒙るが如きこと無からしめんことを欲せり。政府に於ても亦其の必要を認めしが、當時內外多事にして容易に之に關する法律の

改正を見るに至らざりしを以て、明治三十七年六月律令第八號に依り差當り臺灣銀行券發行に關する律令を公布して金券を發行せしめ、以て臺灣經濟界の機宜に應ぜしめたり。尋いで明治三十九年一月政府は第二十二回帝國議會に臺灣銀行法中改正法律案を提出し、其の協贊を得て同年二月法律第三號を以て左の如く公布したり。

法律第三號（明治三十九年二月十九日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第五條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

第四　確實ナル擔保アル貸付

同條第二項中「地方債券又ハ勸業債券、農工債券」ヲ「地方債券、勸業債券、農工債券又ハ興業債券」ニ改ム

第八條第一項中「銀貨一枚」ヲ削リ第二項中「一圓銀貨」ヲ「金貨」ニ改ム

第九條第二項中但書ヲ削ル

第十二條中「四人」ヲ「二人」ニ改ム

第十四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ主務大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本法施行前第八條ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ支店ニ於テ一圓銀貨ト引換フヘシ但シ臺灣總督ノ定ムル一圓銀貨ノ公納公定相場ニ依リ金貨又ハ本法ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

第九條ニ依ル銀行券ノ發行高ニハ本法施行前發行ノ銀行券ニシテ引換未濟ノモノヲ併算ス

今右改正の要旨を說明すれば左の如し。

（一）銀行券を金券に改めしこと。

從來同行は領臺當時の舊慣に依り銀券を發行せしものなるも、漸次金勘定の經驗を得たるのみならず、時に銀價の變動甚だしくして其の發行券は投機の用に供せられ、曾に銀行自體の危險少からざるのみならず、國庫も亦多大の損害を蒙る狀態にして、臺灣の幣制整理は一日も忽にする能はざるに至れり。仍て政府は曩に明治三十七年六月律令第八號を以て金券發行を敢行したりと雖も、固より一時緊急已むを得ざるに出でたる處置にして、之を永續すべきに非ざるを以て、茲に第八條を改正して金券發行のことに改めたり。

（二）保證準備發行に關する制限を撤廢せしこと。

銀行券の信用漸く厚く、其の流通の景況亦圓滿にして、今や從來の如き半額準備の制を持續する必要なきのみならず、假りに半額準備を必要とする事態の生ずることありとするも、本法第二十三條の規定により主務大臣は之に監督權を行使し、發行額の制限を爲し得るを以て、卽ち第九條第二項但書を削除し保證準備發行額をして正貨準備發行額に超過せしめざる制限を撤廢したり。

（三）貸付金の擔保物件範圍を擴張せしこと。

同行の貸付業務は素と確實なる擔保に對し、之を爲さしむる趣旨なるを以て、不動產抵當及動產質以外にても、確實なる擔保を徵するときは其の貸付を爲すに何等支障なきものなり。而も同行の貸付は漸次發展し、殊に海外に迄其の貸出を擴張するの機運に在り、旁〻從來の擔保物件に限るは種々不便あるべきを以て、第五條第一項を改正して確實なる擔保を徵するときは自由に貸付を行ふことを得ることとせり。

（四）營業上の都合に基く資金の運用範圍を擴張せしこと。

臺灣銀行が營業上の都合に依り買入るることを得る證券は國債地方債の外勸業及農工債券に限られしが、興業債券は勸業債券農工債券と其の性質同一なるものにして、特に興業債券のみを不可とするの理由なく、同銀行法制定の當初に在りては未だ其の必要を認めざりしと雖も、興業債券は既に明治三十五年十月以來數次に亙りて發行せられ、明治三十八年末に至りては殘高九百七十五萬五千圓に達するを以て、玆に第五條第二項を改正し、臺灣銀行の營業の都合に依りては該債券をも購入し得ることに改めたり。

（五）重役の定員及資格の制限を緩和せしこと。

臺灣は內地を去ること遠く、風土亦瘴厲にして、理事に人才を得ること困難なる事情あるのみならず、理事の定員を特に四人以上に限るの必要なきを以て、第十二條に改正を加へ、之を二人以上に改めたり。又現行法に依れば、同銀行の重役は何等の名稱に拘らず在任中他の職務又は商業に從事するを得ざるの規定なるも、斯くては例へば商業會議所議員等をも兼ぬる能はざることとなり、優良の才を致して行務の暢達を期する所以に非ざるを以て、第十四條を改正し、他の特殊銀行に於けるが如く同銀行重役も亦大藏大臣の認可を得たるときは、他の職務にも從事し得ることに改めたり。

右三十九年の改正の結果、同行銀行券は正貨準備發行高の外、五百萬圓を限度として自由に保證準備發行を爲し得ることとなり、逐年發展の途中にある同島金融の圓滑を期するに至りしが、其の後同島經濟界の活動は急激なる伸張を示し、同年十月早くも銀行券發行限度の狹少なるに堪へざる情勢となり、政府の認可を得て制限外發行を爲すの已むなきに至れり。其の後經濟界の發展は駸々として止まらず、加ふるに同島幣制の整理上、從來通用の壹圓銀貨は明治四十一年末を以て其の通用を禁止するに至りしかば、自然に銀行券の需要增加を喚起し、制限外發行を常態とするに非ずんば、保證準備發行制限額を擴張するの已むなき狀勢に立至れり。同行に於ては既に明治四十年二月以來、數次に亙りて保證準備發行制限額の擴張方に就き當局に陳情せしが、政府も遂に其の趣旨を容れ、明治四十三年三月右に關する改正を主要點とする改正法律案を第二十六回帝國議會に提出し、其の協贊を得て同年四月法律第四十六號を以て左の如く公布したり。

法律第四十六號（明治四十三年四月六日）

臺灣銀行法中左ノ通リ改正ス

第九條第二項中「五百萬圓」ヲ「壹千萬圓」ニ改ム

第十三條第四項ヲ削ル

卽ち本改正に依り、同行從來の保證準備發行制限額は倍加して一千萬圓となり、且從來同行の理事監査役の被選者は、六箇月前より資格株の所有を要する規定なりしが、此の規定は實際上適材を得るに不便勘からざるのみならず、之を除くも別に弊害を認めざりしを以て、右規定卽ち第十三條第四項は之を削除したり。

臺灣銀行法は爾後大正三年に至る迄何等の改正も見ずして經過したるが、同年三月政府は其の前年臺灣に擔保附社債信託規則の施行せられたるに鑑み、臺灣銀行をして該業務の取扱に當らしむることの必要を認め、第三十一回帝國議會に之が改正法律案を提出し、其の協贊を經て同月法律第七號を以て公布したり。卽ち次の如し。

法律第七號（大正三年三月十四日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第五條第一項第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第八號ヲ第九號トス

第八　信託ノ業務

降て大正七年三月政府は臺灣銀行の業務範圍を擴張し、且つ保證準備發行制限額一千萬圓を二千萬圓に擴張せんとし、之に關する改正法律案を第四十四回帝國議會に提出し、其の協贊を經て同年四月法律第二十七號を以て左の如く之を公布したり。

法律第二十七號（大正七年四月一日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第五條中「地金銀ノ賣買」ヲ「地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換」ニ「又ハ興業債券」ヲ「興業債券其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ニ改ム

第五條ノ二　臺灣銀行ハ公共團體產業組合又ハ畜牛保健組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵セサルコトヲ得

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ外國ニ於ケル營業ノ必要上主務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條中「一千萬圓」ヲ「二千萬圓」ニ改ム

右改正の主要なる點は固より第九條中保證準備制限額擴張の件に在り。當時臺灣の貿易額は年年二億圓に上り、之を其の人口三百六十五萬人に割當つるときは一人當り六十四圓にして、內地貿易の一人當り四十七圓に比し殷盛なりしに反し、通貨は內地の一人當り十一圓七十八錢に對し、臺灣に於ては八圓二十錢に過ぎず。而して臺灣銀行は前に述べし如く、明治四十三年八月の法律改正に依り、從來の保證準備制限額五百萬圓を一千萬圓に擴張したるが、爾後經濟の發展と共に年々多額の制限外發行を爲すの狀態に在りしを以て、茲に右制限額一千萬圓を更に二千萬圓に改正したるものなり。次に臺灣に於ては產業組合或は公共團體等次第に發達し、其の基礎も鞏固となり、監督亦嚴重に行はるるに至りしを以て、恰も內地に於て勸業銀行農工銀行等が、此の種の組合又は團體に對し無擔保貸付を爲す如く、臺灣に於ても亦之に無擔保に依り資金を供給することの必要を認め、卽ち第五條中右に關する規定を追加し、更に同條の資金運用の範圍を擴張し、法律に列記せられたる諸債券の外特に主務大臣の認可を受けたる債券に對しても放資を爲し得ることに改め、且又當時他の特殊銀行に許容せられたる貨幣の交換業務をも新に追加し、以て同行業務の發展に伴ふ必要なる改正を施したるものとす。

臺灣銀行は既記大正三年三月の改正に依り其の業務中に信託業務を追加せられしが、大正十一年四月法律第六十五號を以て信託業法の公布せらるるや、同法は信託業と銀行業との兼營を許さざることとなりしを以て、政府は茲に臺灣銀行法中『信託ノ業務』を『擔保附社債ニ關スル信託事業』に改むると共に、從來信託業務の名の下に營みたる代理業務は之を許可することと爲し、之に必要なる改正案を第四十五回帝國議會に提出して其の協贊を經、同年四月法律第六十八號を以て左の如く公布したり。

法律第六十八號（大正十一年四月二十一日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第五條中「信託ノ業務」ヲ「擔保附社債ニ關スル信託事業」ニ「有價證券ヲ買入ルルコトヲ得」ヲ「有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得」ニ改メ同條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第十　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右改正法律は同年十二月勅令第五百十二號に依り、大正十二年一月一日より施行せられたり。

以上述べし如く、臺灣銀行法は其の制定以來七回に亙り改正せられしが、次に此等の改正を經たる昭和元年末現在の法律全文を掲げ、以て參考に資せんと欲す。

臺灣銀行法（明治三十年四月一日法律第八十三號）

第一條　臺灣銀行ハ株式會社トス

臺灣銀行ハ本店ヲ臺灣ニ設置ス

第二條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ要地ニ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得

主務大臣ニ於テ支店代理店ヲ必要ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三條　臺灣銀行ノ存立期間ハ設置免許ノ日ヨリ滿二十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ期限ヲ延長スルコトヲ得

第四條　臺灣銀行ノ資本金ハ五百萬圓以上トス

第五條　臺灣銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

第一　爲換手形其ノ他商業手形ノ割引

第二　爲換及荷爲換

第三　平常取引スル諸會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立

第四　確實ナル擔保アル貸付

第五　諸預リ金及當坐貸越勘定

第六　金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

第七　地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

第八　擔保附社債ニ關スル信託事業

第九　他銀行ノ業務代理

第十　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

右ノ外營業ノ都合ニ由リ國債證券、地方債券、勸業債券、農工債券、興業債券其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ二　臺灣銀行ハ公共團體、產業組合又ハ畜牛保健組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵セサルコトヲ得

第六條　臺灣銀行ハ此ノ法律ニ記載スル事業ノ外他ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス但シ外國ニ於ケル營業ノ必要上主務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　政府ハ臺灣銀行ヲシテ國庫金ノ取扱ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條　臺灣銀行ハ券面金額一圓以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得、

前項ノ銀行券ハ臺灣銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ金貨ト引換フルモノトス

但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條　臺灣銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ

前項準備ニ依レル外銀行券ヲ發行セムトスルトキハ二千萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ「紙幣」證券、兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得

市場ノ狀況ニ依リ前二項ノ外更ニ銀行券ノ發行ヲ必要トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

第十條　臺灣銀行ヨリ發行スル銀行券ハ臺灣總督府管轄地方內ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得

第十一條　臺灣銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動產、不動產ヲ買取ルコトヲ得ス

第十二條　臺灣銀行ニ頭取副頭取各一人理事二人以上監查役三人以上ヲ置ク

第十三條　頭取副頭取ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ四箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監查役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

第十四條　頭取副頭取及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　頭取ハ臺灣銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副頭取ハ頭取事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ頭取缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副頭取及理事ハ頭取ヲ補助シ臺灣銀行ノ業務ヲ分掌ス

監查役ハ臺灣銀行ノ業務ヲ監查ス

第十六條　株主總會ヲ通常臨時ノ二種トス

通常株主總會ハ每年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ頭取之ヲ招集ス

臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲何時ニテモ頭取之ヲ招集スルコトヲ得

監查役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ頭取ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ頭取ハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第十七條　株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託スルコトヲ得ス但シ法律上ノ代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　主務大臣ハ臺灣銀行監理官ヲ置キ臺灣銀行ノ業務ヲ監視セシム

第十九條　臺灣銀行監理官ハ何時ニテモ臺灣銀行ノ金庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢查スルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ臺灣銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條　臺灣銀行ハ每年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第二十一條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條　臺灣銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條　主務大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ臺灣銀行ノ銀行券發行高貸付金額及貸付方法ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條　主務大臣ハ臺灣銀行ノ營業上此ノ法律又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十五條　臺灣銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

臺灣銀行ハ銀行券ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高表ヲ新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第二十六條　臺灣銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ頭取若ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副頭取ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處シ其ノ事犯ニシテ副頭取理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副頭取理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一　第六條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二　第九條ノ規定ニ反シ銀行券ヲ發行シタルトキ

三　第二十條ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テサルトキ

附　則

第二十七條　政府ハ臺灣銀行創立委員ヲ置キ其ノ設立ノ免許ヲ與フルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十八條　創立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

第二十九條　創立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ臺灣銀行設立ノ免許ヲ申請スヘシ

第三十條　創立委員ハ前條免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ臺灣銀行頭取ニ引渡スヘシ

第三十一條　設立初度ノ理事及監査役ノ第十三條ニ依リ所有スヘキ株數ノ時期ニ付テハ同條第四項ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第二項　臺灣銀行定款

臺灣銀行創立委員は明治三十二年三月三十日株式會社臺灣銀行定款の認可を申請して卽日之が認可を得たり。今制定當初に於ける其の全文を一見せんに左の如し。

臺灣銀行定款（明治三十二年三月三十日認可）

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ株式會社臺灣銀行ト稱ス但シ英語ヲ用フル時ハ「The Bank of Taiwan, Limited」ト稱ス

第二條　當銀行ハ臺灣銀行法ニ依リ銀行業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ本店ヲ臺灣島臺北ニ設置ス

第四條　當銀行ハ營業ノ都合ニ依リ內外ノ要地ニ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ滿二十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ其期限ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條　當銀行ニ於テ公告ヲ爲ストキハ新聞紙ニ二日以上其事項ヲ登載スルモノトス

第二章　資本及株式

第七條　當銀行ノ資本ハ其總額五百萬圓トシ之ヲ五萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス

第八條　當銀行ノ株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作ルモノトス但シ株主ノ請求アルトキハ十株又ハ百株ヲ合シテ一通ノ株券ヲ作ルコトアルヘシ

第九條　株主第一回ノ株金拂込ヲ爲シタルトキハ株券ヲ交付シ株金拂込ノ都度其ノ拂込金額ヲ記入スルモノトス

第十條　資本第一回ノ拂込金額ハ總額ノ四分ノ一卽チ百貳拾五萬圓（一株ニツキ貳拾五圓）トス

前項ノ金額ハ當銀行設立ノ免許ヲ得タル後頭取其拂込期日ヲ定メ商法ノ規定ニ依リ各株主ニ拂込ノ催告ヲ爲シ各株主ハ其催告ニ基キ遲滯ナク之カ拂込ヲ爲スヘシ

第二回以後ノ拂込ノ期日及方法ハ營業ノ都合ニ依リ之ヲ定メ頭取其旨ヲ各株主ニ通知スヘシ但シ其ノ拂込金額ハ每回一株ニツキ貳拾五圓ヨリ多カラサルモノトス

第十一條　株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ